

8.4.3 火災防護設備の基本設計方針，適用基準及び適用規格

(1) 基本設計方針

変更前	変更後
<p>用語の定義は「発電用軽水型原子炉施設の火災防護に関する審査指針」による。</p>	<p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則」，「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会）による。</p>
<p>第 1 章 共通項目</p> <p style="text-align: center;">—</p>	<p>第 1 章 共通項目</p> <p>火災防護設備の共通項目である「1. 地盤等，2. 自然現象（2.2 津波による損傷の防止を除く。），5. 設備に対する要求（5.6 逆止め弁，5.8 電気設備の設計条件を除く。），6. その他」の基本設計方針については，原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第 1 章 共通項目」に基づく設計とする。</p>
<p>第 2 章 個別項目</p> <p>1. 火災防護設備の基本方針</p> <p>火災により原子炉の安全性が損なわれないように，「原子力発電所の火災防護指針」（日本電気協会 JEAG 4607）に準じ，火災の発生防止対策，火災の検知及び消火対策並びに火災の影響軽減対策を組み合わせ対応する。</p>	<p>第 2 章 個別項目</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針</p> <p>設計基準対象施設は，火災により発電用原子炉施設の安全性を損なわないよう，火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して，火災防護対策を講じる。</p> <p>発電用原子炉施設は，火災によりその安全性を損なわないように，適切な火災防護対策を講じる設計とする。火災防護対策を講じる対象として「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」のクラス 1，クラス 2 及び安全評価上その機能を期待するクラス 3 に属する</p>

変更前	変更後
	<p>構築物，系統及び機器とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等は，上記構築物，系統及び機器のうち原子炉の高温停止及び低温停止を達成し，維持するために必要な構築物，系統及び機器並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物，系統及び機器とする。</p> <p>原子炉の高温停止及び低温停止を達成し，維持するために必要な構築物，系統及び機器は，発電用原子炉施設において火災が発生した場合に，原子炉の高温停止及び低温停止を達成し，維持するために必要な以下の機能を確保するための構築物，系統及び機器とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 原子炉冷却材圧力バウンダリ機能</li> <li>② 過剰反応度の印加防止機能</li> <li>③ 炉心形状の維持機能</li> <li>④ 原子炉の緊急停止機能</li> <li>⑤ 未臨界維持機能</li> <li>⑥ 原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能</li> <li>⑦ 原子炉停止後の除熱機能</li> <li>⑧ 炉心冷却機能</li> <li>⑨ 工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能</li> <li>⑩ 安全上特に重要な関連機能</li> <li>⑪ 安全弁及び逃がし弁の吹き止まり機能</li> <li>⑫ 事故時のプラント状態の把握機能</li> <li>⑬ 制御室外からの安全停止機能</li> </ul> <p>放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物，系統及び機器は，発電用原子炉施設において火災が発生した場合に，放射性物質の貯蔵又は</p>

変更前	変更後
	<p>閉じ込め機能を確保するために必要な構築物，系統及び機器とする。</p> <p>重大事故等対処施設は，火災により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう，重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して，火災防護対策を講じる。</p> <p>建屋等の火災区域は，耐火壁により囲まれ，他の区域と分離されている区域を，火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の配置を系統分離も考慮して設定する。</p> <p>建屋内のうち，火災の影響軽減の対策が必要な原子炉の高温停止及び低温停止を達成し，維持するための安全機能を有する構築物，系統及び機器並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物，系統及び機器を設置する火災区域は，3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁として，3 時間耐火に設計上必要なコンクリート壁厚である 150mm 以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により 3 時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁（貫通部シール，防火扉，防火ダンパ）により隣接する他の火災区域と分離するように設定する。</p> <p>火災区域又は火災区画のファンネルには，煙の流入防止装置の設置によって，他の火災区域又は火災区画からの煙の流入を防止する設計とする。</p> <p>屋外の火災区域は，他の区域と分離して火災防護対策を実施するために，火災防護上重要な機器等を設置する区域及び重大事故等対処施設の配置を考慮するとともに，延焼防止を考慮した管理を踏まえた区域を火災区域として設定する。</p> <p>火災区画は，建屋内及び屋外で設定した火災区域を系統分離の状況及び壁の設置状況並びに重大事故等対処施設と設計基準事故対処設備の配置に応じて分割して設定する。</p>

変更前	変更後
<p>2. 火災の発生防止対策</p> <p>2.1 発火性，引火性材料の予防措置</p>	<p>設定する火災区域及び火災区画に対して，以下に示す火災の発生防止，火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる設計とする。</p> <p>なお，発電用原子炉施設のうち，火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設に含まれない構築物，系統及び機器は，「消防法」，「建築基準法」，「日本電気協会電気技術規程・指針」に基づき設備に応じた火災防護対策を講じる設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設の火災防護上重要な機器等は，火災の発生防止，火災の早期感知及び消火並びに火災の影響軽減の 3 つの深層防護の概念に基づき，必要な運用管理を含む火災防護対策を講じることを保安規定に定めて管理する。</p> <p>重大事故等対処施設は，火災の発生防止，火災の早期感知及び消火の必要な運用管理を含む火災防護対策を講じることを保安規定に定めて管理する。</p> <p>重大事故等対処施設のうち，可搬型重大事故等対処設備に対する火災防護対策についても保安規定に定めて管理する。</p> <p>その他の発電用原子炉施設については，「消防法」，「建築基準法」，「日本電気協会電気技術規程・指針」に基づき設備に応じた火災防護対策を講じることを保安規定に定めて管理する。</p> <p>外部火災については，安全施設及び重大事故等対処施設を外部火災から防護するための運用等について保安規定に定めて管理する。</p> <p>1.1 火災発生防止</p> <p>1.1.1 火災の発生防止対策</p>

変更前	変更後
<p>2.1.1 設備の対策</p> <p>(1) 潤滑油及び燃料油を内包する設備の対策</p> <p>潤滑油又は燃料油を内包する設備は、オイルパン、ドレンリム及び堰による漏えい防止対策を講じるとともに、ポンプの軸受部は溶接構造又はシール構造とする。</p> <p>配管及びタンクは原則溶接構造とする。</p> <p>また、安全機能を有する構造物、系統及び機器を設置する火災区域で使用する潤滑油及び燃料油は、必要以上に貯蔵しない。</p> <p>(2) 水素を内包する設備の対策</p> <p>水素を内包する設備及び機器には、気体廃棄物処理設備及び蓄電池がある。</p> <p>これらの設備及び機器は、以下に示す漏えい防止及び換気等による防爆対策を講じることにより火災の発生を防止する。</p> <p>a. 配管及び機器は原則溶接構造とし、弁は溶接構造、ベローズ弁等の漏えい防止構造とする。</p> <p>b. 溶接構造としている配管設置区域以外は、以下に示すとおり換気により雰囲気中での水素の滞留を防止する。</p> <p>(a) 気体廃棄物処理設備の構成機器を設置する区画は、空調設備にて換気する。</p>	<p>火災の発生防止における発火性又は引火性物質に対する火災の発生防止対策は、火災区域に設置する潤滑油又は燃料油を内包する設備並びに水素を内包する設備を対象とする。</p> <p>潤滑油又は燃料油を内包する設備は、溶接構造、シール構造の採用による漏えいの防止対策を講じるとともに、堰等を設置し、漏えいした潤滑油又は燃料油が拡大することを防止する設計とし、潤滑油又は燃料油を内包する設備の火災により発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対処する機能を損なわないよう、壁の設置又は隔離による配置上の考慮を行う設計とする。</p> <p>潤滑油又は燃料油を内包する設備を設置する火災区域は、空調機器による機械換気又は自然換気を行う設計とする。</p> <p>潤滑油又は燃料油を貯蔵する設備は、貯蔵量を一定時間の運転に必要な量にとどめる設計とする。</p> <p>水素を内包する設備のうち気体廃棄物処理系設備及び発電機水素ガス供給設備の配管等は水素の漏えいを考慮した溶接構造とし、弁グランド部から水素の漏えいの可能性のある弁は、ベローズ弁等を用いて防爆の対策を行う設計とし、水素を内包する設備の火災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対処する機能を損なわないよう、壁の設置による配置上の考慮を行う設計とする。</p> <p>水素を内包する設備である蓄電池、気体廃棄物処理系設備、発電機水素ガス供給設備及び水素ガスポンベを設置する火災区域又は火災区画は、送風機及び排風機による機械換気を行い、水素濃度を燃焼限界濃度以下とする設計とする。</p>

変更前	変更後
<p>(b) 蓄電池室は、充電中に内部から水素が放出されることから、空調設備で換気する。</p> <p>(3) 換気設備の対策</p>	<p>水素ポンベは、ポンベ使用時のみ建屋内に持ち込みを行う運用とすることで、火災区域内に水素の貯蔵機器は設置しない設計とする。</p> <p>火災の発生防止における水素漏えい検出は、蓄電池室の上部に水素濃度検出器を設置し、水素の燃焼限界濃度である 4vol%の 1/4 以下の濃度にて中央制御室に警報を発する設計とする。</p> <p>気体廃棄物処理系設備内の水素濃度については、水素濃度計により中央制御室で常時監視ができる設計とし、水素濃度が上昇した場合には中央制御室に警報を発する設計とする。</p> <p>発電機水素ガス供給設備は、水素消費量を管理するとともに、発電機内の水素純度、水素圧力を中央制御室で常時監視ができる設計とし、発電機内の水素純度や水素圧力が低下した場合には中央制御室に警報を発する設計とする。</p> <p>水素ポンベを作業時のみ持ち込みを行う火災区域又は火災区画は、ポンベ使用時のみ建屋内に持ち込みを行う運用とし、機械換気により水素濃度を燃焼限界濃度以下とするように設計することから、水素濃度検出器は設置しない設計とする。</p> <p>蓄電池室の換気設備が停止した場合には、中央制御室に警報を発する設計とする。また、蓄電池室には、直流開閉装置やインバータを設置しない。</p> <p>放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備において、崩壊熱が発生し、火災事象に至るような放射性廃棄物を貯蔵しない設計とする。</p> <p>また、放射性物質を含んだ使用済イオン交換樹脂、チャコールフ</p>

変更前	変更後
<p>換気設備で使用するチャコールフィルタは、固体廃棄物として処理するまでの間、鋼製容器内に収納し保管する。</p>	<p>フィルタ及びHEPA フィルタは、固体廃棄物として処理を行うまでの間、金属容器や不燃シートに包んで保管する設計とする。</p> <p>放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備を設置する火災区域の換気設備は、火災時に他の火災区域や環境への放射性物質の放出を防ぐために、換気設備の停止及び風量調整ダンパの閉止により、隔離ができる設計とする。</p> <p>火災の発生防止のため、火災区域において有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とし、可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は、使用する作業場所において、換気、通風、拡散の措置を行うとともに、建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。</p> <p>火災区域又は火災区画において、発火性又は引火性物質を内包する設備は、溶接構造の採用及び機械換気等により、「電気設備に関する技術基準を定める省令」及び「工場電気設備防爆指針」で要求される爆発性雰囲気とならないため、当該の設備を設ける火災区域又は火災区画に設置する電気・計装品を防爆型とせず、防爆を目的とした電気設備の接地も必要としない設計とする。</p> <p>火災の発生防止のため、可燃性の微粉を発生する設備及び静電気が溜まるおそれがある設備を火災区域に設置しないことによって、可燃性の微粉及び静電気による火災の発生を防止する設計とする。</p> <p>火災の発生防止のため、発火源への対策として、設備を金属製の筐体内に収納する等、火花が設備外部に出ない設備を設置するとともに、高温部分を保温材で覆うことによって、可燃性物質との接触防止や潤滑油等可燃物の過熱防止を行う設計とする。</p>

変更前	変更後
<p>2.2 電気設備の過電流による過熱防止対策</p> <p>電気系統は、地絡及び短絡に起因する過電流による過熱防止のため、過負荷継電器又は過電流継電器等の保護継電装置と遮断器の組合せにより故障機器系統の早期遮断を行い、過熱及び焼損の未然防止を図る。</p> <p>2.3 不燃性材料，難燃性材料の使用</p> <p>安全機能を有する構築物，系統及び機器は，以下のとおり不燃性又は難燃性材料を使用する。</p> <p>(1) 構築物は，不燃性である鉄筋コンクリート及び鋼材により構成する。</p> <p>(2) 機器，配管，ダクト，トレイ，電線管及びこれらの支持構造物は，主要な構造材に不燃性である金属を使用する。</p> <p>(3) 安全機能を有するケーブルは，実用上可能な限り「IEEE Standard for Type of Class 1E Electric Cables, Field Splices, and Connections for Nuclear Power Generating Stations」(IEEE Std 383-1974) 又は電気学会技術報告Ⅱ部第139号</p>	<p>火災の発生防止のため，発電用原子炉施設内の電気系統は，保護継電器及び遮断器によって故障回路を早期に遮断し，過電流による過熱及び焼損を防止する設計とする。</p> <p>電気品室は，電源供給のみに使用する設計とする。</p> <p>火災の発生防止のため，放射線分解により水素が発生する火災区域又は火災区画における，水素の蓄積防止対策として，社団法人火力原子力発電技術協会「BWR 配管における混合ガス（水素・酸素）蓄積防止に関するガイドライン（平成17年10月）」等に基づき，原子炉の安全性を損なうおそれがある場合には水素の蓄積を防止する設計とする。</p> <p>重大事故等時の原子炉格納容器内及び建屋内の水素については，重大事故等対処施設にて，蓄積防止対策を行う設計とする。</p> <p>1.1.2 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は，不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし，不燃性材料又は難燃性材料が使用できない場合は，不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの（以下「代替材料」という。）を使用する設計，若しくは，当該構築物，系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合は，当該構築物，系統及び機器における火災に起因して他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち，機器，</p>

変更前	変更後
<p>(昭和 57 年 11 月) の垂直トレイ燃焼試験に合格した難燃性ケーブルを使用する。また、必要に応じ延焼防止塗料を使用する。</p> <p>(4) 建屋内における変圧器は乾式とし、遮断器は実用上可能な限りオイルレスとする。</p> <p>(5) 安全機能を有する動力盤及び制御盤は、不燃性である鋼製の筐体、塩化ビニル等難燃性の配線ダクト及びテフロン等実用上可能な限り難燃性の電線を使用する。</p> <p>(6) 換気設備のフィルタは、チャコールフィルタを除き難燃性のガラス繊維を使用する。</p> <p>(7) 保温材は、不燃性の金属保温並びに難燃性のロックウール、グラスウール等を使用する。</p> <p>(8) 建屋内装材は、実用上可能な限り不燃性材料及び難燃性材料を使用する。</p>	<p>配管、ダクト、トレイ、電線管、盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、ステンレス鋼、低合金鋼、炭素鋼等の金属材料又はコンクリート等の不燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>ただし、配管のパッキン類は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるため、金属で覆われた狭隘部に設置し直接火炎に晒されることのない設計とする。</p> <p>金属に覆われたポンプ及び弁等の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器躯体内部に設置する電気配線は、発火した場合でも他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料でない材料を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用する保温材は、原則、「平成 12 年建設省告示第 1400 号」に定められたもの又は「建築基準法」で不燃性材料として認められたものを使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する建屋の内装材は、「建築基準法」で不燃性材料として認められたものを使用する設計とする。</p> <p>ただし、管理区域の床に塗布されている耐放射線性のコーティング剤は、不燃性材料であるコンクリート表面に塗布すること、難燃性が確認された塗料であること、加熱源を除去した場合はその燃焼部が広がらないこと、原子炉格納容器内を含む建屋内に設置する火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、不燃性又は難燃性の材料を使用し、その周辺には可燃物がないことから、難燃性材</p>

変更前	変更後
<p>2.4 落雷，地震等の自然現象による火災発生防止策</p>	<p>料を使用する設計とする。</p> <p>また，中央制御室の床面は，防炎性能を有するカーペットを使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブルは，実証試験により自己消火性（UL 垂直燃焼試験）及び耐延焼性（IEEE 383（光ファイバケーブルの場合はIEEE 1202）垂直トレイ燃焼試験）を確認した難燃ケーブルを使用する設計とする。</p> <p>ただし，実証試験により耐延焼性を確認できない核計装ケーブル及び放射線モニタケーブルは，難燃ケーブルと同等以上の性能を有する設計とするか，代替材料の使用が技術上困難な場合は，当該ケーブルの火災に起因して他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち，換気空調設備のフィルタはチャコールフィルタを除き，「JIS L 1091（繊維製品の燃焼性試験方法）」又は「JACA No.11A-2003（空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針（公益社団法人日本空気清浄協会）」を満足する難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち，屋内の変圧器及び遮断器は，可燃性物質である絶縁油を内包していないものを使用する設計とする。</p> <p>1.1.3 自然現象による火災の発生防止</p>

変更前	変更後
<p>原子炉施設内の構築物，系統及び機器は，以下のとおり落雷，地震の自然現象により火災が生じることがないように防護した設計とする。</p> <p>2.4.1 避雷設備</p> <p>原子炉施設の避雷設備として，建築基準法施工令に従い，原子炉格納施設等に避雷針を設け，落雷による火災発生を防止する。</p> <p>2.4.2 耐震設計</p> <p>安全機能を有する構築物，系統及び機器は，「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の耐震設計上の重要度分類に従った耐震設計を行い，破損又は倒壊を防ぐことにより火災発生を防止する。</p> <p>3. 火災の検知及び消火対策</p>	<p>自然現象として，地震，津波，洪水，風（台風），竜巻，凍結，降水，積雪，落雷，地滑り，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び高潮を考慮する。</p> <p>これらの自然現象のうち，火災を発生させるおそれのある落雷，地震，竜巻（風（台風）を含む。）及び森林火災について，これらの現象によって火災が発生しないように，以下のとおり火災防護対策を講じる設計とする。</p> <p>落雷によって，発電用原子炉施設内の構築物，系統及び機器に火災が発生しないよう，避雷設備の設置及び接地網の敷設を行う設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等は，耐震クラスに応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とするとともに，「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会）に従い，耐震設計を行う設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設は，施設の区分に応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とするとともに，「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会）に従い，耐震設計を行う設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は，森林火災から，防火帯による防護により，火災発生防止を講じる設計とし，竜巻（風（台風）を含む。）から，竜巻防護対策設備の設置，固縛等により，火災の発生防止を講じる設計とする。</p> <p>1.2 火災の感知及び消火</p>

変更前	変更後
<p>安全機能を有する構築物、系統及び機器に使用する材料は、実用上可能な限り不燃性又は難燃性とし、火災の発生を防止するための予防措置を講じていることから、火災の可能性は小さいが、万一の場合に備え、火災報知設備及び消火設備を設ける。</p> <p>3.1 火災報知設備 火災報知設備は、火災感知器及び火災受信機等で構成する。</p> <p>3.1.1 火災感知器 火災感知器は、火災の発生による原子炉に外乱が及び、かつ、原子炉保護設備又は工学的安全施設作動設備の作動を要求される場合の高温停止を達成するために必要な系統及び機器、原子炉を低温停止するために必要な系統及び機器、放射性物質の抑制されない放出を防止するために必要な系統及び機器並びにそれらが機能する必要な計測制御系、電源系及び冷却系等の関連系の設置区域に設置する、ただし、これら区域に設置される系統及び機器が火災による悪影響を受ける可能性がない場合等は、火災感知器を設置しない。</p> <p>3.1.2 火災感知器設置要領 (1) 火災感知器は、消防法施行規則に準じて、煙感知器又は熱感知器を設置する。</p>	<p>火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行う設計とする。</p> <p>火災感知設備及び消火設備は、「1.1.3 自然現象による火災の発生防止」で抽出した自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持できる設計とする。</p> <p>火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区画に設置された火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて、地震に対して機能を維持できる設計とする。</p> <p>1.2.1 火災感知設備 火災感知設備の火災感知器は、火災区域又は火災区画における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件、予想される火災の性質を考慮し、火災感知器を設置する火災区域又は火災区画の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の種類に応じ、火災を早期に感知できるよう、固有の信号を発するアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器の異なる種類の火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>ただし、発火性又は引火性の雰囲気を形成するおそれのある場所及び屋外等は、環境条件や火災の性質を考慮し、非アナログ式の炎感知器、アナログ式の屋外仕様の熱感知カメラ、非アナログ式の屋外仕様の炎感知器、非アナログ式の防爆型の煙感知器及び非アナログ式の防爆型の熱感知器も含めた組み合わせで設置する設計とする。</p>

変更前	変更後
<p>(2) 火災感知器の電源は、通常時は常用低圧母線から給電するが、交流電源喪失時には、火災受信機の蓄電池から給電することにより、その機能を失わないようにする。</p> <p>3.1.3 火災受信機設置要領</p> <p>火災受信機は中央制御室に設置し、火災発生時には警報を発信するとともに、火災発生区域を表示できるようにする。</p>	<p>非アナログ式の火災感知器は、環境条件等を考慮することにより誤作動を防止する設計とする。</p> <p>なお、アナログ式の屋外仕様の熱感知カメラ及び非アナログ式の屋外仕様の炎感知器は、監視範囲に火災の検知に影響を及ぼす死角がないように設置する設計とする。</p> <p>火災感知設備のうち火災受信機盤は中央制御室に設置し、火災感知設備の作動状況を常時監視できる設計とする。また、火災受信機盤は、構成されるアナログ式の受信機により作動した火災感知器を1つずつ特定できる設計とする。屋外の海水ポンプ室（補機ポンプエリア）を監視するアナログ式の屋外仕様の熱感知カメラの火災受信機盤においては、カメラ機能による映像監視（熱サーモグラフィ）により火災発生箇所の特定制が可能となる設計とする。</p> <p>火災感知器は、自動試験機能又は遠隔試験機能により点検ができる設計とする。</p> <p>自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、「消防法施行規則」に準じ、煙等の火災を模擬した試験を実施する。</p> <p>火災感知設備は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時においても火災の感知が可能となるように蓄電池を設け、電源を確保する設計とする。また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備の電源は、非常用電源又は常設代替交流電源からの受電も可能な設計とする。</p> <p>火災区域又は火災区画の火災感知設備は、凍結等の自然現象によっても、機能、性能が維持できる設計とする。</p>

変更前	変更後
<p>3.2 消火設備 消火設備は、消火栓設備、二酸化炭素消火設備及び消火器で構成する。</p> <p>3.2.1 消火設備設置対象区域 (1) 火災防護上、以下の区域に消火設備を設置する。 a. 原子炉建屋、タービン建屋及び制御建屋等には、すべての区域の消火活動に対処できるように屋内消火栓を設置する。 b. 火災の影響軽減対策として、火災荷重の大きいディーゼル発電機室及びケーブル処理室には、二酸化炭素消火設備を設置する。 c. 中央制御室には消火器を設置する。</p> <p>3.2.2 消火設備の設置要領 消火設備は、「消防法施行令」に準じて設置する。 なお、汚染の可能性のある消火排水が建屋外へ流出するおそれがある場合には、建屋外に通じる出入口部に堰又はトレンチあるいは床面スロープを設置し、消火排水を床ドレンより液体廃棄物処理設備に導く。</p> <p>3.2.3 消火用水供給設備 消火栓への消火用水供給設備は、消火水槽（第1, 2号機共用（以下同じ。）、消火ポンプ（第1, 2号機共用（以下同じ。））及び消火</p>	<p>屋外に設置する火災感知設備は、-14.6℃まで気温が低下しても使用可能な火災感知設備を設置する設計とする。</p> <p>屋外の火災感知設備は、火災感知器の予備を保有し、万一、風水害の影響を受けた場合にも、早期に取替えを行うことにより機能及び性能を復旧する設計とする。</p> <p>1.2.2 消火設備 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても、原子炉を安全に停止させるための機能又は重大事故等に対処するために必要な機能を有する電気及び機械設備に影響を与えない設計とし、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となるところは、自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備であるハロンガス消火設備及びケーブルトレイ消火設備を設置して消火を行う設計とする。</p> <p>火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならないところは、消火器、移動式消火設備又は消火栓により消火を行う設計とする。</p> <p>なお、消火設備の破損、誤作動又は誤操作に伴う溢水による安全機能及び重大事故等に対処する機能への影響については、浸水防護設備の基本設計方針にて確認する。</p> <p>原子炉格納容器は、運転中は窒素に置換され火災は発生せず、内部に設置された火災防護上重要な機器等が火災により機能を損なうおそれはないことから、原子炉起動中並びに低温停止中の状態に</p>

変更前	変更後
<p>系配管等で構成する。消火用水は、消火ポンプで建屋内外に布設された消火系配管に導かれ、必要箇所に送水される。また、消火ポンプ故障時には、中央制御室に警報を発信する。</p> <p>3.3 消火設備の破損、誤作動又は誤操作対策</p> <p>消火設備は、以下のとおり破損、誤作動又は誤操作によって安全機能を有する構築物、系統及び機器の安全機能を喪失しないようにする。</p> <p>(1) 消火設備は、安全機能を有する構築物、系統及び機器に対し、地震に伴う波及的影響を及ぼさないようにする。</p> <p>(2) ディーゼル発電機は、二酸化炭素消火設備の誤動作又は誤操作により、ディーゼル機関内の燃焼が阻害されることがないように、ディーゼル機関に外気を直接吸気し、室外へ排気する。</p>	<p>対して措置を講じる設計とし、消火については、消火器又は消火栓を用いた消火ができる設計とする。火災の早期消火を図るために原子炉格納容器内の消火活動の手順を定めて、自衛消防隊の訓練を実施する。</p> <p>なお、原子炉格納容器内において火災が発生した場合、原子炉格納容器の空間体積(約 7650m<sup>3</sup>)に対してページ用排風機の容量が約 24000m<sup>3</sup>/h であることから、煙が充満しないため、消火活動が可能であることから、消火器又は消火栓を用いた消火ができる設計とする。</p> <p>中央制御室は、消火器で消火を行う設計とし、中央制御室制御盤内の火災については、電気機器への影響がない二酸化炭素消火器で消火を行う設計とする。また、中央制御室床下ケーブルピットについては、自動消火設備であるハロンガス消火設備を設置する設計とする。</p> <p>トラス室において火災が発生した場合、トラス室の空間体積(約 11000m<sup>3</sup>)に対して換気風量の容量が約 21600m<sup>3</sup>/h であることから、煙が充満しないため、消火活動が可能であることから、消火器を用いた消火ができる設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は、以下の設計を行う。</p> <p>(1) 消火設備の消火剤の容量</p> <p>a. 消火設備の消火剤は、想定される火災の性質に応じた十分な容量を確保するため、「消防法施行規則」及び試験結果に基づく容量を配備する設計とする。</p>

変更前	変更後
	<p>b. 消火用水供給系は、2 時間の最大放水量を確保する設計とする。</p> <p>c. 屋内消火栓及び屋外消火栓は、「消防法施行令」に基づく容量を確保する設計とする。</p> <p>(2) 消火設備の系統構成</p> <p>a. 消火用水供給系の多重性又は多様性</p> <p>屋内消火用水供給系の水源は、消火水槽（第 1, 2 号機共用（以下同じ。））、消火水タンクを設置し、屋外消火用水供給系は、屋外消火水タンクを 2 基設置し多重性を有する設計とする。</p> <p>屋内消火用水供給系の消火ポンプは、電動機駆動消火ポンプ（第 1, 2 号機共用（以下同じ。））を 2 台設置し、多重性を有する設計とする。</p> <p>屋外消火用水供給系の消火ポンプは、屋外消火系電動機駆動消火ポンプ、屋外消火系ディーゼル駆動消火ポンプを設置し、多様性を有する設計とする。</p> <p>屋外消火系ディーゼル駆動消火ポンプの駆動用燃料は、屋外消火系ディーゼル駆動消火ポンプに付属する燃料タンクに貯蔵する。</p> <p>b. 系統分離に応じた独立性</p> <p>原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器の相互の系統分離を行うために設けられた火災区域又は火災区画に設置されるハロンガス消火設備は、以下に示すとおり、系統分離に応じた独立性を備えた設計とする。</p> <p>(a) 動的機器である選択弁は多重化する。</p>

変更前	変更後
	<p>(b) 容器弁及びポンペを必要数より1つ以上多く設置する。            重大事故等対処施設は、重大事故に対処する機能と設計基準事故対処設備の安全機能が単一の火災によって同時に機能喪失しないよう、区分分離や位置的分散を図る設計とする。            重大事故等対処施設のある火災区域又は火災区画、及び設計基準事故対処設備のある火災区域又は火災区画に設置するハロンガス消火設備は、上記の区分分離や位置的分散に応じた独立性を備えた設計とする。</p> <p>c. 消火用水の優先供給            消火用水供給系は、飲料水系や所内用水系等と共用する場合には、隔離弁を設置して遮断する措置により、消火用水の供給を優先する設計とする。</p> <p>(3) 消火設備の電源確保            屋内消火用水供給系の電動機駆動消火ポンプは、外部電源喪失時でも起動できるように非常用電源から受電する設計とする。            屋外消火用水供給系のうち屋外消火系ディーゼル駆動消火ポンプは、外部電源喪失時にもディーゼル機関を起動できるように蓄電池を設け、電源を確保する設計とする。            ハロンガス消火設備は、外部電源喪失時にも消火ができるように、非常用電源から受電するとともに、設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池も設け、全交流動力電源喪失時にも電源を確保する設計とする。            ケーブルトレイ消火設備については、作動に電源が不要な設計とする。</p>

変更前	変更後
	<p>(4) 消火設備の配置上の考慮</p> <p>a. 火災による二次的影響の考慮</p> <p>ハロンガス消火設備（全域）のボンベ及び制御盤は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさないよう消火対象となる機器が設置されている火災区域又は火災区画と別の区画に設置する設計とする。</p> <p>また、ハロンガス消火設備（全域）は、電気絶縁性の高いガスを採用し、火災の火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響が、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>ハロンガス消火設備（局所）及びケーブルトレイ消火設備は、電気絶縁性の高いガスを採用するとともに、ハロンガス消火設備（局所）及びケーブルトレイ消火設備については、ケーブルトレイ内又は隔壁内に消火剤を留める設計とする。</p> <p>また、消火対象と十分離れた位置にボンベ及び制御盤を設置することで、火災の火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響が、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>消火設備のボンベは、火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないよう、ボンベに接続する安全弁によりボンベの過圧を防止する設計とする。</p> <p>また、防火ダンパを設け、煙の二次的影響が火災防護上重要な</p>

変更前	変更後
	<p>機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>b. 管理区域からの放出消火剤の流出防止                      管理区域内で放出した消火剤は、放射性物質を含むおそれがあることから、管理区域外への流出を防止するため、管理区域と非管理区域の境界に堰等を設置するとともに、各フロアの建屋内排水系により液体廃棄物処理設備に回収し、処理する設計とする。</p> <p>c. 消火栓の配置                      火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画に設置する屋内、屋外の消火栓は、「消防法施行令」に準拠し、全ての火災区域又は火災区画の消火活動に対処できるように配置する設計とする。</p> <p>(5) 消火設備の警報</p> <p>a. 消火設備の故障警報                      電動機駆動消火ポンプ、屋外消火系電動機駆動消火ポンプ、屋外消火系ディーゼル駆動消火ポンプ、ハロンガス消火設備及びケーブルトレイ消火設備は、電源断等の故障警報を中央制御室に発する設計とする。</p> <p>b. ハロンガス消火設備の職員退避警報                      固定式消火設備であるハロンガス消火設備は、作動前に職員等の退出ができるように警報又は音声警報を発する設計とする。                      ケーブルトレイ消火設備は、消火剤に毒性がなく、消火時に生成されるフッ化水素は延焼防止シートを設置したケーブルトレイ内に留まり、外部に有意な影響を及ぼさないため、消火設備作</p>

変更前	変更後
<p>3.4 自然現象に対する火災報知設備及び消火設備の性能維持</p> <p>火災報知設備及び消火設備の耐震重要度分類は C クラスとする。また、屋外消火栓は凍結防止構造とする。さらに、消火設備を内蔵する建屋、構築物等は、台風に対し消火設備の性能が著しく阻害されないよう建築基準法施行令等に基づき設計する。</p>	<p>動前に退避警報を発しない設計とする。</p> <p>(6) 消火設備に対する自然現象の考慮</p> <p>a. 凍結防止対策</p> <p>屋外消火設備の配管は、保温材により配管内部の水が凍結しない設計とする。</p> <p>屋外消火栓は、凍結を防止するため、自動排水機構により消火栓内部に水が溜まらないような構造とする設計とする。</p> <p>b. 風水害対策</p> <p>消火用水供給系の消火設備を構成する電動機駆動消火ポンプ、屋外消火系電動機駆動消火ポンプ、屋外消火系ディーゼル駆動消火ポンプ、ハロンガス消火設備及びケーブルトレイ消火設備は、風水害に対してその性能が著しく阻害されることのないよう、建屋内に設置する設計とする。</p> <p>c. 地盤変位対策</p> <p>地震時における地盤変位対策として、水消火配管のレイアウト、配管支持長さからフレキシビリティを考慮した配置とすることで、地盤変位による変形を配管系統全体で吸収する設計とする。</p> <p>さらに、屋外消火配管が破断した場合でも移動式消火設備を用いて屋内消火栓へ消火用水の供給ができるよう、建屋に給水接続口を設置する設計とする。</p> <p>(7) その他</p> <p>a. 移動式消火設備</p> <p>移動式消火設備は、恒設の消火設備の代替として消火ホース等</p>

変更前	変更後
	<p>の資機材を備え付けている化学消防自動車を 2 台配備する設計とする。</p> <p>b. 消火用の照明器具  建屋内の消火栓, 消火設備現場盤の設置場所及び設置場所までの経路には, 移動及び消火設備の操作を行うため, 消防法で要求される消火継続時間 20 分に現場への移動等の時間も考慮し, 8 時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。</p> <p>c. ポンプ室の煙の排気対策  火災発生時の煙の充満により消火活動が困難となるポンプ室には, 消火活動によらなくとも迅速に消火できるように固定式消火設備を設置し, 鎮火の確認のために自衛消防隊がポンプ室に入る場合については, 再発火するおそれがあることから, 十分に冷却時間を確保した上で扉の開放, 換気空調系及び可搬型排煙装置により換気が可能な設計とする。</p> <p>d. 使用済燃料貯蔵設備及び新燃料貯蔵設備  使用済燃料貯蔵設備は, 水中に設置されたラックに燃料を貯蔵することで未臨界性が確保される設計とする。  新燃料貯蔵設備については, 消火活動により消火水が噴霧され, 水分雰囲気に満たされた最適減速状態となっても未臨界性が確保される設計とする。</p> <p>e. ケーブル処理室  ケーブル処理室は, 消火活動のため 2 箇所の入口を設置する設計とする。</p>

変更前	変更後
<p>4. 火災の影響軽減対策</p> <p>原子炉の施設内のいかなる場所の想定火災に対しても、その火災により原子炉に外乱が及び、かつ、原子炉保護設備又は工学的安全施設作動設備の作動を要求される場合に、動的機器の単一故障を想定しでも、原子炉を高温停止できるように、また、低温停止に必要な系統及び機器は、その安全機能を失わず、低温停止できるように、以下に示す火災の影響軽減対策を実施する。</p> <p>4.1 耐火壁による軽減対策</p> <p>(1) 原子炉の安全確保に必要な設備を設置している原子炉建屋及び制御建屋に隣接するタービン建屋で火災が発生しても、原子炉建屋及び制御建屋に影響を及ぼさないように、原子炉建屋及び制御建屋とタービン建屋の境界の壁は、2時間の耐火能力を有する耐火壁</p>	<p>区分Ⅲケーブル処理室は、消火活動のための入口は1箇所であるが、部屋の大きさが狭く、室内の可燃物は少量のケーブルトレイのみであるため、火災が発生した場合においても、入口から消火要員による当該室全域の消火活動を行うことが可能な設計とする。</p> <p>1.3 火災の影響軽減</p> <p>1.3.1 火災の影響軽減対策</p> <p>火災の影響軽減対策の設計に当たり、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルを火災防護対象機器等とする。</p> <p>火災が発生しても原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するためには、プロセスを監視しながら原子炉を停止し、冷却を行うことが必要であり、このためには、手動操作に期待してでも原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能を少なくとも1つ確保するように系統分離対策を講じる必要がある。</p> <p>このため、火災防護対象機器等に対して、以下に示す火災の影響軽減対策を講じる設計とする。</p> <p>(1) 火災防護対象機器等の系統分離による影響軽減対策</p> <p>中央制御室及び原子炉格納容器を除く火災防護対象機器等は、以下に示すいずれかの系統分離によって、火災の影響を軽減するための対策を講じる。</p> <p>a. 3時間以上の耐火能力を有する隔壁等</p>

変更前	変更後
<p>(以下「耐火壁」という。)とする。</p> <p>(2) 燃料油の漏えい油火災を想定する補機を設置するディーゼル発電機室(ディーゼル制御盤室も含む)は、それぞれトレン別に二つの区域に分け、互いの区域及び周囲の区域に火災の影響を及ぼさないようにそれぞれを耐火壁で囲む。</p> <p>(3) 耐火壁の貫通口は耐火シールを施工し、換気設備のダクトには防火ダンパ、出入口には防火戸を設置し、耐火壁効果を減少させないようにする。</p> <p>4.2 固定式消火設備による軽減対策</p> <p>火災荷重の大きいディーゼル発電機室には、二酸化炭素消火設備を設置する。</p>	<p>互いに相違する系列の火災防護対象機器等は、火災耐久試験により 3 時間以上の耐火能力を確認した隔壁等で分離する設計とする。</p> <p>b. 6m 以上隔離, 火災感知設備及び自動消火設備</p> <p>互いに相違する系列の火災防護対象機器等は、仮置きするものを含めて可燃性物質のない水平距離 6m 以上の隔離距離を確保する設計とする。</p> <p>火災感知設備は、自動消火設備を作動させるために設置し、自動消火設備の誤作動防止を考慮した火災感知器の作動信号により自動消火設備を作動させる設計とする。</p> <p>c. 1 時間耐火隔壁等, 火災感知設備及び自動消火設備</p> <p>互いに相違する系列の火災防護対象機器等は、火災耐久試験により 1 時間以上の耐火能力を確認した隔壁等で分離する設計とする。</p> <p>また、火災感知設備及び消火設備は、上記 b. と同様の設計とする。</p> <p>(2) 中央制御室の火災の影響軽減対策</p> <p>a. 中央制御室制御盤内の火災の影響軽減</p> <p>中央制御室制御盤内の火災防護対象機器等は、以下に示すとおり、実証試験結果に基づく隔離距離等による分離対策、高感度煙検出設備の設置による早期の火災感知及び常駐する運転員による早期の消火活動に加え、火災により中央制御室制御盤の 1 つの区画の安全機能が全て喪失しても、他の区画の制御盤は機能が維持されることを確認することにより、原子炉の高温停止及び低</p>

変更前	変更後
	<p>温停止の達成，維持ができることを確認し，上記(1)と同等の火災の影響軽減対策を講じる設計とする。</p> <p>離隔距離等による分離として，中央制御室制御盤については，安全系区分ごとに別々の盤で分離する設計とし，1つの制御盤内に複数の安全系区分のケーブルや機器を設置しているものは，安全系区分間に金属製の仕切りを設置する。ケーブルは，当該ケーブルに火災が発生しても延焼せず，また，周囲へ火災の影響を与えない耐熱ビニル電線，難燃仕様のフッ素樹脂（ETFE）電線及び難燃ケーブルの使用，電線管への敷設，操作スイッチの離隔等により系統分離する設計とする。</p> <p>中央制御室内には，異なる2種類の火災感知器を設置する設計とするとともに，火災発生時には常駐する運転員による早期の消火活動によって，異なる安全系区分への影響を軽減する設計とする。特に，一つの制御盤内に複数の安全系区分の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルを設置しているものについては，これに加えて盤内へ高感度煙検出設備を設置する設計とする。</p> <p>火災の発生箇所の特定が困難な場合も想定し，サーモグラフィカメラ等，火災の発生箇所を特定できる装置を配備する設計とする。</p> <p>b. 中央制御室床下ケーブルピットの影響軽減対策</p> <p>中央制御室の火災防護対象機器等は，運転員の操作性及び視認性向上を目的として近接して設置することから，中央制御室床下ケーブルピットに敷設する火災防護対象ケーブルは，互いに相違する系列の3時間以上の耐火能力を有する隔壁による分離，又</p>

変更前	変更後
	<p>は水平距離を 6m 以上確保することが困難である。このため、中央制御室床下ケーブルピットについては、下記に示す分離対策等を行う設計とする。</p> <p>(a) 分離板等による分離 中央制御室床下ケーブルピットに敷設する互いに相違する系列の火災防護対象ケーブルについては、1 時間以上の耐火能力を有する分離板又は障壁で分離する設計とする。</p> <p>(b) 火災感知設備 中央制御室床下ケーブルピットには、固有の信号を発する異なる 2 種類の火災感知器として、煙感知器と熱感知器を組み合わせ設置する設計とする。これらの火災感知設備は、アナログ機能を有するものとする。 また、火災感知設備は、外部電源喪失時においても火災の感知が可能となるように、非常用電源から受電するとともに、火災受信機盤は中央制御室に設置し常時監視できる設計とする。火災受信機盤は、作動した火災感知器を 1 つずつ特定できる機能を有する設計とする。</p> <p>(c) 消火設備 中央制御室床下ケーブルピットには、系統分離の観点から自動消火設備であるハロンガス消火設備を設置する設計とする。 この消火設備は、故障警報及び作動前の警報を中央制御室に発するとともに、時間遅れをもってハロンガスを放出する設計とする。また、外部電源喪失時においても消火が可能となるように、非常用電源から受電する。</p>

変更前	変更後
	<p>(3) 原子炉格納容器内の火災の影響軽減対策</p> <p>原子炉格納容器内は、プラント運転中は窒素が封入され、火災の発生は想定されない。窒素が封入されていない期間のほとんどは原子炉が低温停止期間であるが、わずかに低温停止に到達していない期間もあることを踏まえ、上記(1)と同等の火災の影響軽減対策を講じる設計とする。</p> <p>また、原子炉格納容器内への持込み可燃物は、持込み期間、可燃物量等を管理する。</p> <p>a. 原子炉格納容器内の火災防護対象機器等の系統分離は以下のとおり対策を行う設計とする。</p> <p>(a) 火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルは、離隔距離の確保及び金属製の蓋付ケーブルトレイの使用等により火災の影響軽減対策を行う設計とする。</p> <p>(b) 原子炉格納容器内の火災防護対象機器は、系統分離の観点から安全系区分Ⅰと安全系区分Ⅱ機器の水平距離を6m以上確保し、異なる安全系区分の機器間にある介在物（ケーブル、電磁弁）については、金属製の管体に収納することで延焼防止対策を行う設計とする。</p> <p>(c) 原子炉格納容器内の火災防護対象ケーブルは、可能な限り位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(d) 原子炉圧力容器下部においては、火災防護対象機器である起動領域モニタの核計装ケーブルを露出して敷設するが、火災の影響軽減の観点から、起動領域モニタはチャンネルごとに位置的分散を図って設置する設計とする。</p>

変更前	変更後
<p>4.3 その他の軽減対策</p> <p>(1) 中央制御室で煙が発生した場合には、中央制御室空調設備で排煙できるようにする。</p>	<p>b. 火災感知設備については、アナログ式の異なる 2 種類の火災感知器（煙感知器及び熱感知器）を設置する設計とする。</p> <p>c. 原子炉格納容器内の消火については、運転員及び初期消火要員による消火器を用いた速やかな消火活動により消火ができる設計とする。また、消火栓を用いた消火ができる設計とする。</p> <p>起動中又は停止過程の空気環境において、原子炉格納容器内が広範囲な火災となり原子炉格納容器内への入城が困難な場合には、原子炉格納容器内を密閉状態とし内部の窒息消火を行う設計とする。</p> <p>なお、原子炉格納容器内点検終了後から窒素置換完了までの間で原子炉格納容器内の火災が発生した場合には、火災による延焼防止の観点から窒素封入作業の継続による窒息消火又は窒素封入作業を中止し、早期の消火活動を実施する。</p> <p>(4) 換気設備に対する火災の影響軽減対策</p> <p>火災防護上重要な機器等を設置する火災区域に設置する換気設備には、他の火災区域又は火災区画の境界となる箇所に 3 時間耐火性能を有する防火ダンパを設置する設計とする。</p> <p>換気設備のフィルタは、チャコールフィルタを除き難燃性のものを使用する設計とする。</p> <p>(5) 火災発生時の煙に対する火災の影響軽減対策</p> <p>運転員が常駐する中央制御室には、火災発生時の煙を排気するため、「建築基準法」に準拠した容量の排煙設備を設置する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等を設置する火災区域のうち、電気ケーブル</p>

変更前	変更後
<p>(2) 油タンクには，火災に起因した爆発を防ぐためにベント管を設け，屋外に排気できるようにする。</p>	<p>ルや引火性液体が密集する火災区域又は火災区画については，ハロゲンガス消火設備による早期の消火により火災発生時の煙の発生が抑制されることから，煙の排気は不要である。</p> <p>(6) 油タンクに対する火災の影響軽減対策 火災区域又は火災区画に設置される油タンクは，換気空調設備による排気又はベント管により屋外に排気する設計とする。</p> <p>(7) ケーブル処理室に対する火災の影響軽減対策 ケーブル処理室の火災の影響軽減のための対策として，最も分離距離を確保しなければならない蓋なしの動力ケーブルトレイ間では，互いに相違する系列の間での最小分離距離は，水平方向 0.9m，垂直方向 1.5m を最小離隔距離として設計する。</p> <p>1.3.2 原子炉の安全確保</p> <p>(1) 原子炉の安全停止対策</p> <p>a. 火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物，系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計 発電用原子炉施設内の火災によって，安全保護装置及び原子炉停止系の作動が要求される場合には，当該火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物，系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても，火災の影響軽減のための系統分離対策によって，多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく，原子炉の高温停止及び低温停止が達成できる設計とする。</p> <p>b. 設計基準事故等に対処するための機器に単一故障を想定した</p>

変更前	変更後
	<p>設計</p> <p>発電用原子炉施設内の火災によって運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生した場合に、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定しても、制御盤間の離隔距離、盤内の延焼防止対策又は現場操作によって、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の高温停止、低温停止を達成できる設計とする。</p> <p>(2) 火災の影響評価</p> <p>a. 火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計に対する評価</p> <p>設備等の設置状況を踏まえた可燃性物質の量等を基に想定される発電用原子炉施設内の火災によって、安全保護装置及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、火災による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持できることを、以下に示す火災影響評価により確認する。</p> <p>(a) 隣接する火災区域又は火災区画に影響を与えない場合</p> <p>当該火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、原子炉の高温停止及び低温停止の達成、維持が可能であることを確認する。</p> <p>(b) 隣接する火災区域又は火災区画に影響を与える場合</p>

変更前	変更後
<p>5. 設備の共用</p> <p>屋内水消火系の電動機駆動消火ポンプ及び消火水槽は、第 1 号機と共用するが、各号機に必要な容量を確保するとともに、接続部の弁を閉操作することにより隔離できる設計とすることで、共用により安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>当該火災区域又は火災区画と隣接火災区域又は火災区画の 2 区画内の火災防護対象機器等の有無の組み合わせに応じて、火災区域又は火災区画内に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、原子炉の高温停止及び低温停止の達成、維持が可能であることを確認する。</p> <p>b. 設計基準事故等に対処するための機器に単一故障を想定した設計に対する評価</p> <p>内部火災により原子炉に外乱が及び、かつ、安全保護装置及び原子炉停止系の作動が要求される運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生する可能性があるため、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故に対処するための機器に対し単一故障を想定しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の高温停止及び低温停止を達成できることを火災影響評価により確認する。</p> <p>1.4 設備の共用</p> <p>屋内水消火系の電動機駆動消火ポンプ及び消火水槽は、第 1 号機と共用するが、各号機に必要な容量を確保するとともに、接続部の弁を閉操作することにより隔離できる設計とすることで、共用により安全性を損なわない設計とする。</p>

変更前	変更後
<p>6. 主要対象設備 火災防護設備の対象となる主要な設備について、「表 1 火災防護施設の主要設備リスト」に示す。</p>	<p>2. 主要対象設備 火災防護設備の対象となる主要な設備について、「表 1 火災防護設備の主要設備リスト」に示す。</p>

表 1 火災防護設備の主要設備リスト(1/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
火災区域構造物及び火災区画構造物	-	-	-	-	-	-	原子炉建屋	C	-	-	-	
			-	-	-	-	タービン建屋	C	-	-	-	
			-	-	-	-	制御建屋	C	-	-	-	
			-	-	-	-	海水ポンプ室エリア	C	-	-	-	
			-	-	-	-	軽油タンクエリア	C	-	-	-	
			-	-	-	-	復水貯蔵タンクエリア	C	-	-	-	
			-	-	-	-	緊急時対策建屋 <sup>(注2)</sup>	-	-	-	-	
			-	-	-	-	緊急用電気品建屋エリア <sup>(注2)</sup>	-	-	-	-	

表1 火災防護設備の主要設備リスト(2/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	屋内水消火系	ポンプ	—				電動機駆動消火ポンプ(第1,2号機共用)	C	Non	—	—	
		容器	—				消火水タンク	C	クラス3	—	—	
		貯蔵槽	—				消火水槽(第1,2号機共用)	C	クラス3	—	—	
		主配管	—	—				消火水槽～電動機駆動消火ポンプ(A)(第1,2号機共用)	C	クラス3	—	—
			—	—				消火水タンク～電動機駆動消火ポンプ(A)入口配管合流点(第1,2号機共用)	C	クラス3	—	—
			—	—				消火水槽～電動機駆動消火ポンプ(B)(第1,2号機共用)	C	クラス3	—	—
			—	—				消火水タンク～電動機駆動消火ポンプ(B)入口配管合流点	C	クラス3	—	—
			—	—				電動機駆動消火ポンプ(A)～消火水ヘッダ分岐点(第1,2号機共用)	C	クラス3	—	—
			—	—				電動機駆動消火ポンプ(B)～電動機駆動消火ポンプ(A)出口配管合流点(第1,2号機共用)	C	クラス3	—	—
			—	—				消火水ヘッダ分岐点～制御建屋供給配管分岐点(第1,2号機共用)	C	クラス3	—	—
			—	—				制御建屋供給配管分岐点～タービン建屋供給配管分岐点	C	クラス3	—	—
	—	—				タービン建屋供給配管分岐点～原子炉建屋供給配管分岐点	C	クラス3	—	—		
	屋外水消火系	ポンプ	—	—				屋外消火系電動機駆動消火ポンプ	C	Non	—	—
			—	—				屋外消火系ディーゼル駆動消火ポンプ	C	Non <sup>(注3)</sup> 火力技術基準 <sup>(注4)</sup>	—	—
		容器	—				屋外消火系消火水タンク	C	クラス3	—	—	
		主配管	—				No.1 屋外消火系消火水タンク～屋外消火系電動機駆動消火ポンプ	C	クラス3	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト(3/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	消火水系	屋外水消火系	主配管	-	-	-	-	No.2 屋外消火系消火水タンク～屋外消火系電動機駆動消火ポンプ入口配管合流点	C	クラス3	-	-
				-	-	-	-	No.1 屋外消火系消火水タンク～屋外消火系ディーゼル駆動消火ポンプ	C	クラス3	-	-
				-	-	-	-	No.2 屋外消火系消火水タンク～屋外消火系ディーゼル駆動消火ポンプ入口配管合流点	C	クラス3	-	-
				-	-	-	-	屋外消火系電動機駆動消火ポンプ～海水ポンプ室及び復水貯蔵タンク/軽油タンクエリア供給配管分岐点	C	クラス3	-	-
				-	-	-	-	屋外消火系ディーゼル駆動消火ポンプ～屋外消火系電動機駆動消火ポンプ出口配管合流点	C	クラス3	-	-
	ハロンガス消火設備	RHR(A)室/RHR(B)室/B3F 通路・サンプ室消火系	容器	-	-	-	-	ハロン 1301 貯蔵容器	C-2	クラス3	-	-
			主配管	-	-	-	-	ハロン 1301 貯蔵容器～RHR ポンプ(B)室	C-2	クラス3	-	-
				-	-	-	-	RHR ポンプ(A)室分岐点～RHR ポンプ(A)室	C-2	クラス3	-	-
				-	-	-	-	B3F 南側通路, R/A HCW・LCW サンプ室分岐点～B3F 南側通路, R/A HCW・LCW サンプ室	C-2	クラス3	-	-
				-	-	-	-					

表1 火災防護設備の主要設備リスト(4/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 (注1)		重大事故等対処設備 (注1)		名称	設計基準対象施設 (注1)		重大事故等対処設備 (注1)	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	LPCS ポンプ・ラック室 HPCS ポンプ・ラック室消火系	容器	-				ハロン 1301 貯蔵容器	C-2	クラス 3	-	-	
		主配管	-				ハロン 1301 貯蔵容器～LPCS ポンプ室, LPCS 計装ラック室	C-2	クラス 3	-	-	
			-				HPCS ポンプ室, HPCS 計装ラック室分岐点～HPCS ポンプ室, HPCS 計装ラック室	C-2	クラス 3	-	-	
	RCW(B)(D)／HPCW／NSD／B2F ハッチ室消火系	容器	-				ハロン 1301 貯蔵容器	C-2	クラス 3	-	-	
		主配管	-				ハロン 1301 貯蔵容器～HPCW 熱交換器・ポンプ室	C-2	クラス 3	-	-	
			-				B2F ハッチ室分岐点～B2F ハッチ室	C-2	クラス 3	-	-	
			-				R/B NSD サンプ室分岐点～R/B NSD サンプ室	C-2	クラス 3	-	-	
			-				RCW 熱交換器(B)(D)室, RCW ポンプ(B)(D)室分岐点～RCW 熱交換器(B)(D)室, RCW ポンプ(B)(D)室	C-2	クラス 3	-	-	
			-									
		-										
-												

表1 火災防護設備の主要設備リスト(5/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	RHR(C)室/RCICタービンポンプ室消火系	容器	—				ハロン 1301 貯蔵容器	C-2	クラス 3	—	—	
		主配管	—				ハロン 1301 貯蔵容器～RCICタービンポンプ室	C-2	クラス 3	—	—	
			—				RHRポンプ(C)室分岐点～RHRポンプ(C)室	C-2	クラス 3	—	—	
	RCW熱交換器ポンプ(A)(C)室消火系	容器	—				ハロン 1301 貯蔵容器	C-2	クラス 3	—	—	
		主配管	—				ハロン 1301 貯蔵容器～RCW熱交換器・ポンプ(A)(C)室	C-2	クラス 3	—	—	
	B2F南側通路/バルブラッピング室消火系	容器	—				ハロン 1301 貯蔵容器	C-2	クラス 3	—	—	
		主配管	—				ハロン 1301 貯蔵容器～バルブラッピング室	C-2	クラス 3	—	—	
			—				B2F南側通路, RHR(A)計装ラック室分岐点～B2F南側通路, RHR(A)計装ラック室	C-2	クラス 3	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト(6/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	IA・SA 空気圧縮機室／B2F 東側通路消火系	容器	—				ハロン 1301 貯蔵容器	C-2	クラス 3	—	—	
		主配管	—				ハロン 1301 貯蔵容器～IA・SA 空気圧縮機(A)(B)室	C-2	クラス 3	—	—	
			—				B2F 東側通路分岐点～B2F 東側通路	C-2	クラス 3	—	—	
			—									
		CRD ポンプ室消火系	容器	—				ハロン 1301 貯蔵容器	C-2	クラス 3	—	—
			主配管	—				ハロン 1301 貯蔵容器～CRD ポンプ室	C-2	クラス 3	—	—
	MUWC ポンプ室消火系	容器	—				ハロン 1301 貯蔵容器 <sup>(注5)</sup>	—	—	—	—	
		主配管	—				ハロン 1301 貯蔵容器～MUWC ポンプ室 <sup>(注5)</sup>	—	—	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト(7/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	ハロンガス消火設備 B2F/B1F/1F 西側通路/排風機室消火系	容器	-				ハロン 1301 貯蔵容器	C-2	クラス 3	-	-	
		主配管	-				ハロン 1301 貯蔵容器～排風機室	C-2	クラス 3	-	-	
			-				B1F 西側通路分岐点～B1F 西側通路	C-2	クラス 3	-	-	
			-				B2F 西側通路分岐点～B2F 西側通路	C-2	クラス 3	-	-	
			-				1F 西側通路分岐点 1～1F 西側通路	C-2	クラス 3	-	-	
			-				1F 西側通路分岐点 2～1F 西側通路	C-2	クラス 3	-	-	
			-				1F 西側通路分岐点 3～1F 西側通路	C-2	クラス 3	-	-	
			-				1F 西側通路分岐点 4～1F 西側通路	C-2	クラス 3	-	-	
			-				1F 西側通路分岐点 5～1F 西側通路	C-2	クラス 3	-	-	
	容器	-				ハロン 1301 貯蔵容器	C-2	クラス 3	-	-		

表1 火災防護設備の主要設備リスト(8/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	PLR-VVF室/区分II非常用電気品室消火系	主配管	-				ハロン 1301 貯蔵容器～区分II 非常用電気品室	C-2	クラス3	-	-	
			-				静止型 PLR ポンプ電源装置室分岐点～静止型 PLR ポンプ電源装置室	C-2	クラス3	-	-	
	B1F インナー通路消火系	容器	-				ハロン 1301 貯蔵容器	C-2	クラス3	-	-	
		主配管	-				ハロン 1301 貯蔵容器～B1F インナー通路(1)	C-2	クラス3	-	-	
			-				ハロン 1301 貯蔵容器～B1F インナー通路(2)	C-2	クラス3	-	-	
			-				ハロン 1301 貯蔵容器～B1F インナー通路(3)	C-2	クラス3	-	-	
			-				ハロン 1301 貯蔵容器～B1F インナー通路(4)	C-2	クラス3	-	-	
	DC RCIC MCC 室消火系	容器	-				ハロン 1301 貯蔵容器	C-2	クラス3	-	-	
		主配管	-				ハロン 1301 貯蔵容器～DC RCIC MCC 室	C-2	クラス3	-	-	

表1 火災防護設備の主要設備リスト(9/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	区分Ⅰ非常用電気品室消火系	容器	-				ハロン 1301 貯蔵容器	C-2	クラス 3	-	-	
		主配管	-				ハロン 1301 貯蔵容器～区分Ⅰ非常用電気品室	C-2	クラス 3	-	-	
	D/G(A)室／(B)室／D/G補機(A)室／(B)室消火系	容器	-				ハロン 1301 貯蔵容器	C-2	クラス 3	-	-	
		主配管	-				ハロン 1301 貯蔵容器～D/G 補機(B)室	C-2	クラス 3	-	-	
			-				ディーゼル発電機(B)室分岐点～ディーゼル発電機(B)室	C-2	クラス 3	-	-	
			-				ディーゼル発電機(A)室分岐点～ディーゼル発電機(A)室	C-2	クラス 3	-	-	
			-				D/G 補機(A)室分岐点～D/G 補機(A)室	C-2	クラス 3	-	-	
			-									
	B1F ハッチ室消火系	容器	-				ハロン 1301 貯蔵容器	C-2	クラス 3	-	-	
		主配管	-				ハロン 1301 貯蔵容器～B1F ハッチ室	C-2	クラス 3	-	-	
	区分ⅢHPCS 電気品室消火系	容器	-				ハロン 1301 貯蔵容器	C-2	クラス 3	-	-	
		主配管	-				ハロン 1301 貯蔵容器～区分ⅢHPCS 電気品室	C-2	クラス 3	-	-	

表1 火災防護設備の主要設備リスト(10/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	区分II非常用MCC室消火系	容器	-				ハロン 1301 貯蔵容器	C-2	クラス 3	-	-	
		主配管	-				ハロン 1301 貯蔵容器～区分II非常用MCC室	C-2	クラス 3	-	-	
	導電率計ラック室消火系	容器	-				ハロン 1301 貯蔵容器	C-2	クラス 3	-	-	
		主配管	-				ハロン 1301 貯蔵容器～導電率計ラック室	C-2	クラス 3	-	-	
	FPCポンプ(A)(B)室消火系	容器	-				ハロン 1301 貯蔵容器 <sup>(注5)</sup>	-	-	-	-	
		主配管	-				ハロン 1301 貯蔵容器～FPCポンプ(A)(B)室 <sup>(注5)</sup>	-	-	-	-	
	HWH熱交換器・ポンプ室消火系	容器	-				ハロン 1301 貯蔵容器	C-2	クラス 3	-	-	
		主配管	-				ハロン 1301 貯蔵容器～HWH熱交換器・ポンプ室	C-2	クラス 3	-	-	
	緊急用電気品室(1)消火系	容器	-				ハロン 1301 貯蔵容器	C-2	クラス 3	-	-	
		主配管	-				ハロン 1301 貯蔵容器～緊急用電気品室(2)	C-2	クラス 3	-	-	
			-				緊急用電気品室(1)分岐点～緊急用電気品室(1)	C-2	クラス 3	-	-	
	区分I非常用D/G制御盤室消火系	容器	-				ハロン 1301 貯蔵容器	C-2	クラス 3	-	-	
		主配管	-				ハロン 1301 貯蔵容器～区分I非常用D/G制御盤室	C-2	クラス 3	-	-	

表1 火災防護設備の主要設備リスト(11/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	区分Ⅲ非常用D/G制御盤室消火系	容器	—				ハロン 1301 貯蔵容器	C-2	クラス 3	—	—	
		主配管	—				ハロン 1301 貯蔵容器～区分Ⅲ非常用D/G制御盤室	C-2	クラス 3	—	—	
	ディーゼル発電機(HPCS)室消火系	容器	—				ハロン 1301 貯蔵容器	C-2	クラス 3	—	—	
		主配管	—				ハロン 1301 貯蔵容器～ディーゼル発電機(HPCS)室	C-2	クラス 3	—	—	
	区分Ⅱ非常用D/G制御盤室／R-12階段室消火系	容器	—				ハロン 1301 貯蔵容器	C-2	クラス 3	—	—	
		主配管	—				ハロン 1301 貯蔵容器～R-12 階段室	C-2	クラス 3	—	—	
			—				区分Ⅱ非常用D/G制御盤室、窒素ポンベ設置スペース分岐点～区分Ⅱ非常用D/G制御盤室、窒素ポンベ設置スペース	C-2	クラス 3	—	—	
	区分Ⅲバッテリー室消火系	容器	—				ハロン 1301 貯蔵容器	C-2	クラス 3	—	—	
		主配管	—				ハロン 1301 貯蔵容器～区分Ⅲバッテリー室	C-2	クラス 3	—	—	
	送風機・緊急用電気品室消火系	容器	—				ハロン 1301 貯蔵容器	C-2	クラス 3	—	—	
		主配管	—				ハロン 1301 貯蔵容器～送風機・緊急用電気品室	C-2	クラス 3	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト(12/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	(B)室消火系 燃料デイトンク	容器	-	-	-	-	ハロン 1301 貯蔵容器	C-2	クラス 3	-	-	
		主配管	-	-	-	-	ハロン 1301 貯蔵容器～燃料デイトンク (B)室	C-2	クラス 3	-	-	
	SOL 冷凍機室 消火系	容器	-	-	-	-	ハロン 1301 貯蔵容器	C-2	クラス 3	-	-	
		主配管	-	-	-	-	ハロン 1301 貯蔵容器～SOL 冷凍機室	C-2	クラス 3	-	-	
	HECW 冷凍機・ポンプ (A) (C) 室消火系	容器	-	-	-	-	ハロン 1301 貯蔵容器	C-2	クラス 3	-	-	
		主配管	-	-	-	-	ハロン 1301 貯蔵容器～HECW 冷凍機・ポンプ (A) (C) 室	C-2	クラス 3	-	-	
	(A)室消火系 燃料デイトンク	容器	-	-	-	-	ハロン 1301 貯蔵容器	C-2	クラス 3	-	-	
		主配管	-	-	-	-	ハロン 1301 貯蔵容器～燃料デイトンク (A)室	C-2	クラス 3	-	-	
	(HPCS)室消火系 燃料デイトンク	容器	-	-	-	-	ハロン 1301 貯蔵容器	C-2	クラス 3	-	-	
		主配管	-	-	-	-	ハロン 1301 貯蔵容器～燃料デイトンク (HPCS)室	C-2	クラス 3	-	-	
	空調機 (B) 室 / (B) 室消火系	容器	-	-	-	-	ハロン 1301 貯蔵容器	C-2	クラス 3	-	-	
		主配管	-	-	-	-	ハロン 1301 貯蔵容器～空調機械 (A) 室	C-2	クラス 3	-	-	
			-	-	-	-	空調機械 (B) 室分岐点～空調機械 (B) 室	C-2	クラス 3	-	-	

表1 火災防護設備の主要設備リスト(13/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	250V 直流主母線盤室 / 125V (A) 1室消火系	容器	-	-	-	-	ハロン 1301 貯蔵容器	C-2	クラス 3	-	-	
		主配管	-	-	-	-	ハロン 1301 貯蔵容器～DC125V バッテリー (A)-1 室	C-2	クラス 3	-	-	
			-	-	-	-	250V 直流主母線盤室分岐点～250V 直流主母線盤室	C-2	クラス 3	-	-	
		DC250V バッテリー 室消火系	容器	-	-	-	-	ハロン 1301 貯蔵容器 <sup>(注5)</sup>	-	-	-	-
			主配管	-	-	-	-	ハロン 1301 貯蔵容器～DC250V バッテリー 室 <sup>(注5)</sup>	-	-	-	-
		(B) 室消火系 計測制御電源	容器	-	-	-	-	ハロン 1301 貯蔵容器	C-2	クラス 3	-	-
	主配管		-	-	-	-	ハロン 1301 貯蔵容器～計測制御電源 (B) 室	C-2	クラス 3	-	-	
	代替充電器盤室 / RSS 盤室 / DC125V (A) 室 / (B) 室消火系	容器	-	-	-	-	ハロン 1301 貯蔵容器	C-2	クラス 3	-	-	
		主配管	-	-	-	-	ハロン 1301 貯蔵容器～DC125V バッテリー (B) 室	C-2	クラス 3	-	-	
			-	-	-	-	125V 代替充電器盤室分岐点～125V 代替充電器盤室	C-2	クラス 3	-	-	
			-	-	-	-	RSS 盤室分岐点～RSS 盤室	C-2	クラス 3	-	-	
			-	-	-	-	DC125V バッテリー (A) 室分岐点～DC125V バッテリー (A) 室	C-2	クラス 3	-	-	
	常用・共通 M/C・P/C 室消火系	容器	-	-	-	-	ハロン 1301 貯蔵容器	C-2	クラス 3	-	-	
		主配管	-	-	-	-	ハロン 1301 貯蔵容器～常用・共通 M/C・P/C 室	C-2	クラス 3	-	-	

表1 火災防護設備の主要設備リスト(14/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	計測制御電源(A)室 消火系	容器	-				ハロン 1301 貯蔵容器	C-2	クラス 3	-	-	
		主配管	-				ハロン 1301 貯蔵容器～計測制御電源(A)室	C-2	クラス 3	-	-	
	T.S (B)室北 計測制御電源 消火系	容器	-				ハロン 1301 貯蔵容器	C-2	クラス 3	-	-	
		主配管	-				ハロン 1301 貯蔵容器～T.S(計測制御電源(B)室北)	C-2	クラス 3	-	-	
	T.S 更衣室北 消火系	容器	-				ハロン 1301 貯蔵容器	C-2	クラス 3	-	-	
		主配管	-				ハロン 1301 貯蔵容器～T.S(更衣室北)	C-2	クラス 3	-	-	
	T.S (西) 更衣室 消火系	容器	-				ハロン 1301 貯蔵容器	C-2	クラス 3	-	-	
		主配管	-				ハロン 1301 貯蔵容器～T.S(更衣室西)	C-2	クラス 3	-	-	
	区分Ⅰ／Ⅱ／常用系ケーブル処理室消火系	容器	-				ハロン 1301 貯蔵容器	C-2	クラス 3	-	-	
		主配管	-				ハロン 1301 貯蔵容器～常用系ケーブル処理室	C-2	クラス 3	-	-	
			-				区分Ⅰケーブル処理室分岐点1～区分Ⅰケーブル処理室	C-2	クラス 3	-	-	
			-				区分Ⅰケーブル処理室分岐点2～区分Ⅰケーブル処理室	C-2	クラス 3	-	-	
	-					区分Ⅱケーブル処理室分岐点～区分Ⅱケーブル処理室	C-2	クラス 3	-	-		

表1 火災防護設備の主要設備リスト(15/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	区分Ⅲケーブル処理室消火系	容器	-				ハロン 1301 貯蔵容器	C-2	クラス 3	-	-	
		主配管	-				ハロン 1301 貯蔵容器～区分Ⅲケーブル処理室	C-2	クラス 3	-	-	
	DC125V 代替バッテリー室消火系	容器	-				ハロン 1301 貯蔵容器 <sup>(注5)</sup>	C-2	クラス 3	-	-	
		主配管	-				ハロン 1301 貯蔵容器～DC125V 代替バッテリー室 <sup>(注5)</sup>	C-2	クラス 3	-	-	
	T.S 区分Ⅱケーブル処理室(北)消火系	容器	-				ハロン 1301 貯蔵容器	C-2	クラス 3	-	-	
		主配管	-				ハロン 1301 貯蔵容器～T.S(区分Ⅱケーブル処理室北)	C-2	クラス 3	-	-	
	PCPS 区分Ⅰエリア消火系	容器	-				ハロン 1301 貯蔵容器	C-2	クラス 3	-	-	
		主配管	-				ハロン 1301 貯蔵容器～PCPS 区分Ⅰエリア	C-2	クラス 3	-	-	
	PCPS 区分Ⅱエリア消火系	容器	-				ハロン 1301 貯蔵容器	C-2	クラス 3	-	-	
		主配管	-				ハロン 1301 貯蔵容器～PCPS 区分Ⅱエリア	C-2	クラス 3	-	-	
	PCPS 区分Ⅲエリア消火系	容器	-				ハロン 1301 貯蔵容器	C-2	クラス 3	-	-	
		主配管	-				ハロン 1301 貯蔵容器～PCPS 区分Ⅲエリア	C-2	クラス 3	-	-	

表1 火災防護設備の主要設備リスト(16/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	PCPS 区分NON ア消火系 エリア	容器	—				ハロン 1301 貯蔵容器	C-2	クラス 3	—	—	
		主配管	—				ハロン 1301 貯蔵容器～PCPS 区分NON エリア	C-2	クラス 3	—	—	
	緊急対策室他消火系	容器	—				ハロン 1301 貯蔵容器 <sup>(注5)</sup>	—	—	—	—	
		主配管	—				ハロン 1301 貯蔵容器～非常用フィルタ室 <sup>(注5)</sup>	—	—	—	—	
			—				通信機械室分岐点～通信機械室 <sup>(注5)</sup>	—	—	—	—	
			—				予備品保管室分岐点～予備品保管室 <sup>(注5)</sup>	—	—	—	—	
			—				緊急対策室分岐点～緊急対策室 <sup>(注5)</sup>	—	—	—	—	
			—				緊急対策エリア用空調機械室分岐点～緊急対策エリア用空調機械室 <sup>(注5)</sup>	—	—	—	—	
			—				SPDS 室分岐点～SPDS 室 <sup>(注5)</sup>	—	—	—	—	
			—				電気品(A)室分岐点～電気品(A)室 <sup>(注5)</sup>	—	—	—	—	
—				電気品(B)室分岐点～電気品(B)室 <sup>(注5)</sup>	—	—	—	—				

表1 火災防護設備の主要設備リスト(17/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	ハロンガス消火設備	緊急時対策所軽油タンク(㉔)室消火系	容器	-	-	-	-	ハロン 1301 貯蔵容器 <sup>(注5)</sup>	-	-	-	-
			主配管	-	-	-	-	ハロン 1301 貯蔵容器～軽油タンク(A)室 <sup>(注5)</sup>	-	-	-	-
		緊急時対策所軽油タンク(㉕)室消火系	容器	-	-	-	-	ハロン 1301 貯蔵容器 <sup>(注5)</sup>	-	-	-	-
			主配管	-	-	-	-	ハロン 1301 貯蔵容器～軽油タンク(B)室 <sup>(注5)</sup>	-	-	-	-
		緊急時対策所軽油タンク(㉖)室消火系	容器	-	-	-	-	ハロン 1301 貯蔵容器 <sup>(注5)</sup>	-	-	-	-
			主配管	-	-	-	-	ハロン 1301 貯蔵容器～軽油タンク(C)室 <sup>(注5)</sup>	-	-	-	-
	E/B電気品室消火系	容器	-	-	-	-	ハロン 1301 貯蔵容器 <sup>(注5)</sup>	-	-	-	-	
		主配管	-	-	-	-	ハロン 1301 貯蔵容器～E/B電気品室 <sup>(注5)</sup>	-	-	-	-	

表1 火災防護設備の主要設備リスト(18/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	火系 R/B MCC 2SB-1消	容器	-	-	-	-	ハロン 1301 貯蔵容器	C-2	クラス 3	-	-	
		主配管	-	-	-	-	ハロン 1301 貯蔵容器～R/B MCC 2SB-1 噴射ヘッド 1	C-2	クラス 3	-	-	
			-	-	-	-	R/B MCC 2SB-1 分岐点～R/B MCC 2SB-1 噴射ヘッド 2	C-2	クラス 3	-	-	
	消火系 SLC ポンプ(A)/(B)	容器	-	-	-	-	ハロン 1301 貯蔵容器	C-2	クラス 3	-	-	
		主配管	-	-	-	-	ハロン 1301 貯蔵容器～SLC ポンプ(A) 噴射ヘッド 2	C-2	クラス 3	-	-	
			-	-	-	-	SLC(A) 分岐点 2～SLC ポンプ(A) 噴射ヘッド 1	C-2	クラス 3	-	-	
			-	-	-	-	SLC(A) 分岐点 1～SLC ポンプ(A) 噴射ヘッド 4	C-2	クラス 3	-	-	
			-	-	-	-	SLC(A) 分岐点 3～SLC ポンプ(A) 噴射ヘッド 3	C-2	クラス 3	-	-	
			-	-	-	-	SLC(B) 分岐点 1～SLC ポンプ(B) 噴射ヘッド 2	C-2	クラス 3	-	-	
			-	-	-	-	SLC(B) 分岐点 3～SLC ポンプ(B) 噴射ヘッド 1	C-2	クラス 3	-	-	
			-	-	-	-	SLC(B) 分岐点 2～SLC ポンプ(B) 噴射ヘッド 4	C-2	クラス 3	-	-	
			-	-	-	-	SLC(B) 分岐点 4～SLC ポンプ(B) 噴射ヘッド 3	C-2	クラス 3	-	-	
	消火系 HECW 冷凍機(B)/(D)消火系	容器	-	-	-	-	ハロン 1301 貯蔵容器	C-2	クラス 3	-	-	
		主配管	-	-	-	-	ハロン 1301 貯蔵容器～HECW 冷凍機(D) 噴射ヘッド 2	C-2	クラス 3	-	-	
			-	-	-	-	HECW(D) 分岐点 2～HECW 冷凍機(D) 噴射ヘッド 1	C-2	クラス 3	-	-	
			-	-	-	-	HECW(D) 分岐点 1～HECW 冷凍機(D) 噴射ヘッド 4	C-2	クラス 3	-	-	
			-	-	-	-	HECW(D) 分岐点 3～HECW 冷凍機(D) 噴射ヘッド 3	C-2	クラス 3	-	-	

表1 火災防護設備の主要設備リスト(19/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 (注1)		重大事故等対処設備 (注1)		名称	設計基準対象施設 (注1)		重大事故等対処設備 (注1)	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	HECW 冷凍機(B)/(D) 消火系	主配管	-	-	-	-	HECW(B)分岐点1~HECW冷凍機(B)噴射ヘッド2	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	HECW(B)分岐点3~HECW冷凍機(B)噴射ヘッド1	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	HECW(B)分岐点2~HECW冷凍機(B)噴射ヘッド4	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	HECW(B)分岐点4~HECW冷凍機(B)噴射ヘッド3	C-2	クラス3	-	-	
	HECW 冷水ポンプ(B)/(D) 消火系	容器	-	-	-	-	ハロン1301貯蔵容器	C-2	クラス3	-	-	
		主配管	-	-	-	-	ハロン1301貯蔵容器~HECW冷水ポンプ(D)噴射ヘッド2	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	HECW(D)分岐点2~HECW冷水ポンプ(D)噴射ヘッド1	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	HECW(D)分岐点1~HECW冷水ポンプ(D)噴射ヘッド4	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	HECW(D)分岐点3~HECW冷水ポンプ(D)噴射ヘッド3	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	HECW(B)分岐点1~HECW冷水ポンプ(B)噴射ヘッド2	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	HECW(B)分岐点3~HECW冷水ポンプ(B)噴射ヘッド1	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	HECW(B)分岐点2~HECW冷水ポンプ(B)噴射ヘッド4	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	HECW(B)分岐点4~HECW冷水ポンプ(B)噴射ヘッド3	C-2	クラス3	-	-	

表1 火災防護設備の主要設備リスト(20/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	ケーブルトレイ消火系	容器	-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(P800 用)	C-2	クラス 3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(P401, P404, P801, P803 用)	C-2	クラス 3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(P802 用)	C-2	クラス 3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(S100②用)	C-2	クラス 3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(C400②用)	C-2	クラス 3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(P400 用)	C-2	クラス 3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(S100①用)	C-2	クラス 3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(C400①用)	C-2	クラス 3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(S605 用)	C-2	クラス 3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(C608 用)	C-2	クラス 3	-	-	

表1 火災防護設備の主要設備リスト(21/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	ケーブルトレイ消火系	容器	-				FK-5-1-12 貯蔵容器(P607 用)	C-2	クラス 3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(C300②用)	C-2	クラス 3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S300②用)	C-2	クラス 3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S300③用)	C-2	クラス 3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(C300③用)	C-2	クラス 3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(P403⑧, P101⑥用)	C-2	クラス 3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(C403⑧, C100⑧用)	C-2	クラス 3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S101④用)	C-2	クラス 3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S101③用)	C-2	クラス 3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(C403⑦, C100⑦用)	C-2	クラス 3	-	-	

表1 火災防護設備の主要設備リスト(22/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	ケーブルトレイ消火系	容器	-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(P403⑦, P101⑤用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(P101⑦, C403⑨, C100⑨用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(P101⑧, C403⑩, C100⑩用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(S101⑤用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(C403⑥, C100⑥用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(P403⑥, P101④用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(S101②用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(C100⑤用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(C403⑤用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(P101③用)	C-2	クラス3	-	-	

表1 火災防護設備の主要設備リスト(23/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	ケーブルトレイ消火系	容器	-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(P403⑤用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(S101①用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(P403④, C403④, C100④用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(P403③, C403③, C100③用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(C403②, C100②用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(P403②, P101②, C749用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(P403①, P101①用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(C403①, C100①用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(P503①, C501①用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(S202①用)	C-2	クラス3	-	-	

表1 火災防護設備の主要設備リスト(24/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	ケーブルトレイ消火系	容器	-				FK-5-1-12 貯蔵容器 (P502 ①, P503 ②, C501 ②用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S300④用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(C300④用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(P202①用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(C202①用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(P502②用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(P503③用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(C501③用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S202②用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器 (P502 ③, P503 ⑤, P202③用)	C-2	クラス3	-	-	

表1 火災防護設備の主要設備リスト(25/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	ケーブルトレイ消火系	容器	-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(C501④, C202②用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(P502⑤, P503⑦, P202⑤用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(P502④, P503⑥, P202④用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(C501⑥, C202④用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(S202④用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(S202⑤用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(C501⑦, C202⑤用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(P502⑥, P503⑧, P202⑥用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(P769用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(C 501-1用)	C-2	クラス3	-	-	

表1 火災防護設備の主要設備リスト(26/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	ケーブルトレイ消火系	容器	-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S703 用)	C-2	クラス 3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(C736 用)	C-2	クラス 3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(C729 用)	C-2	クラス 3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S704 用)	C-2	クラス 3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S202③用)	C-2	クラス 3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(C501⑤, C202③用)	C-2	クラス 3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(P503④, P202②用)	C-2	クラス 3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(C300①用)	C-2	クラス 3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S300①用)	C-2	クラス 3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S101⑯用)	C-2	クラス 3	-	-	

表1 火災防護設備の主要設備リスト(27/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	ケーブルトレイ消火系	容器	-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(C403㉒用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(S101㉑用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(P101 ㉑, C403 ㉑, C100 ㉑用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(P101 ㉒, C403 ㉒, C100 ㉒用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(S101 ㉑用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(C403 ㉑用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(C100 ㉑用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(S101 ㉑用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(C100 ㉑用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(C403 ㉑用)	C-2	クラス3	-	-	

表1 火災防護設備の主要設備リスト(28/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	ケーブルトレイ消火系	容器	-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S101⑦用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S101⑧用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(P403⑬, C403⑮, C100⑮用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(P403⑩, C403⑬, C100⑬用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(P403⑫, C403⑭, C100⑭用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(C403⑯, C100⑯用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(P403⑨, C403⑪, C100⑪用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S101⑥用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(P403⑩, C403⑫, C100⑫用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(P503⑨, P202⑦用)	C-2	クラス3	-	-	

表1 火災防護設備の主要設備リスト(29/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	ケーブルトレイ消火系	容器	-				FK-5-1-12 貯蔵容器(C501⑧, C202⑥用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S202⑥用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(P503⑩用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(P503⑩, P202⑧用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(C501⑨, C202⑦用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S202⑦用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(C501⑪, C202⑨用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(P503⑫, P202⑩用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S202⑧用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(P202⑨, C501⑩, C202⑧用)	C-2	クラス3	-	-	

表1 火災防護設備の主要設備リスト(30/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	ケーブルトレイ消火系	容器	-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (P202 ①, C501 ⑫, C202⑩用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(S709①用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(S708用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(C403⑭, C809用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (P101 ⑨, C403 ⑭, C100⑫用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (P101 ⑩, C403 ⑭, C100⑫用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(S101⑬, S709②用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(P201①, C201用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (P701 ⑨, P700 ⑨, P610⑥用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(K702⑧, K706⑧用)	C-2	クラス3	-	-	

表1 火災防護設備の主要設備リスト(31/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	ケーブルトレイ消火系	容器	-				FK-5-1-12 貯蔵容器(K602②用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(P602⑥, C606④, C601②用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(P701⑧, P700⑧, P610⑤用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(C606③用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S602③用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(K702⑦, K706⑦, P701⑦用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(P700⑦, P610④, P602④用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(P602⑤用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(K702⑥, K706⑥, P701⑥用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(P700⑥, P610③, P602③用)	C-2	クラス3	-	-	

表 1 火災防護設備の主要設備リスト (32/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 (注1)		重大事故等対処設備 (注1)		名称	設計基準対象施設 (注1)		重大事故等対処設備 (注1)	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	ケーブルトレイ消火系	容器	-				FK-5-1-12 貯蔵容器 (C606②用)	C-2	クラス 3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器 (S602②用)	C-2	クラス 3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器 (K702 ⑤, K706 ⑤, P701⑤用)	C-2	クラス 3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器 (P700 ⑤, P610 ②, P602②用)	C-2	クラス 3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器 (K601, P600, P601 用)	C-2	クラス 3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器 (S601②用)	C-2	クラス 3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器 (K702 ④, K706 ④, P701④用)	C-2	クラス 3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器 (P700 ④, P610 ①, P602①用)	C-2	クラス 3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器 (P201⑥用)	C-2	クラス 3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器 (K702 ①, K706 ①, P701①用)	C-2	クラス 3	-	-	

表1 火災防護設備の主要設備リスト(33/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	ケーブルトレイ消火系	容器	-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (P700 ①, P500 ①, P501①用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (K702 ②, K706 ②, P701②用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (P700 ②, P500 ②, P501②用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(C606①用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (K702 ③, K706 ③, P701③用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (P700 ③, P500 ③, P501③用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(S602①用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(C602①用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(C603②用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(S600①用)	C-2	クラス3	-	-	

表1 火災防護設備の主要設備リスト(34/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	ケーブルトレイ消火系	容器	-				FK-5-1-12 貯蔵容器(C601①用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(C602②用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S600④用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S600③用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S601③用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S600②用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(P300①, C300⑤用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S300⑤用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(P300③, C300⑦用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S300⑥用)	C-2	クラス3	-	-	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (35/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	ケーブルトレイ消火系	容器	-				FK-5-1-12 貯蔵容器(P300②, C300⑥用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(P300④, C300⑧用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(K100③, P402③用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(P102⑤, C100⑳用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S100③用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(K100⑥, P402⑥用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(P102⑥, C100㉓用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S100④用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(K100⑦, P402⑦用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(P102⑦, C100㉔用)	C-2	クラス3	-	-	

表1 火災防護設備の主要設備リスト(36/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	ケーブルトレイ消火系	容器	-				FK-5-1-12 貯蔵容器(K201②, P502⑧用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(P201③, C200②用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(P201④, C200③用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(K201③, P502⑨用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S200②用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(C200④用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(P201⑤用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S100⑤用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(P102②, C100④用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(K100②, P402②用)	C-2	クラス3	-	-	

表1 火災防護設備の主要設備リスト(37/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	ケーブルトレイ消火系	容器	-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(P102①, C100②用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(K100①, P402①用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(S200①用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(S601①用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(K602①, P603, C603①用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(P201②, C200①用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(K201①, P502⑦用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(P102④, C100⑥用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(K100⑤, P402⑤用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(S100⑦用)	C-2	クラス3	-	-	

表1 火災防護設備の主要設備リスト(38/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	ケーブルトレイ消火系	容器	-				FK-5-1-12 貯蔵容器(P102③, C100⑤用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(K100④, P402④用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S100⑥用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(K100⑧, P402⑧用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(P102⑧, C100⑩用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S100⑨用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S100⑧用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(P102⑨, C100⑪用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(K100⑨, P402⑨用)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(P502⑩用)	C-2	クラス3	-	-	

表1 火災防護設備の主要設備リスト(39/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	ケーブルトレイ消火系	容器	-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(K201④用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(S300⑦用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(C300⑨用)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(K610③, K611③, K612③用)	-	-	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(K610②, K611②, K612②用)	-	-	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(K610①, K611①, K612①用)	-	-	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(K003①用)	-	-	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(K003②用)	-	-	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(K003③用)	-	-	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(S003③用)	-	-	-	-	

表1 火災防護設備の主要設備リスト(40/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	ケーブルトレイ消火系	容器	-				FK-5-1-12 貯蔵容器(C008③用)	-	-	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S003②用)	-	-	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(C008②用)	-	-	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S003①用)	-	-	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(C008①用)	-	-	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(C004用)	-	-	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(C001②用)	-	-	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S001②用)	-	-	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(K002用)	-	-	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(C001①用)	-	-	-	-	

表1 火災防護設備の主要設備リスト(41/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	ケーブルトレイ消火系	容器	-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S001①用)	-	-	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S751①用)	-	-	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S750①用)	-	-	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S750②用)	-	-	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S751②用)	-	-	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S750③用)	-	-	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S751③用)	-	-	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S750④用)	-	-	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S751④用)	-	-	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S750⑤用)	-	-	-	-	

表1 火災防護設備の主要設備リスト(42/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	ケーブルトレイ消火系	容器	-				FK-5-1-12 貯蔵容器(C002②用)	-	-	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(C003用)	-	-	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S002用)	-	-	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S750⑥用)	-	-	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(C002①用)	-	-	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S750⑦用)	-	-	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S751⑥用)	-	-	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S751⑤用)	-	-	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S754用)	-	-	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S755用)	-	-	-	-	

表1 火災防護設備の主要設備リスト(43/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	ケーブルトレイ消火系	容器	-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S752①用)	-	-	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S752②用)	-	-	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S753 用)	-	-	-	-	
		主配管	-				FK-5-1-12 貯蔵容器(P800 用)～ケーブルトレイ(P800 用)	C-2	クラス 3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(P401, P404, P801, P803 用)～ケーブルトレイ(P401, P404, P801, P803)	C-2	クラス 3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(P802 用)～ケーブルトレイ(P802)	C-2	クラス 3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S100②用)～ケーブルトレイ(S100②)	C-2	クラス 3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(C400②用)～ケーブルトレイ(C400②)	C-2	クラス 3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(P400 用)～ケーブルトレイ(P400)	C-2	クラス 3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S100①用)～ケーブルトレイ(S100①)	C-2	クラス 3	-	-	

表1 火災防護設備の主要設備リスト(44/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	ケーブルトレイ消火系	主配管	-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(C400①用)~ケーブルトレイ(C400①)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(S605用)~ケーブルトレイ(S605)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(C608用)~ケーブルトレイ(C608)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(P607用)~ケーブルトレイ(P607)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(C300②用)~ケーブルトレイ(C300②)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(S300②用)~ケーブルトレイ(S300②)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(S300③用)~ケーブルトレイ(S300③)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(C300③用)~ケーブルトレイ(C300③)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(P403⑧, P101⑥用)~ケーブルトレイ(P403⑧, P101⑥)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(C403⑧, C100⑧用)~ケーブルトレイ(C403⑧, C100⑧)	C-2	クラス3	-	-	

表1 火災防護設備の主要設備リスト(45/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	ケーブルトレイ消火系	主配管	-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S101④用)~ケーブルトレイ(S101④)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S101③用)~ケーブルトレイ(S101③)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(C403⑦, C100⑦用)~ケーブルトレイ(C403⑦, C100⑦)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(P403⑦, P101⑤用)~ケーブルトレイ(P403⑦, P101⑤)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(P101⑦, C403⑨, C100⑨用)~ケーブルトレイ(P101⑦, C403⑨, C100⑨)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(P101⑧, C403⑩, C100⑩用)~ケーブルトレイ(P101⑧, C403⑩, C100⑩)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S101⑤用)~ケーブルトレイ(S101⑤)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(C403⑥, C100⑥用)~ケーブルトレイ(C403⑥, C100⑥)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(P403⑥, P101④用)~ケーブルトレイ(P403⑥, P101④)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S101②用)~ケーブルトレイ(S101②)	C-2	クラス3	-	-	

表1 火災防護設備の主要設備リスト(46/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 (注1)		重大事故等対処設備 (注1)		名称	設計基準対象施設 (注1)		重大事故等対処設備 (注1)	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	ケーブルトレイ消火系	主配管	-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(C100⑤用)～ケーブルトレイ(C100⑤)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(C403⑤用)～ケーブルトレイ(C403⑤)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(P101③用)～ケーブルトレイ(P101③)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(P403⑤用)～ケーブルトレイ(P403⑤)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(S101①用)～ケーブルトレイ(S101①)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(P403④, C403④, C100④用)～ケーブルトレイ(P403④, C403④, C100④)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(P403③, C403③, C100③用)～ケーブルトレイ(P403③, C403③, C100③)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(C403②, C100②用)～ケーブルトレイ(C403②, C100②)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(P403②, P101②, C749用)～ケーブルトレイ(P403②, P101②, C749)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(P403①, P101①用)～ケーブルトレイ(P403①, P101①)	C-2	クラス3	-	-	

表1 火災防護設備の主要設備リスト(47/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	ケーブルトレイ消火系	主配管	-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(C403①, C100①用)～ケーブルトレイ(C403①, C100①)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(P503①, C501①用)～ケーブルトレイ(P503①, C501①)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(S202①用)～ケーブルトレイ(S202①)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(P502①, P503②, C501②用)～ケーブルトレイ(P502①, P503②, C501②)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(S300④用)～ケーブルトレイ(S300④)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(C300④用)～ケーブルトレイ(C300④)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(P202①用)～ケーブルトレイ(P202①)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(C202①用)～ケーブルトレイ(C202①)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(P502②用)～ケーブルトレイ(P502②)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(P503③用)～ケーブルトレイ(P503③)	C-2	クラス3	-	-	

表1 火災防護設備の主要設備リスト(48/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	ケーブルトレイ消火系	主配管	-				FK-5-1-12 貯蔵容器(C501③用)~ケーブルトレイ(C501③)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S202②用)~ケーブルトレイ(S202②)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(P502③, P503⑤, P202③用)~ケーブルトレイ(P502③, P503⑤, P202③)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(C501④, C202②用)~ケーブルトレイ(C501④, C202②)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(P502⑤, P503⑦, P202⑤用)~ケーブルトレイ(P502⑤, P503⑦, P202⑤)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(P502④, P503⑥, P202④用)~ケーブルトレイ(P502④, P503⑥, P202④)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(C501⑥, C202④用)~ケーブルトレイ(C501⑥, C202④)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S202④用)~ケーブルトレイ(S202④)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S202⑤用)~ケーブルトレイ(S202⑤)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(C501⑦, C202⑤用)~ケーブルトレイ(C501⑦, C202⑤)	C-2	クラス3	-	-	

表1 火災防護設備の主要設備リスト(49/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	ケーブルトレイ消火系	主配管	-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (P502⑥, P503⑧, P202⑥用) ~ケーブルトレイ (P502⑥, P503⑧, P202⑥)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (P769用) ~ケーブルトレイ (P769)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (C501-1用) ~ケーブルトレイ (C501-1)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (S703用) ~ケーブルトレイ (S703)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (C736用) ~ケーブルトレイ (C736)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (C729用) ~ケーブルトレイ (C729)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (S704用) ~ケーブルトレイ (S704)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (S202③用) ~ケーブルトレイ (S202③)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (C501⑤, C202③用) ~ケーブルトレイ (C501⑤, C202③)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (P503④, P202②用) ~ケーブルトレイ (P503④, P202②)	C-2	クラス3	-	-	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (50/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 (注1)		重大事故等対処設備 (注1)		名称	設計基準対象施設 (注1)		重大事故等対処設備 (注1)	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	ケーブルトレイ消火系	主配管	-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (C300①用)～ケーブルトレイ (C300①)	C-2	クラス 3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (S300①用)～ケーブルトレイ (S300①)	C-2	クラス 3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (S101⑫用)～ケーブルトレイ (S101⑫)	C-2	クラス 3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (C403⑭用)～ケーブルトレイ (C403⑭)	C-2	クラス 3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (S101⑩用)～ケーブルトレイ (S101⑩)	C-2	クラス 3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (P101 ⑪, C403 ⑰, C100 ⑱用)～ケーブルトレイ (P101 ⑪, C403 ⑰, C100 ⑱)	C-2	クラス 3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (P101 ⑫, C403 ⑳, C100 ㉑用)～ケーブルトレイ (P101 ⑫, C403 ⑳, C100 ㉑)	C-2	クラス 3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (S101⑩用)～ケーブルトレイ (S101⑩)	C-2	クラス 3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (C403⑳用)～ケーブルトレイ (C403⑳)	C-2	クラス 3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (C100㉒用)～ケーブルトレイ (C100㉒)	C-2	クラス 3	-	-	

表1 火災防護設備の主要設備リスト(51/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	ケーブルトレイ消火系	主配管	-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(S101⑨用)~ケーブルトレイ(S101⑨)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(C100⑩用)~ケーブルトレイ(C100⑩)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(C403⑪用)~ケーブルトレイ(C403⑪)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(S101⑦用)~ケーブルトレイ(S101⑦)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(S101⑧用)~ケーブルトレイ(S101⑧)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(P403⑬, C403⑮, C100⑮用)~ケーブルトレイ(P403⑬, C403⑮, C100⑮)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(P403⑩, C403⑬, C100⑬用)~ケーブルトレイ(P403⑩, C403⑬, C100⑬)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(P403⑫, C403⑭, C100⑭用)~ケーブルトレイ(P403⑫, C403⑭, C100⑭)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(C403⑯, C100⑯用)~ケーブルトレイ(C403⑯, C100⑯)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(P403⑨, C403⑪, C100⑪用)~ケーブルトレイ(P403⑨, C403⑪, C100⑪)	C-2	クラス3	-	-	

表1 火災防護設備の主要設備リスト(52/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	ケーブルトレイ消火系	主配管	-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S101⑥用)~ケーブルトレイ(S101⑥)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(P403⑩,C403⑫,C100⑫用)~ケーブルトレイ(P403⑩,C403⑫,C100⑫)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(P503⑨,P202⑦用)~ケーブルトレイ(P503⑨,P202⑦)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(C501⑧,C202⑥用)~ケーブルトレイ(C501⑧,C202⑥)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S202⑥用)~ケーブルトレイ(S202⑥)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(P503⑪用)~ケーブルトレイ(P503⑪)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(P503⑩,P202⑧用)~ケーブルトレイ(P503⑩,P202⑧)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(C501⑨,C202⑦用)~ケーブルトレイ(C501⑨,C202⑦)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S202⑦用)~ケーブルトレイ(S202⑦)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(C501⑪,C202⑨用)~ケーブルトレイ(C501⑪,C202⑨)	C-2	クラス3	-	-	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (53/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	ケーブルトレイ消火系	主配管	-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (P503⑫, P202⑩用) ~ケーブルトレイ (P503⑫, P202⑩)	C-2	クラス 3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (S202⑧用) ~ケーブルトレイ (S202⑧)	C-2	クラス 3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (P202⑨, C501⑩, C202⑧用) ~ケーブルトレイ (P202⑨, C501⑩, C202⑧)	C-2	クラス 3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (P202⑪, C501⑫, C202⑩用) ~ケーブルトレイ (P202⑪, C501⑫, C202⑩)	C-2	クラス 3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (S709①用) ~ケーブルトレイ (S709①)	C-2	クラス 3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (S708用) ~ケーブルトレイ (S708)	C-2	クラス 3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (C403⑭, C809用) ~ケーブルトレイ (C403⑭, C809)	C-2	クラス 3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (P101⑨, C403⑮, C100⑯用) ~ケーブルトレイ (P101⑨, C403⑮, C100⑯)	C-2	クラス 3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (P101⑩, C403⑰, C100⑱用) ~ケーブルトレイ (P101⑩, C403⑰, C100⑱)	C-2	クラス 3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (S101⑲, S709⑲用) ~ケーブルトレイ (S101⑲, S709⑲)	C-2	クラス 3	-	-	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (54/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 (注1)		重大事故等対処設備 (注1)		名称	設計基準対象施設 (注1)		重大事故等対処設備 (注1)	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	ケーブルトレイ消火系	主配管	-				FK-5-1-12 貯蔵容器 (P201①, C201用) ~ ケーブルトレイ (P201①, C201)	C-2	クラス 3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器 (P701⑨, P700⑨, P610⑥用) ~ ケーブルトレイ (P701⑨, P700⑨, P610⑥)	C-2	クラス 3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器 (K702⑧, K706⑧用) ~ ケーブルトレイ (K702⑧, K706⑧)	C-2	クラス 3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器 (K602②用) ~ ケーブルトレイ (K602②)	C-2	クラス 3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器 (P602⑥, C606④, C601②用) ~ ケーブルトレイ (P602⑥, C606④, C601②)	C-2	クラス 3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器 (P701⑧, P700⑧, P610⑤用) ~ ケーブルトレイ (P701⑧, P700⑧, P610⑤)	C-2	クラス 3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器 (C606③用) ~ ケーブルトレイ (C606③)	C-2	クラス 3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器 (S602③用) ~ ケーブルトレイ (S602③)	C-2	クラス 3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器 (K702⑦, K706⑦, P701⑦用) ~ ケーブルトレイ (K702⑦, K706⑦, P701⑦)	C-2	クラス 3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器 (P700⑦, P610④, P602④用) ~ ケーブルトレイ (P700⑦, P610④, P602④)	C-2	クラス 3	-	-	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (55/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 (注1)		重大事故等対処設備 (注1)		名称	設計基準対象施設 (注1)		重大事故等対処設備 (注1)	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	ケーブルトレイ消火系	主配管	-				FK-5-1-12 貯蔵容器 (P602⑤用)～ケーブルトレイ (P602⑤)	C-2	クラス 3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器 (K702 ⑥, K706 ⑥, P701⑥用) ～ケーブルトレイ (K702 ⑥, K706⑥, P701⑥)	C-2	クラス 3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器 (P700 ⑥, P610 ③, P602③用) ～ケーブルトレイ (P700 ⑥, P610③, P602③)	C-2	クラス 3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器 (C606②用)～ケーブルトレイ (C606②)	C-2	クラス 3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器 (S602②用)～ケーブルトレイ (S602②)	C-2	クラス 3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器 (K702 ⑤, K706 ⑤, P701⑤用) ～ケーブルトレイ (K702 ⑤, K706⑤, P701⑤)	C-2	クラス 3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器 (P700 ⑤, P610 ②, P602②用) ～ケーブルトレイ (P700 ⑤, P610②, P602②)	C-2	クラス 3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器 (K601, P600, P601 用)～ケーブルトレイ (K601, P600, P601)	C-2	クラス 3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器 (S601②用)～ケーブルトレイ (S601②)	C-2	クラス 3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器 (K702 ④, K706 ④, P701④用) ～ケーブルトレイ (K702 ④, K706④, P701④)	C-2	クラス 3	-	-	

表1 火災防護設備の主要設備リスト(56/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	ケーブルトレイ消火系	主配管	-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (P700 ④, P610 ①, P602①用) ~ケーブルトレイ (P700 ④, P610①, P602①)	C-2	クラス 3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (P201⑥用) ~ケーブルトレイ (P201⑥)	C-2	クラス 3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (K702 ①, K706 ①, P701①用) ~ケーブルトレイ (K702 ①, K706①, P701①)	C-2	クラス 3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (P700 ①, P500 ①, P501①用) ~ケーブルトレイ (P700 ①, P500①, P501①)	C-2	クラス 3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (K702 ②, K706 ②, P701②用) ~ケーブルトレイ (K702 ②, K706②, P701②)	C-2	クラス 3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (P700 ②, P500 ②, P501②用) ~ケーブルトレイ (P700 ②, P500②, P501②)	C-2	クラス 3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (C606①用) ~ケーブルトレイ (C606①)	C-2	クラス 3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (K702 ③, K706 ③, P701③用) ~ケーブルトレイ (K702 ③, K706③, P701③)	C-2	クラス 3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (P700 ③, P500 ③, P501③用) ~ケーブルトレイ (P700 ③, P500③, P501③)	C-2	クラス 3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (S602①用) ~ケーブルトレイ (S602①)	C-2	クラス 3	-	-	

表1 火災防護設備の主要設備リスト(57/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	ケーブルトレイ消火系	主配管	-				FK-5-1-12 貯蔵容器(C602①用)~ケーブルトレイ(C602①)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(C603②用)~ケーブルトレイ(C603②)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S600①用)~ケーブルトレイ(S600①)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(C601①用)~ケーブルトレイ(C601①)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(C602②用)~ケーブルトレイ(C602②)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S600④用)~ケーブルトレイ(S600④)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S600③用)~ケーブルトレイ(S600③)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S601③用)~ケーブルトレイ(S601③)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S600②用)~ケーブルトレイ(S600②)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(P300①, C300⑤用)~ケーブルトレイ(P300①, C300⑤)	C-2	クラス3	-	-	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (58/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	ケーブルトレイ消火系	主配管	-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(S300⑤用)~ケーブルトレイ(S300⑤)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(P300③, C300⑦用)~ケーブルトレイ(P300③, C300⑦)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(S300⑥用)~ケーブルトレイ(S300⑥)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(P300②, C300⑥用)~ケーブルトレイ(P300②, C300⑥)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(P300④, C300⑧用)~ケーブルトレイ(P300④, C300⑧)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(K100③, P402③用)~ケーブルトレイ(K100③, P402③)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(P102⑤, C100⑦用)~ケーブルトレイ(P102⑤, C100⑦)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(S100③用)~ケーブルトレイ(S100③)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(K100⑥, P402⑥用)~ケーブルトレイ(K100⑥, P402⑥)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(P102⑥, C100⑧用)~ケーブルトレイ(P102⑥, C100⑧)	C-2	クラス3	-	-	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (59/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	ケーブルトレイ消火系	主配管	-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S100④用)～ケーブルトレイ(S100④)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(K100⑦, P402⑦用)～ケーブルトレイ(K100⑦, P402⑦)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(P102⑦, C100⑳用)～ケーブルトレイ(P102⑦, C100㉑)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(K201②, P502⑧用)～ケーブルトレイ(K201②, P502⑧)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(P201③, C200②用)～ケーブルトレイ(P201③, C200②)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(P201④, C200③用)～ケーブルトレイ(P201④, C200③)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(K201③, P502⑨用)～ケーブルトレイ(K201③, P502⑨)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(S200②用)～ケーブルトレイ(S200②)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(C200④用)～ケーブルトレイ(C200④)	C-2	クラス3	-	-	
			-				FK-5-1-12 貯蔵容器(P201⑤用)～ケーブルトレイ(P201⑤)	C-2	クラス3	-	-	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (60/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 (注1)		重大事故等対処設備 (注1)		名称	設計基準対象施設 (注1)		重大事故等対処設備 (注1)	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	ケーブルトレイ消火系	主配管	-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (S100⑤用)～ケーブルトレイ (S100⑤)	C-2	クラス 3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (P102②, C100④用)～ケーブルトレイ (P102②, C100④)	C-2	クラス 3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (K100②, P402②用)～ケーブルトレイ (K100②, P402②)	C-2	クラス 3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (P102①, C100③用)～ケーブルトレイ (P102①, C100③)	C-2	クラス 3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (K100①, P402①用)～ケーブルトレイ (K100①, P402①)	C-2	クラス 3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (S200①用)～ケーブルトレイ (S200①)	C-2	クラス 3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (S601①用)～ケーブルトレイ (S601①)	C-2	クラス 3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (K602①, P603, C603①用)～ケーブルトレイ (K602①, P603, C603①)	C-2	クラス 3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (P201②, C200①用)～ケーブルトレイ (P201②, C200①)	C-2	クラス 3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (K201①, P502⑦用)～ケーブルトレイ (K201①, P502⑦)	C-2	クラス 3	-	-	

表1 火災防護設備の主要設備リスト(61/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	ケーブルトレイ消火系	主配管	-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(P102④, C100⑤用)~ケーブルトレイ(P102④, C100⑤)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(K100⑤, P402⑤用)~ケーブルトレイ(K100⑤, P402⑤)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(S100⑦用)~ケーブルトレイ(S100⑦)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(P102③, C100⑥用)~ケーブルトレイ(P102③, C100⑥)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(K100④, P402④用)~ケーブルトレイ(K100④, P402④)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(S100⑥用)~ケーブルトレイ(S100⑥)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(K100⑧, P402⑧用)~ケーブルトレイ(K100⑧, P402⑧)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(P102⑧, C100⑩用)~ケーブルトレイ(P102⑧, C100⑩)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(S100⑨用)~ケーブルトレイ(S100⑨)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(S100⑧用)~ケーブルトレイ(S100⑧)	C-2	クラス3	-	-	

表1 火災防護設備の主要設備リスト(62/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	ケーブルトレイ消火系	主配管	-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (P102⑩, C100⑩用) ~ケーブルトレイ (P102⑩, C100⑩)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (K100⑨, P402⑨用) ~ケーブルトレイ (K100⑨, P402⑨)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (P502⑩用) ~ケーブルトレイ (P502⑩)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (K201④用) ~ケーブルトレイ (K201④)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (S300⑦用) ~ケーブルトレイ (S300⑦)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (C300⑨用) ~ケーブルトレイ (C300⑨)	C-2	クラス3	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (K610 ③, K611 ③, K612 ③用) ~ケーブルトレイ (K610 ③, K611 ③, K612 ③)	-	-	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (K610 ②, K611 ②, K612 ②用) ~ケーブルトレイ (K610 ②, K611 ②, K612 ②)	-	-	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (K610 ①, K611 ①, K612 ①用) ~ケーブルトレイ (K610 ①, K611 ①, K612 ①)	-	-	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (K003①用) ~ケーブルトレイ (K003①)	-	-	-	-	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (63/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 (注1)		重大事故等対処設備 (注1)		名称	設計基準対象施設 (注1)		重大事故等対処設備 (注1)	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	ケーブルトレイ消火系	主配管	-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (K003②用)～ケーブルトレイ (K003②)	-	-	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (K003③用)～ケーブルトレイ (K003③)	-	-	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (S003③用)～ケーブルトレイ (S003③)	-	-	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (C008③用)～ケーブルトレイ (C008③)	-	-	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (S003②用)～ケーブルトレイ (S003②)	-	-	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (C008②用)～ケーブルトレイ (C008②)	-	-	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (S003①用)～ケーブルトレイ (S003①)	-	-	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (C008①用)～ケーブルトレイ (C008①)	-	-	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (C004用)～ケーブルトレイ (C004)	-	-	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (C001②用)～ケーブルトレイ (C001②)	-	-	-	-	

表1 火災防護設備の主要設備リスト(64/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	ケーブルトレイ消火系	主配管	-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(S001②用)～ケーブルトレイ(S001②)	-	-	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(K002用)～ケーブルトレイ(K002)	-	-	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(C001①用)～ケーブルトレイ(C001①)	-	-	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(S001①用)～ケーブルトレイ(S001①)	-	-	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(S751①用)～ケーブルトレイ(S751①)	-	-	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(S750①用)～ケーブルトレイ(S750①)	-	-	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(S750②用)～ケーブルトレイ(S750②)	-	-	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(S751②用)～ケーブルトレイ(S751②)	-	-	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(S750③用)～ケーブルトレイ(S750③)	-	-	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(S751③用)～ケーブルトレイ(S751③)	-	-	-	-	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (65/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 (注1)		重大事故等対処設備 (注1)		名称	設計基準対象施設 (注1)		重大事故等対処設備 (注1)	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	ケーブルトレイ消火系	主配管	-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (S750④用) ~ケーブルトレイ (S750④)	-	-	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (S751④用) ~ケーブルトレイ (S751④)	-	-	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (S750⑤用) ~ケーブルトレイ (S750⑤)	-	-	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (C002②用) ~ケーブルトレイ (C002②)	-	-	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (C003 用) ~ケーブルトレイ (C003)	-	-	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (S002 用) ~ケーブルトレイ (S002)	-	-	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (S750⑥用) ~ケーブルトレイ (S750⑥)	-	-	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (C002①用) ~ケーブルトレイ (C002①)	-	-	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (S750⑦用) ~ケーブルトレイ (S750⑦)	-	-	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器 (S751⑥用) ~ケーブルトレイ (S751⑥)	-	-	-	-	

表1 火災防護設備の主要設備リスト(66/66)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	ケーブルトレイ消火設備	主配管	-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(S751⑤用)～ケーブルトレイ(S751⑤)	-	-	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(S754用)～ケーブルトレイ(S754)	-	-	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(S755用)～ケーブルトレイ(S755)	-	-	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(S752①用)～ケーブルトレイ(S752①)	-	-	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(S752②用)～ケーブルトレイ(S752②)	-	-	-	-	
			-	-	-	-	FK-5-1-12 貯蔵容器(S753用)～ケーブルトレイ(S753)	-	-	-	-	

(注1) 表1に用いる略語の定義は「原子炉本体」の「8 原子炉本体の基本設計方針、適用基準及び適用規格」の「表1 原子炉本体の主要設備リスト 付表1」による。

(注2) 重大事故等対処設備を防護する火災区域構造物及び火災区画構造物である。

(注3) 消火設備における消火系ポンプのうち、ポンプを示す。

(注4) 消火設備における消火系ポンプのうち、原動機を示す。

(注5) 常設耐震重要重大事故防止設備・常設重大事故緩和設備を防護する消火設備である。

#### 8.4.4 火災防護設備に係る工事の方法

変更前	変更後
火災防護設備に係る工事の方法は、「原子炉本体」における「9 原子炉本体に係る工事の方法」（「1.3 燃料体に係る工事の手順と使用前事業者検査」, 「2.1.3 燃料体に係る検査」及び「3.2 燃料体の加工に係る工事上の留意事項」を除く。）に従う。	変更なし

8.5 浸水防護施設

8.5.1 外郭浸水防護設備

				変更前	変更後
名		称			防潮堤（鋼管式鉛直壁）
種		類		—	防潮堤（鋼管式鉛直壁）*1
主要 寸 法	天 端 高 さ		m		O. P. +29.0*2, *3
	鋼 製 遮 水 壁	ス キ ン	mm		25.0 以上 (25.0*2)
		プ レ ー ト	mm		
	鋼 管	厚 さ	mm		25~40 以上 (25~40*2)
		直 径	m		2.2~2.5*2
	背 面 補 強 工	幅	m		11.06*2
	置 換 コ ン ク リ ー ト	幅	m		12.65*2
	R C 遮 水 壁	幅	m		3.4*2
	漂 流 物 防 護 工	幅	m		0.5*2
厚 さ		mm		9~22 以上 (9~22*2)	
材 料	鋼製遮水壁		—		SM570 SM490YB SM400A
	鋼管		—		SM570 SKK490 コンクリート
	背面補強工		—		コンクリート
	置換コンクリート		—		コンクリート
	RC 遮水壁		—		鉄筋コンクリート
	漂流物防護工		—		SM400 SM490 SM490Y SM570

注記 \*1：構造境界部に止水ジョイントを設置する。

\*2：公称値を示す。

\*3：平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震による地殻変動に伴い、牡鹿半島全体で約 1m の地盤沈下が発生していることを考慮した設計とし、地盤沈下量を考慮した高さを示す。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	防潮堤（盛土堤防）	
種 類		—		防潮堤（盛土堤防）	
主 要 寸 法	天 端 高 さ	m		0. P. +29. 0 <sup>*1, *2</sup>	
	天 端 幅	m		10. 0 <sup>*1</sup>	
	置 換 コンクリート	幅 m		26. 25 <sup>*1</sup>	
材 料	堤 体			—	セメント改良土
	置換コンクリート			—	コンクリート

注記 \*1：公称値を示す。

\*2：平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震による地殻変動に伴い、牡鹿半島全体で約 1 m の地盤沈下が発生していることを考慮した設計とし、地盤沈下量を考慮した高さを示す。

				変 更 前	変 更 後	
名		称		—	防潮壁 (第2号機海水ポンプ室)	
種		類			—	防潮壁*1
主 要 寸 法	天 端 高 さ		m			O.P.+19.0*2, *3
	鋼製遮水壁 (鋼板)	厚 さ	mm			16.0以上(16.0*2) 20.0以上(20.0*2)
			鋼製遮水壁 (鋼桁)①		幅	m
	た て	m			5.0*2	
	横	m			41.85*2	
	鋼製遮水壁 (鋼桁)②	幅	m		1.0*2	
		た て	m		5.0*2	
		横	m		16.7*2	
	鋼製扉	幅	m		0.6*2	
		た て	m		5.15*2	
		横	m		5.9*2	
	材 料	鋼製遮水壁(鋼板)			—	
鋼製遮水壁 (鋼桁)①		—			SM570 鉄筋コンクリート	
鋼製遮水壁 (鋼桁)②		—			SM490Y 鉄筋コンクリート	
鋼製扉		—		SM570 鉄筋コンクリート		

注記 \*1: 構造境界部に止水ジョイントを設置する。

\*2: 公称値を示す。

\*3: 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による地殻変動に伴い、牡鹿半島全体で約1mの地盤沈下が発生していることを考慮した設計とし、地盤沈下量を考慮した高さを示す。

				変 更 前	変 更 後	
名		称		—	防潮壁 (第2号機放水立坑)	
種		類			—	防潮壁* <sup>1</sup>
天		端 高 さ			m	O.P. +19.0* <sup>2</sup> , * <sup>3</sup>
主 要 寸 法	鋼製遮水壁 (鋼板) ①		厚 さ		mm	20.0 以上 (20.0* <sup>2</sup> )
	鋼製遮水壁 (鋼板) ②		厚 さ		mm	20.0 以上 (20.0* <sup>2</sup> )
	鋼製遮水壁 (鋼板) ③		厚 さ		mm	16.0 以上 (16.0* <sup>2</sup> )
	鋼製遮水壁 (鋼桁)		幅		m	1.0* <sup>2</sup>
			た て		m	5.0* <sup>2</sup>
			横		m	15.7* <sup>2</sup>
	鋼製扉		幅		m	0.6* <sup>2</sup>
			た て		m	5.15* <sup>2</sup>
			横		m	5.9* <sup>2</sup>
	材 料	鋼製遮水壁 (鋼板) ①			—	
鋼製遮水壁 (鋼板) ②		—			SM570 鉄筋コンクリート	
鋼製遮水壁 (鋼板) ③		—			SM570 鉄筋コンクリート	
鋼製遮水壁 (鋼桁)		—		SM490Y 鉄筋コンクリート		
鋼製扉		—		SM570 鉄筋コンクリート		

注記 \*1: 構造境界部に止水ジョイントを設置する。

\*2: 公称値を示す。

\*3: 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震による地殻変動に伴い、牡鹿半島全体で約 1m の地盤沈下が発生していることを考慮した設計とし、地盤沈下量を考慮した高さを示す。

				変 更 前	変 更 後		
名		称		—	防潮壁 (第3号機海水ポンプ室)		
種		類			—	防潮壁*1	
主 要 寸 法	天 端 高 さ		m		—	O. P. +20.0*2, *3	
	鋼製遮水壁 (鋼板)		厚 さ		mm	—	16.0以上 (16.0*2)
	鋼製遮水壁 (鋼桁)		幅		m	—	2.4*2
			た て		m	—	6.0*2
			横		m	—	47.1*2
	鋼製扉		幅		m	—	0.6*2
			た て		m	—	6.15*2
			横		m	—	5.9*2
	材 料	鋼製遮水壁 (鋼板)			—	—	SM570 鉄筋コンクリート
鋼製遮水壁 (鋼桁)		—	—		SM570 鉄筋コンクリート		
鋼製扉		—	—		SM570 鉄筋コンクリート		

注記 \*1：構造境界部に止水ジョイントを設置する。

\*2：公称値を示す。

\*3：平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による地殻変動に伴い、牡鹿半島全体で約1mの地盤沈下が発生していることを考慮した設計とし、地盤沈下量を考慮した高さを示す。

				変 更 前	変 更 後	
名		称		—	防潮壁 (第3号機放水立坑)	
種		類			—	防潮壁*1
主 要 寸 法	天 端 高 さ		m		—	O. P. +19.0*2, *3
	鋼製遮水壁 (鋼板)	厚 さ	mm		—	16.0以上(16.0*2)
		鋼製遮水壁 (鋼桁)①	幅		m	—
	た て		m		—	5.0*2
	横		m		—	16.3*2
	鋼製遮水壁 (鋼桁)②	幅	m		—	1.0*2
		た て	m		—	5.0*2
		横	m		—	16.3*2
	鋼製扉	幅	m		—	0.6*2
		た て	m		—	5.15*2
		横	m		—	5.9*2
	材 料	鋼製遮水壁(鋼板)			—	—
鋼製遮水壁 (鋼桁)①		—	—		SM490Y 鉄筋コンクリート	
鋼製遮水壁 (鋼桁)②		—	—		SM490Y 鉄筋コンクリート	
鋼製扉		—	—	SM570 鉄筋コンクリート		

注記 \*1：構造境界部に止水ジョイントを設置する。

\*2：公称値を示す。

\*3：平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による地殻変動に伴い、牡鹿半島全体で約1mの地盤沈下が発生していることを考慮した設計とし、地盤沈下量を考慮した高さを示す。

				変 更 前	変 更 後	
名		称		—	防潮壁 (第3号機海水熱交換器建屋)	
種		類			—	防潮壁
主 要 寸 法	天 端 高 さ		m		0. P. 20. 0 <sup>*1, *2</sup>	
	鋼製遮水壁 (鋼板)	厚 さ	mm		上段：9.0以上(9.0 <sup>*1</sup> ) 中段：12.0以上(12.0 <sup>*1</sup> ) 下段：16.0以上(16.0 <sup>*1</sup> )	
材 料	鋼製遮水壁(鋼板)		—		SM490	

注記 \*1：公称値を示す。

\*2：平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による地殻変動に伴い、牡鹿半島全体で約1mの地盤沈下が発生していることを考慮した設計とし、地盤沈下量を考慮した高さを示す。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	取放水路流路縮小工 (第 1 号機取水路) (No. 1), (No. 2)	
種 類		—		流路縮小工	
主 要 寸 法	外 径	m			
	幅			m	3.5*
	貫 通 部 径			m	
材 料			—	コンクリート	

注記 \* : 公称値を示す。

枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	取放水路流路縮小工 (第1号機放水路)	
種 類		—		流路縮小工	
主 要 寸 法	外 径	m			
	幅			m	5.0*
	貫 通 部 径			m	
材 料			—	コンクリート	

注記 \* : 公称値を示す。

枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	貯留堰* <sup>1</sup> (No. 1), (No. 2), (No. 3), (No. 4), (No. 5), (No. 6)
種 類		—		鉄筋コンクリート堰
容 量		m <sup>3</sup>		2971 以上 (4300* <sup>2</sup> ) * <sup>3</sup>
主 要 寸 法	天 端 高 さ	m		0. P. -6. 3* <sup>2</sup> , * <sup>4</sup>
	天 端 幅	m		2. 5* <sup>2</sup>
	た て	m		1. 2* <sup>2</sup>
	横	m		
材 料		—		鉄筋コンクリート
個 数		個	6	

注記 \*1：非常用取水設備であり，浸水防護施設の外郭浸水防護設備として兼用する。

\*2：公称値を示す。

\*3：引き波時に非常用海水ポンプの継続運転に必要な水量であり，貯留堰，取水口，取水路及び海水ポンプ室で確保する水量の合計値を示す。

\*4：平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震による地殻変動に伴い，牡鹿半島全体で約 1 m の地盤沈下が発生していることを考慮した設計とし，地盤沈下量を考慮した施設高さを記載する。

枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	屋外排水路逆流防止設備 (防潮堤南側) (No. 1), (No. 2), (No. 3)
種 類		—		逆流防止設備 (フラップゲート)
主 要 寸 法	た て	m		1.1*
	横	m		1.1*
	スキンプレート 厚 さ	mm		16.0 以上 (16.0*)
材 料		—	SUS304	

注記 \* : 公称値を示す。

				変更前	変更後	
名		称		-	屋外排水路逆流防止設備 (防潮堤北側)	
種		類			逆流防止設備 (フラップゲート)	
主要 寸 法	扉体①	た	て		m	1.2*
		横			m	1.7*
		スキンプレ ート厚さ			mm	25.0以上(25.0*)
	扉体②	た	て		m	1.2*
		横			m	1.7*
		スキンプレ ート厚さ			mm	25.0以上(25.0*)
	扉体③	た	て		m	1.2*
		横			m	1.7*
		スキンプレ ート厚さ		mm	25.0以上(25.0*)	
	扉体④	た	て	m	1.2*	
		横		m	1.7*	
		スキンプレ ート厚さ		mm	25.0以上(25.0*)	
漂流物 防護工		幅		m	0.5	
材		料		-	SUS304	

注記 \* : 公称値を示す。

			変更前	変更後	
名		称	—	補機冷却海水系放水路 逆流防止設備 (No. 1), (No. 2)	
種		類		—	逆流防止設備 (フラップゲート)
主 要 寸 法	た			m	2.04*
	横			m	1.6*
	スキンプレート 厚			mm	12.0以上 (12.0*)
材		料	—	SUS316L	

注記 \* : 公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	水密扉(第 3 号機海水熱交換器建屋海水ポンプ設置エリア) (No. 1)
種 類	—			片開き扉
主 要 寸 法	た て	mm		2055*
	横	mm		900*
材 料	扉 板	—		SS400
	芯 材	—		SS400

注記 \* : 公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	水密扉(第 3 号機海水熱交換器建屋海水ポンプ設置エリア)(No. 2)
種 類	—			片開き扉
主 要 寸 法	た て	mm		2055*
	横	mm		900*
材 料	扉 板	—		SS400
	芯 材	—		SS400

注記 \* : 公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後	
名		称	—	浸水防止蓋（原子炉機器冷却海水配管ダクト）	
種		類		—	浸水防止蓋
主 要 寸 法	た	て		mm	2880*
	横			mm	2880*
	高	さ		mm	266*
	スキンプレート厚さ			mm	16.0以上（16.0*）
材		料		—	SM490Y

注記 \*：公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	浸水防止蓋 (揚水井戸 (第2号機海水ポンプ室防潮壁区画内) )
種 類		—		浸水防止蓋
主 要 寸 法	た て	mm		1910*
	横	mm		1910*
	高 さ	mm		266*
	スキンプレート 厚 さ	mm		16.0 以上 (16.0*)
材 料		—	SM490Y	

注記 \* : 公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	浸水防止蓋 (揚水井戸 (第3号機海水ポンプ室防潮壁区画内) )
種 類		—		浸水防止蓋
主 要 寸 法	外 径	mm		1744*
	スキンプレート 厚 さ	mm		30.0 以上 (30.0*)
材 料		—		SM490Y

注記 \* : 公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後	
名		称	—	浸水防止蓋（第3号機補機冷却海水系放水ピット）	
種		類		—	浸水防止蓋
主 要 寸 法	た	て		mm	2150*
	横			mm	11100*
	高	さ		mm	216*
	スキンプレート 厚			さ	mm
材		料	—	SM490Y	

注記 \*：公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	浸水防止蓋(第3号機海水熱交換器建屋海水ポンプ設置エリア角落し部)
種 類		—		浸水防止蓋
主 要 寸 法	た て	mm		510*
	横	mm		3135*
	高 さ	mm		96.0*
	スキンプレート厚 さ	mm		16.0以上(16.0*)
材 料		—	SUS304	

注記 \* : 公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	浸水防止蓋(第3号機海水熱交換器建屋海水ポンプ設置エリア点検用開口部) (No.1), (No.2)
種 類		—		浸水防止蓋
主 要 寸 法	た て	mm		1000*
	横	mm		1000*
	高 さ	mm		164*
	スキンプレート厚 さ	mm		12.0以上(12.0*)
材 料		—	SUS304	

注記 \* : 公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	第 2 号機原子炉補機冷却海水 ポンプ(A)(C)室逆止弁付ファン ネル(No. 1), (No. 2), (No. 3)
種 類		—		逆止弁付ファンネル
主 要 寸 法	呼 び 径	—		
	高 さ	mm		
材 料		—		

注記 \* : 公称値を示す。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	第 2 号機原子炉補機冷却海水 ポンプ(B) (D)室逆止弁付ファン ネル(No. 1), (No. 2), (No. 3)
種 類		—		逆止弁付ファンネル
主 要 寸 法	呼 び 径	—		
	高 さ	mm		
材 料		—		

注記 \* : 公称値を示す。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	第 2 号機高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ室逆止弁付ファンネル(No. 1), (No. 2)
種 類		—		逆止弁付ファンネル
主 要 寸 法	呼 び 径	—		
	高 さ	mm		
材 料		—		

注記 \* : 公称値を示す。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	第 2 号機タービン補機冷却海水ポンプ室逆止弁付ファンネル(No. 1), (No. 2), (No. 3)
種 類		—		逆止弁付ファンネル
主 要 寸 法	呼 び 径	—		
	高 さ	mm		
材 料		—		

注記 \* : 公称値を示す。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	第 3 号機原子炉補機冷却海水 ポンプ(A) (C)室逆止弁付ファンネル(No. 1), (No. 2)
種 類		—		逆止弁付ファンネル
主 要 寸 法	呼 び 径	—		
	高 さ	mm		
材 料		—		

注記 \* : 公称値を示す。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	第 3 号機原子炉補機冷却海水 ポンプ(B) (D)室逆止弁付ファンネル(No. 1), (No. 2)
種 類		—		逆止弁付ファンネル
主 要 寸 法	呼 び 径	—		
	高 さ	mm		
材 料		—		

注記 \* : 公称値を示す。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	第 3 号機高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ室逆止弁付ファンネル(No. 1), (No. 2)
種 類		—		逆止弁付ファンネル
主 要 寸 法	呼 び 径	—		
	高 さ	mm		
材 料		—		

注記 \* : 公称値を示す。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	第 3 号機タービン補機冷却海水ポンプ室逆止弁付ファンネル(No. 1), (No. 2), (No. 3)
種 類		—		逆止弁付ファンネル
主 要 寸 法	呼 び 径	—		
	高 さ	mm		
材 料		—		

注記 \* : 公称値を示す。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	原子炉建屋浸水防止水密扉 (No. 2) *1
種 類	—			片開き扉
主 要 寸 法	た て	mm		2080 *2
	横	mm		1335 *2
材 料	扉 板	—		SS400
	芯 材	—		SS400
*3 取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—		—
	設 置 床	m		原子炉建屋 O. P. 15. 00
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		—

注記 \*1 : 内郭浸水防護設備と兼用する。

\*2 : 公称値を示す。

\*3 : 内郭浸水防護設備に使用する場合の記載事項。

変更前			変更後
名 称			原子炉建屋浸水防止水密扉 (No. 1)* <sup>1</sup>
種 類	—		片開き扉
主 要 寸 法	た て	mm	2080* <sup>2</sup>
	横	mm	1335* <sup>2</sup>
材 料	扉 板	—	SS400
	芯 材	—	SS400
* <sup>3</sup> 取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—	—
	設 置 床	m	原子炉建屋 O. P. 15. 00
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—	—

注記 \*1：内郭浸水防護設備と兼用する。

\*2：公称値を示す。

\*3：内郭浸水防護設備に使用する場合の記載事項。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	制御建屋浸水防止水密扉 (No. 3)* <sup>1</sup>
種 類	—			片開き扉
主 要 寸 法	た て	mm		2076* <sup>2</sup>
	横	mm		1816* <sup>2</sup>
材 料	扉 板	—		SS400
	芯 材	—		SS400
* <sup>3</sup> 取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—		—
	設 置 床	m		制御建屋 O. P. 15. 00
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		—

注記 \*1：内郭浸水防護設備と兼用する。

\*2：公称値を示す。

\*3：内郭浸水防護設備に使用する場合の記載事項。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	制御建屋浸水防止水密扉 (No. 1)* <sup>1</sup>
種 類	—			片開き扉
主 要 寸 法	た て	mm		2080* <sup>2</sup>
	横	mm		1175* <sup>2</sup>
材 料	扉 板	—		SS400
	芯 材	—		SS400
* <sup>3</sup> 取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—		—
	設 置 床	m		制御建屋 O. P. 19. 50
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		—

注記 \*1：内郭浸水防護設備と兼用する。

\*2：公称値を示す。

\*3：内郭浸水防護設備に使用する場合の記載事項。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	制御建屋浸水防止水密扉 (No. 2)* <sup>1</sup>
種 類	—			片開き扉
主 要 寸 法	た て	mm		1955* <sup>2</sup>
	横	mm		1000* <sup>2</sup>
材 料	扉 板	—		SS400
	芯 材	—		SS400
* <sup>3</sup> 取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—		—
	設 置 床	m		制御建屋 O. P. 15. 00
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		—

注記 \*1：内郭浸水防護設備と兼用する。

\*2：公称値を示す。

\*3：内郭浸水防護設備に使用する場合の記載事項。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	計測制御電源室(B) 浸水防止水密扉(No. 3) *1
種 類	—			片開き扉
主 要 寸 法	た て	mm		2111 *2
	横	mm		1522 *2
材 料	扉 板	—		SS400
	芯 材	—		SS400
*3 取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—		—
	設 置 床	m		制御建屋 O. P. 8. 00
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		—

注記 \*1：内郭浸水防護設備と兼用する。

\*2：公称値を示す。

\*3：内郭浸水防護設備に使用する場合の記載事項。

種 類			変 更 前	変 更 後
名 称			—	制御建屋空調機械(A)室 浸水防止水密扉*1
種 類				片開き扉
主 要 寸 法	た て	mm		1990*2
	横	mm		950*2
材 料	扉 板	—		SS400
	芯 材	—		SS400
*3 取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—		—
	設 置 床	m		制御建屋 O.P. 1.50
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		—

注記 \*1：内郭浸水防護設備と兼用する。

\*2：公称値を示す。

\*3：内郭浸水防護設備に使用する場合の記載事項。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	制御建屋空調機械(B)室 浸水防止水密扉*1
種 類	—			片開き扉
主 要 寸 法	た て	mm		2106*2
	横	mm		1047*2
材 料	扉 板	—		SS400
	芯 材	—		SS400
*3 取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—		—
	設 置 床	m		制御建屋 O. P. 1. 50
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		—

注記 \*1：内郭浸水防護設備と兼用する。

\*2：公称値を示す。

\*3：内郭浸水防護設備に使用する場合の記載事項。

				変 更 前	変 更 後
名 称				—	第 2 号機 MCR 浸水防止水密扉* <sup>1</sup>
種 類		—			片開き扉
主 要 寸 法	扉 体	た て	mm		2600* <sup>2</sup>
		横	mm		2030* <sup>2</sup>
	小 扉	た て	mm		2200* <sup>2</sup>
		横	mm		1044* <sup>2</sup>
材 料	扉 板		—		SS400
	芯 材		—		SS400
* <sup>3</sup> 取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )		—		—
	設 置 床		m		制御建屋 O. P. 23. 50
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号		—	—	
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ		—	—	

注記 \*1：内郭浸水防護設備と兼用する。

\*2：公称値を示す。

\*3：内郭浸水防護設備に使用する場合の記載事項。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	制御建屋浸水防止水密扉 (No. 4)* <sup>1</sup>
種 類	—			片開き扉
主 要 寸 法	た て	mm		1840* <sup>2</sup>
	横	mm		945* <sup>2</sup>
材 料	扉 板	—		SS400
	芯 材	—		SS400
* <sup>3</sup> 取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—		—
	設 置 床	m		制御建屋 O.P. 15. 00
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		—

注記 \*1：内郭浸水防護設備と兼用する。

\*2：公称値を示す。

\*3：内郭浸水防護設備に使用する場合の記載事項。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	制御建屋浸水防止水密扉 (No. 5)* <sup>1</sup>
種 類	—			片開き扉
主 要 寸 法	た て	mm		2052* <sup>2</sup>
	横	mm		2002* <sup>2</sup>
材 料	扉 板	—		SS400
	芯 材	—		SS400
*3 取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—		—
	設 置 床	m		制御建屋 O. P. 15. 00
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		—

注記 \*1：内郭浸水防護設備と兼用する。

\*2：公称値を示す。

\*3：内郭浸水防護設備に使用する場合の記載事項。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	地下軽油タンク燃料移送ポンプ室アクセス用浸水防止蓋 (No. 1) *1
種 類				浸水防止蓋
主要寸法	た て	mm		1336*2
	横	mm		1070*2
	厚 さ	mm		15.35 以上 (16*2)
材 料				SUS304
*3 取付箇所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—		—
	設 置 床	—		地下軽油タンクピット O.P. 14.80m
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		—

注記 \*1：内郭浸水防護設備と兼用。

\*2：公称値を示す。

\*3：内郭浸水防護設備に使用する場合は記載事項。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	地下軽油タンク燃料移送ポンプ室アクセス用浸水防止蓋 (No. 2) *1
種 類				浸水防止蓋
主要寸法	た て	mm		1336*2
	横	mm		1070*2
	厚 さ	mm		15.35 以上 (16*2)
材 料				SUS304
*3 取付箇所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—		—
	設 置 床	—		地下軽油タンクピット O.P. 14.80m
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		—

注記 \*1：内郭浸水防護設備と兼用。

\*2：公称値を示す。

\*3：内郭浸水防護設備に使用する場合は記載事項。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	地下軽油タンク機器搬出入用 浸水防止蓋*1
種 類				浸水防止蓋
主 要 寸 法	た て	mm		1336*2
	横	mm		1030*2
	厚 さ	mm		16.0 以上 (16*2)
材 料				SUS304
*3 取 付 箇 所	系 統 名 (ライン名)			—
	設 置 床			地下軽油タンクピット O.P. 14.80m
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号			—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ			—

注記 \*1：内郭浸水防護設備と兼用。

\*2：公称値を示す。

\*3：内郭浸水防護設備に使用する場合の記載事項。

			変 更 前	変 更 後	
名		称	—	第 2 号機海水ポンプ室 浸水防止壁	
種		類		—	浸水防止壁
主要 寸法	天	端 高 さ		m	O. P. +14. 4*1, *2
材 料	浸 水 防 止 壁			—	SS400

注記 \*1 : 公称値を示す。

\*2 : 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による地殻変動に伴い, 牡鹿半島全体で約1mの地盤沈下が発生していることを考慮した設計とし, 地盤沈下量を考慮した高さを示す。

8.5.2 内郭浸水防護設備

(1) 防水区画構造物

			変更前	変更後
名 称			-	SGTS ヒータユニット(A)室 浸水防止水密扉
種 類		-		片開き扉
主 要 寸 法	た て	mm		2170*
	横	mm		1250*
材 料	扉 板	-		SS400
	芯 材	-		SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	-		-
	設 置 床	m		原子炉建屋 O.P. 22. 50
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	-		-
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	-		-

注記 \* : 公称値を示す。

				変 更 前	変 更 後
名 称				—	RHR Hx(A)室-RHR Hx(B)室 浸水防止水密扉
種 類		—			片開き扉
主 要 寸 法	扉 体	た て	mm		2090*
		横	mm		950*
	パ ネ ル	た て	mm		2172*
		横	mm		1020*
材 料	扉 板		—		SS400
	芯 材		—		—
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )		—		—
	設 置 床		m		原子炉建屋 O.P. 15.00
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号		—	—	
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ		—	—	

注記 \* : 公称値を示す。

			変更前	変更後
名称			—	原子炉建屋浸水防止水密扉 (No. 3)
種類	—	片開き扉		
主要寸法	たて	mm		1370*
	横	mm		925*
材料	扉板	—		SS400
	芯材	—		—
取付箇所	系統名 (ライン名)	—		—
	設置床	m		原子炉建屋 0.P. -8.10
	溢水防護上の 区画番号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記 \* : 公称値を示す。

			変更前	変更後
名 称			—	LPCS ポンプ室浸水防止水密扉
種 類	—			片開き扉
主 要 寸 法	た て	mm		2060*
	横	mm		1060*
材 料	扉 板	—		SS400
	芯 材	—		SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—		—
	設 置 床	m		原子炉建屋 O.P. -8.10
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		—

注記 \* : 公称値を示す。

			変更前	変更後
名 称			—	HPCS ポンプ室浸水防止水密扉
種 類	—			片開き扉
主 要 寸 法	た て	mm		2076*
	横	mm		1186*
材 料	扉 板	—		SS400
	芯 材	—		SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—		—
	設 置 床	m		原子炉建屋 O.P. -8.10
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		—

注記 \* : 公称値を示す。

			変更前	変更後
名 称			—	RHR ポンプ(B)室浸水防止水密扉
種 類	—			片開き扉
主 要 寸 法	た て	mm		2076*
	横	mm		1186*
材 料	扉 板	—		SS400
	芯 材	—		SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—		—
	設 置 床	m		原子炉建屋 O.P. -8.10
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		—

注記 \* : 公称値を示す。

			変更前	変更後
名 称			—	RHR ポンプ(A)室浸水防止水密扉
種 類	—			片開き扉
主 要 寸 法	た て	mm		2060*
	横	mm		1060*
材 料	扉 板	—		SS400
	芯 材	—		SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—		—
	設 置 床	m		原子炉建屋 O.P. -8.10
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		—

注記 \* : 公称値を示す。

			変更前	変更後
名 称			—	RHR ポンプ(C)室-共通通路 浸水防止水密扉
種 類	—			片開き扉
主 要 寸 法	た て	mm		2076*
	横	mm		1186*
材 料	扉 板	—		SS400
	芯 材	—		SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—		—
	設 置 床	m		原子炉建屋 0. P. -8. 10
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		—

注記 \* : 公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後
名 称			-	FPMUW ポンプ室 浸水防止水密扉
種 類	-			片開き扉
主 要 寸 法	た て	mm		2040*
	横	mm		1050*
材 料	扉 板	-		SS400
	芯 材	-		-
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	-		-
	設 置 床	m		原子炉建屋 0. P. -8. 10
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	-		-
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	-		-

注記 \* : 公称値を示す。

			変更前	変更後
名 称			-	RCIC タービンポンプ室- 共通通路浸水防止水密扉
種 類	-			片開き扉
主 要 寸 法	た て	mm		2060*
	横	mm		1060*
材 料	扉 板	-		SS400
	芯 材	-		SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	-		-
	設 置 床	m		原子炉建屋 0. P. -8. 10
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	-		-
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	-		-

注記 \* : 公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	HECW 冷凍機(B)(D)室 - HECW 冷凍機(A)(C)室浸水防止水密扉
種 類	—			片開き扉
主 要 寸 法	た て	mm		2020*
	横	mm		1810*
材 料	扉 板	—		SS400
	芯 材	—		SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—		—
	設 置 床	m		原子炉建屋 O. P. 24. 80
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		—

注記 \* : 公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	制御建屋共通エリア浸水防止 水密扉
種 類	—			片開き扉
主 要 寸 法	た て	mm		2060*
	横	mm		1480*
材 料	扉 板	—		SS400
	芯 材	—		SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—		—
	設 置 床	m		原子炉建屋 O.P. 23. 60
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		—

注記 \* : 公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	D/G(B)室 - D/G(HPCS)室 浸水防止水密扉
種 類	—			片開き扉
主 要 寸 法	た て	mm		2090*
	横	mm		1100*
材 料	扉 板	—		SS400
	芯 材	—		—
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—		—
	設 置 床	m		原子炉建屋 O.P. 15. 00
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		—

注記 \* : 公称値を示す。

				変 更 前	変 更 後
名 称				—	区分ⅢHPCS 電気品室 - 区分Ⅱ非常用電気品室浸水防止水密扉
種 類		—			片開き扉
主 要 寸 法	扉 体	た て	mm		3050*
		横	mm		2434*
	小 扉	た て	mm		2120*
		横	mm		1115*
材 料	扉 板		—		SS400
	芯 材		—		SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )		—		—
	設 置 床		m		原子炉建屋 O.P. 6.00
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号		—	—	
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ		—	—	

注記 \* : 公称値を示す。

				変更前	変更後
名 称				—	RCW Hx(A)(C)室- 共通通路浸水防止水密扉
種 類		—			片開き扉
主 要 寸 法	扉 体	た て	mm		3530*
		横	mm		3060*
	小 扉	た て	mm		2060*
		横	mm		1060*
材 料	扉 板		—		SS400
	芯 材		—		SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )		—		—
	設 置 床		m		原子炉建屋 O.P. -8.10
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号		—	—	
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ		—	—	

注記 \* : 公称値を示す。

				変更前	変更後
名 称					HPCW Hx 室浸水防止水密扉
種 類		—			片開き扉
主 要 寸 法	扉 体	た て	mm		3530*
		横	mm		3060*
	小 扉	た て	mm		2060*
		横	mm		1060*
材 料	扉 板		—		SS400
	芯 材		—		SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )		—		—
	設 置 床		m		原子炉建屋 O.P. -8.10
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号		—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ		—		—

注記 \* : 公称値を示す。

				変 更 前	変 更 後
名 称					HPCW Hx 室-RCW Hx (B) (D) 室 浸水防止水密扉
種 類		—			片開き扉
主 要 寸 法	扉 体	た て	mm		3530*
		横	mm		3060*
	小 扉	た て	mm		2060*
		横	mm		1060*
材 料	扉 板		—		SS400
	芯 材		—		SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )		—		—
	設 置 床		m		原子炉建屋 O. P. -8. 10
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号		—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ		—		—

注記 \* : 公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	補助ボイラー建屋連絡階段 管理区域外伝播防止水密扉
種 類	—			片開き扉
主 要 寸 法	た て	mm		2085*
	横	mm		1097*
材 料	扉 板	—		SS400
	芯 材	—		SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—		—
	設 置 床	m		制御建屋 O. P. 15. 00
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		—

注記 \* : 公称値を示す。

				変 更 前	変 更 後
名 称				—	計測制御電源室(B) 浸水防止水密扉 (No. 1)
種 類		—			片開き扉
主 要 寸 法	扉 体	た て	mm		2800*
		横	mm		2380*
	小 扉	た て	mm		2100*
		横	mm		1310*
材 料	扉 板		—		SS400
	芯 材		—		SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )		—		—
	設 置 床		m		制御建屋 O.P. 8.00
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号		—	—	
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ		—	—	

注記 \* : 公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	計測制御電源室(B) 浸水防止水密扉 (No. 2)
種 類	—			片開き扉
主 要 寸 法	た て	mm		2020*
	横	mm		1100*
材 料	扉 板	—		SS400
	芯 材	—		SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—		—
	設 置 床	m		制御建屋 O. P. 8. 00
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		—

注記 \* : 公称値を示す。

				変 更 前	変 更 後
名 称					RSS 盤室浸水防止水密扉
種 類		—			片開き扉
主 要 寸 法	扉 体	た て	mm		2650*
		横	mm		2280*
	小 扉	た て	mm		2100*
		横	mm		1310*
材 料	扉 板		—		SS400
	芯 材		—		SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )		—		—
	設 置 床		m		制御建屋 O. P. 8. 00
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号		—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ		—		—

注記 \* : 公称値を示す。

				変 更 前	変 更 後
名 称				-	計測制御電源室(A)-常用および 共通 M/C・P/C 室 浸水防止水密扉
種 類		-			片開き扉
主 要 寸 法	扉 体	た て	mm		2750*
		横	mm		2480*
	小 扉	た て	mm		2100*
		横	mm		1310*
材 料	扉 板		-		SS400
	芯 材		-		SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )		-		-
	設 置 床		m		制御建屋 O.P. 8.00
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号		-	-	
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ		-	-	

注記 \* : 公称値を示す。

				変 更 前	変 更 後
名 称				—	制御建屋空調機械(A)室- 制御建屋空調機械(B)室 浸水防止水密扉(No. 1)
種 類		—			片開き扉
主 要 寸 法	扉 体	た て	mm		2195*
		横	mm		2200*
小 扉	た て	mm	2105*		
	横	mm	1100*		
材 料	扉 板		—		SS400
	芯 材		—		SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )		—		—
	設 置 床		m		制御建屋 O.P. 1.50
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号		—	—	
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ		—	—	

注記 \* : 公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	250V 直流主母線盤室- 制御建屋空調機械(B)室 浸水防止水密扉	
種	類	—		片開き扉	
主 要 寸 法	た	て		mm	2460*
	横			mm	1360*
材 料	扉	板		—	SS400
	芯	材		—	SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )			—	—
	設 置 床			m	制御建屋 O.P. 1.50
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号			—	—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ			—	—

注記 \* : 公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後
名 称			-	ISI 室浸水防止水密扉
種 類		-		片開き扉
主 要 寸 法	た て	mm		2365*
	横	mm		1400*
材 料	扉 板	-		SS400
	芯 材	-		SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	-		-
	設 置 床	m		制御建屋 O. P. 1. 50
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	-		-
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	-		-

注記 \* : 公称値を示す。

			変更前	変更後	
名称			—	制御建屋空調機械(A)室- 制御建屋空調機械(B)室 浸水防止水密扉(No. 2)	
種	類	—		片開き扉	
主要寸法	た	て		mm	2360*
	横			mm	1360*
材料	扉	板		—	SS400
	芯	材		—	SS400
取付箇所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )			—	—
	設 置 床			m	制御建屋 O.P. 1.50
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号			—	—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ			—	—

注記 \* : 公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	燃料移送ポンプ(H)室 - 燃料移送ポンプ(A)室浸水防止水密扉
種 類	—			片開き扉
主要寸法	た て	mm		1990*
	横	mm		990*
材 料	扉 板	—		SS400
	芯 材	—		SS400
取付箇所	系 統 名 (ライン名)	—		—
	設 置 床	—		地下軽油タンクピット O. P. 9.50m
	溢水防護上の 区画番号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記 \* : 公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	燃料移送ポンプ(A)室 - 燃料移送ポンプ(B)室浸水防止水密扉
種 類	—			片開き扉
主要寸法	た て	mm		1990*
	横	mm		990*
材 料	扉 板	—		SS400
	芯 材	—		SS400
取付箇所	系 統 名 (ライン名)	—		—
	設 置 床	—		地下軽油タンクピット O. P. 9.50m
	溢水防護上の 区画番号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記 \* : 公称値を示す。

			変更前	変更後	
名称			-	RSW ポンプ(A)(C)室-TSW ポンプ室 浸水防止水密扉	
種類		-		片開き扉	
主要寸法	た	て		mm	2060*
	横			mm	1060*
材料	扉	板		-	SS400
	芯	材		-	SS400
取付箇所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )			-	-
	設 置 床			m	海水ポンプ室 O.P. 3.00
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号			-	-
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ			m	-

注記 \* : 公称値を示す。

			変更前	変更後	
名称			—	HPSW ポンプ室 浸水防止水密扉	
種類		—		片開き扉	
主要寸法	た	て		mm	2060*
	横			mm	1060*
材料	扉	板		—	SS400
	芯	材		—	SS400
取付箇所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )			—	—
	設 置 床			m	海水ポンプ室 O.P. 3.00
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号			—	—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ			m	—

注記 \* : 公称値を示す。

			変更前	変更後
名 称			-	TSW ポンプ室-RSW ポンプ(B)(D)室 浸水防止水密扉
種 類		-		片開き扉
主 要 寸 法	た て	mm		2060*
	横	mm		1060*
材 料	扉 板	-		SS400
	芯 材	-		SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	-		-
	設 置 床	m		海水ポンプ室 O.P. 3.00
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	-		-
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	m		-

注記 \* : 公称値を示す。

			変更前	変更後
名 称			-	RW 電気品室(B) 浸水防止水密扉
種 類	-			片開き扉
主 要 寸 法	た て	mm		2020*
	横	mm		1110*
材 料	扉 板	-		SS400
	芯 材	-		SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	-		-
	設 置 床	m		原子炉建屋 O.P. 15.00
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	-		-
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	-		-

注記 \* : 公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	北西階段室管理区域外伝播防止 水密扉
種 類	—			片開き扉
主 要 寸 法	た て	mm		1310*
	横	mm		850*
材 料	扉 板	—		SS400
	芯 材	—		—
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—		—
	設 置 床	m		原子炉建屋 O.P. 15. 00
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		—

注記 \* : 公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	原子炉建屋管理区域外伝播 防止水密扉 (No. 3)
種 類	—			片開き扉
主 要 寸 法	た て	mm		1970*
	横	mm		1300*
材 料	扉 板	—		SS400
	芯 材	—		—
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—		—
	設 置 床	m		原子炉建屋 O.P. 15. 00
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		—

注記 \* : 公称値を示す。

				変 更 前	変 更 後
名 称					RW 制御室管理区域外伝播防止 水密扉
種 類		—			片開き扉
主 要 寸 法	扉 体	た て	mm		2040*
		横	mm		1050*
	パ ネ ル	た て	mm		2078*
		横	mm		716*
	上 部 パ ネ ル	た て	mm		863*
		横	mm		1822*
材 料	扉 板		—		SS400
	芯 材		—		—
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )		—		—
	設 置 床		m		原子炉建屋 O.P. 15.00
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号		—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ		—		—

注記 \* : 公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	原子炉建屋管理区域外伝播防止 水密扉 (No. 1)
種 類	—			片開き扉
主 要 寸 法	た て	mm		2500*
	横	mm		1345*
材 料	扉 板	—		SUS304
	芯 材	—		SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—		—
	設 置 床	m		原子炉建屋 O.P. 15. 00
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		—

注記 \* : 公称値を示す。

			変更前	変更後
名 称			—	原子炉建屋管理区域外伝播防止 水密扉(No. 2)
種 類	—			片開き扉
主 要 寸 法	た て	mm		3900*
	横	mm		5040*
材 料	扉 板	—		SUS304
	芯 材	—		SM490
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—		—
	設 置 床	m		原子炉建屋 O.P. 15.00
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		—

注記 \* : 公称値を示す。

			変更前	変更後
名 称			-	制御建屋管理区域外 伝播防止水密扉 (No. 1)
種 類	-			片開き扉
主 要 寸 法	た て	mm		2270*
	横	mm		1430*
材 料	扉 板	-		SUS304
	芯 材	-		SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	-		-
	設 置 床	m		制御建屋 O.P. 15.00
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	-		-
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	-		-

注記 \* : 公称値を示す。

				変 更 前	変 更 後
名 称					タービン建屋管理区域外 伝播防止水密扉
種 類		—			片開き扉
主 要 寸 法	扉 体	た て	mm	—	2110*
		横	mm		1000*
	パネル①	た て	mm		2120*
		横	mm		1090*
	パネル②	た て	mm		2120*
		横	mm		1095*
	上 部 パネル①	た て	mm		725*
		横	mm		1010*
	上 部 パネル②	た て	mm		725*
		横	mm		1090*
	上 部 パネル③	た て	mm		725*
		横	mm		1095*
材 料	扉 板		—	SS400	
	芯 材		—	SS400	
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )		—	—	
	設 置 床		m	タービン建屋 O. P. O. 80	
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号		—	—	
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ		—	—	

注記 \* : 公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	主排気ダクト連絡トレンチ (2T-5)管理区域外伝播防止 水密扉	
種	類	—		片開き扉	
主 要 寸 法	た	て		mm	2500*
	横			mm	1345*
材 料	扉	板		—	SUS304
	芯	材		—	SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )			—	—
	設 置 床			m	原子炉建屋 O.P. 15.00
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号			—	—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ			—	—

注記 \* : 公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	原子炉建屋浸水防止水密扉 (No. 4)
種 類	—			片開き扉
主 要 寸 法	た て	mm		1190*
	横	mm		575*
材 料	扉 板	—		SS400
	芯 材	—		—
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—		—
	設 置 床	m		原子炉建屋 O. P. 2. 00
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		—

注記 \* : 公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	燃料移送ポンプ(A)室浸水防止 水密扉
種 類	—			片開き扉
主 要 寸 法	た て	mm		1384*
	横	mm		934*
材 料	扉 板	—		SS400
	芯 材	—		SS400
取 付 箇 所	系 統 名 (ライン名)	—		—
	設 置 床	—		地下軽油タンクピット O. P. 9.50m
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		—

注記 \*：公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	燃料移送ポンプ(B)室浸水防止 水密扉
種 類	—			片開き扉
主 要 寸 法	た て	mm		1384*
	横	mm		934*
材 料	扉 板	—		SS400
	芯 材	—		SS400
取 付 箇 所	系 統 名 (ライン名)	—		—
	設 置 床	—		地下軽油タンクピット O. P. 9.50m
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		—

注記 \* : 公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	R-01 階段浸水防止堰 (地上 3 階)	
種 類	—			堰	
主 要 寸 法	高 さ	mm		400 以上*	
材 料	堰			—	SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—		—	
	設 置 床	m		原子炉建屋 O. P. 33. 20	
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—	
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—			

注記 \* : O. P. 33. 20m からの高さ。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	R-02 階段浸水防止堰 (地上 3 階)	
種 類	—			堰	
主 要 寸 法	高 さ	mm		400 以上*	
材 料	堰			—	SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—		—	
	設 置 床	m		原子炉建屋 O. P. 33. 20	
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—	
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—			

注記 \* : O. P. 33. 20m からの高さ。

				変 更 前	変 更 後
名 称				—	R-01 階段浸水防止堰 (地上 2 階)
種 類		—			堰
主 要 寸 法	高 さ	mm			400 以上*
材 料	堰		—		SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )		—		—
	設 置 床		m		原子炉建屋 O. P. 22. 50
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号		—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ		—		

注記 \* : 0. P. 22. 50m からの高さ。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	FCS 再結合装置(A)室浸水防止堰	
種 類	—			堰	
主 要 寸 法	高 さ	mm		400 以上*	
材 料	堰			—	SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )			—	—
	設 置 床			m	原子炉建屋 O. P. 22. 50
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号			—	—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ			—	

注記 \* : 0. P. 22. 50m からの高さ。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	FCS 再結合装置(B)室浸水防止堰	
種 類	—			堰	
主 要 寸 法	高 さ	mm		400 以上*	
材 料	堰			—	SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—		—	
	設 置 床	m		原子炉建屋 O. P. 22. 50	
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—	
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—			

注記 \* : O. P. 22. 50m からの高さ。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	R-02 階段浸水防止堰 (地上 2 階)	
種 類	—			堰	
主 要 寸 法	高 さ	mm		400 以上*	
材 料	堰			—	SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—		—	
	設 置 床	m		原子炉建屋 O. P. 22. 50	
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—	
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—			

注記 \* : 0. P. 22. 50m からの高さ。

			変 更 前	変 更 後
名 称				SGTS ヒータユニット(B)室 浸水防止堰
種 類		—		堰
主 要 寸 法	高 さ	mm		400 以上*
材 料	堰	—	—	SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—		—
	設 置 床	m		原子炉建屋 O. P. 22. 50
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		—

注記 \* : O. P. 22. 50m からの高さ。

			変 更 前	変 更 後
名 称				CAMS ラック(B)室浸水防止堰
種 類		—		堰
主 要 寸 法	高 さ	mm		400 以上*
材 料	堰	—	—	SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—		—
	設 置 床	m		原子炉建屋 O. P. 22. 50
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		—

注記 \* : O. P. 22. 50m からの高さ。

			変 更 前	変 更 後
名 称				SGTS ヒータユニット(A)室 浸水防止堰
種 類		—		堰
主 要 寸 法	高 さ	mm		400 以上*
材 料	堰	—	—	SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—		—
	設 置 床	m		原子炉建屋 O. P. 22. 50
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		—

注記 \* : O. P. 22. 50m からの高さ。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	CAMS ラック (A) 室浸水防止堰	
種 類	—			堰	
主 要 寸 法	高 さ	mm		400 以上*	
材 料	堰			—	SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—		—	
	設 置 床	m		原子炉建屋 O. P. 22. 50	
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—	
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—			

注記 \* : 0. P. 22. 50m からの高さ。

				変 更 前	変 更 後
名		称		—	SGTS フィルタユニット室 浸水防止堰
種		類			堰
主 要 寸 法	高	さ	mm		400 以上*
	材 料		堰		—
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )		—		—
	設 置 床		m		原子炉建屋 O. P. 22. 50
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号		—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ		—		—

注記 \* : O. P. 22. 50m からの高さ。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	R-01 階段浸水防止堰 (地上 1 階)	
種 類	—			堰	
主 要 寸 法	高 さ	mm		400 以上*	
材 料	堰			—	SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—		—	
	設 置 床	m		原子炉建屋 O. P. 15. 00	
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—	
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—			

注記 \* : O. P. 15. 00m からの高さ。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	R-02 階段浸水防止堰 (地上 1 階)
種 類		—		堰
主 要 寸 法	高 さ	mm		400 以上*
材 料	堰	—		SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—		—
	設 置 床	m		原子炉建屋 O. P. 15. 00
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		—

注記 \* : O. P. 15. 00m からの高さ。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	バルブ(B)室浸水防止堰	
種 類	—			堰	
主 要 寸 法	高 さ	mm		400 以上*	
材 料	堰			—	SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—		—	
	設 置 床	m		原子炉建屋 O. P. 15. 00	
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—	
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—			

注記 \* : O. P. 15. 00m からの高さ。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	バルブ(A)室浸水防止堰	
種 類	—			堰	
主 要 寸 法	高 さ	mm		400 以上*	
材 料	堰			—	SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—		—	
	設 置 床	m		原子炉建屋 O. P. 15. 00	
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—	
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—			

注記 \* : O. P. 15. 00m からの高さ。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	FPC ポンプ室浸水防止堰	
種 類	—			堰	
主 要 寸 法	高 さ	mm		400 以上*	
材 料	堰			—	SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )			—	—
	設 置 床			m	原子炉建屋 O. P. 15. 00
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号			—	—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ			—	

注記 \* : O. P. 15. 00m からの高さ。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	R-01 階段浸水防止堰 (地下1階)
種 類		—		堰
主 要 寸 法	高 さ	mm		400 以上*
材 料	堰	—		SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—		—
	設 置 床	m		原子炉建屋 O.P. 6.00
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		—

注記 \* : O.P. 6.00m からの高さ。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	R-02 階段浸水防止堰 (地下1階)
種 類		—		堰
主 要 寸 法	高 さ	mm		400 以上*
材 料	堰	—		SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—		—
	設 置 床	m		原子炉建屋 O.P. 6.00
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		—

注記 \* : O.P. 6.00m からの高さ。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	MS トンネル室浸水防止堰	
種 類	—			堰	
主 要 寸 法	高 さ	mm		400 以上*	
材 料	堰			—	SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—		—	
	設 置 床	m		原子炉建屋 O.P. 6. 00	
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—	
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—			

注記 \* : O.P. 6. 00m からの高さ。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	RCIC MCC 室浸水防止堰	
種 類	—			堰	
主 要 寸 法	高 さ	mm		400 以上*	
材 料	堰			—	SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—		—	
	設 置 床	m		原子炉建屋 O.P. 6.00	
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—	
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—			

注記 \* : O.P. 6.00m からの高さ。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	TIP 駆動装置室浸水防止堰
種 類		—		堰
主 要 寸 法	高 さ	mm		400 以上*
材 料	堰	—		SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—		—
	設 置 床	m		原子炉建屋 O.P. 6. 00
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		—

注記 \* : O.P. 6. 00m からの高さ。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	復水補給水ポンプ室浸水防止堰	
種 類	—			堰	
主 要 寸 法	高 さ	mm		400 以上*	
材 料	堰			—	SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—		—	
	設 置 床	m		原子炉建屋 O. P. -0. 80	
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—	
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—			

注記 \* : O. P. -0. 80m からの高さ。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	CUW 配管・バルブ室浸水防止堰
種 類		—		堰
主 要 寸 法	高 さ	mm		400 以上*
材 料	堰	—		SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—		—
	設 置 床	m		原子炉建屋 O. P. -0.80
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		—

注記 \* : O. P. -0.80m からの高さ。

			変 更 前	変 更 後
名 称			-	原子炉補機(A)室送風機室 - 原子炉補機(HPCS)室送風機室 浸水防止堰
種 類	-			堰
主 要 寸 法	高 さ	mm		400 以上*
材 料	堰			SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	-		
	設 置 床	m		
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	-		
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	-		
				原子炉建屋 O. P. 24. 80
				-

注記 \* : 0. P. 24. 80m からの高さ。

				変更前	変更後
名		称		-	原子炉補機(HPCS)室送風機室 - 原子炉補機(B)室送風機室および送風機エリア浸水防止堰
種		類			堰
主要寸法	高	さ	mm		400 以上*
材料	堰		-		SS400
取付箇所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )		-		-
	設 置 床		m		原子炉建屋 O. P. 24. 80
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号		-		-
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ		-		-

注記 \* : 0. P. 24. 80m からの高さ。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	2F 通路浸水防止堰	
種 類	—			堰	
主 要 寸 法	高 さ	mm		400 以上*	
材 料	堰			—	SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—		—	
	設 置 床	m		原子炉建屋 O. P. 24. 80	
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—	
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—			

注記 \* : O. P. 24. 80m からの高さ。

				変 更 前	変 更 後
名		称		—	区分 I・III 非常用 D/G 制御盤室 浸水防止堰
種		類			堰
主 要 寸 法	高	さ	mm		400 以上*
材 料	堰		—		SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )		—		—
	設 置 床		m		原子炉建屋 O. P. 15. 00
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号		—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ		—		

注記 \* : 0. P. 15. 00m からの高さ。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	D/G 補機(A)室浸水防止堰	
種 類	—			堰	
主 要 寸 法	高 さ	mm		400 以上*	
材 料	堰			—	SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—		—	
	設 置 床	m		原子炉建屋 O.P. 6. 00	
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—	
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—			

注記 \* : O.P. 6. 00m からの高さ。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	区分ⅢHPCS 電気品室浸水防止堰
種 類		—		堰
主 要 寸 法	高 さ	mm		400 以上*
材 料	堰	—		SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—		—
	設 置 床	m		原子炉建屋 O.P. 6. 00
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		—

注記 \* : 0. P. 6. 00m からの高さ。

				変 更 前	変 更 後
名		称		—	静止型 PLR ポンプ電源装置室 浸水防止堰
種		類			堰
主 要 寸 法	高	さ	mm		400 以上*
	材 料		堰		—
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )		—		—
	設 置 床		m		原子炉建屋 O. P. -0.80
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号		—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ		—		—

注記 \* : O. P. -0.80m からの高さ。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	IA・SA 室および通路浸水防止堰	
種 類	—			堰	
主 要 寸 法	高 さ	mm		400 以上*	
材 料	堰			—	SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )			—	—
	設 置 床			m	原子炉建屋 O. P. -0.80
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号			—	—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ			—	

注記 \* : O. P. -0.80m からの高さ。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	区分 I ケーブル処理室 浸水防止堰	
種 類	—			堰	
主 要 寸 法	高 さ	mm		400 以上*	
材 料	堰			—	SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—		—	
	設 置 床	m		制御建屋 O. P. 19. 50	
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—	
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—			

注記 \* : O. P. 19. 50m からの高さ。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	常用系ケーブル処理室 浸水防止堰(No. 2)	
種 類	—			堰	
主 要 寸 法	高 さ	mm		400 以上*	
材 料	堰			—	SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—		—	
	設 置 床	m		制御建屋 O. P. 19. 50	
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—	
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—			

注記 \* : O. P. 19. 50m からの高さ。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	常用系ケーブル処理室 浸水防止堰(No. 1)	
種 類	—			堰	
主 要 寸 法	高 さ	mm		400 以上*	
材 料	堰			—	SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—		—	
	設 置 床	m		制御建屋 O. P. 19. 50	
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—	
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—			

注記 \* : O. P. 19. 50m からの高さ。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	タービン建屋管理区域外 伝播防止堰(No. 3)	
種 類	—			堰	
主 要 寸 法	高 さ	mm		400 以上*	
材 料	堰			—	SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—		—	
	設 置 床	m		タービン建屋 O. P. 15. 00	
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—	
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—			

注記 \* : 0. P. 15. 00m からの高さ。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	タービン建屋管理区域外 伝播防止堰(No. 4)	
種 類	—			堰	
主 要 寸 法	高 さ	mm		400 以上*	
材 料	堰			—	SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )			—	—
	設 置 床			m	タービン建屋 O. P. 15. 00
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号			—	—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ			—	

注記 \* : 0. P. 15. 00m からの高さ。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	タービン建屋管理区域外 伝播防止堰(No. 2)	
種 類	—			堰	
主 要 寸 法	高 さ	mm		400 以上*	
材 料	堰			—	SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )			—	—
	設 置 床			m	タービン建屋 O. P. 15. 00
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号			—	—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ			—	

注記 \* : 0. P. 15. 00m からの高さ。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	タービン建屋管理区域外 伝播防止堰(No. 1)	
種 類	—			堰	
主 要 寸 法	高 さ	mm		400 以上*	
材 料	堰			—	SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—		—	
	設 置 床	m		タービン建屋 O.P. 15.00	
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—	
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—			

注記 \* : 0. P. 15. 00m からの高さ。

				変 更 前	変 更 後
名 称				—	HNCW 冷凍機・ポンプ室 管理区域外伝播防止堰
種 類		—			堰
主 要 寸 法	高 さ	mm			400 以上*
材 料	堰		—		SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )		—		—
	設 置 床		m		タービン建屋 O.P. 7.60
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号		—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ		—		

注記 \* : O.P. 7.60m からの高さ。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	CAMS (A) 室空調機浸水防止堰
種 類		—		堰
主 要 寸 法	高 さ	mm		400* <sup>1</sup> 以上
材 料	堰	—		SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—		—
	設 置 床	—		原子炉建屋 O. P. 22. 50 m
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		—

注記 \*1 : O. P. 22. 50m からの高さ。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	CAMS(B)室空調機浸水防止堰
種 類		—		堰
主 要 寸 法	高 さ	mm		400* <sup>1</sup> 以上
材 料	堰	—		SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—		—
	設 置 床	—		原子炉建屋 O. P. 22. 50 m
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		—

注記 \*1 : O. P. 22. 50m からの高さ。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	中央制御室再循環フィルタ装置 浸水防止堰
種 類		—		堰
主 要 寸 法	高 さ	mm		700* <sup>1</sup> 以上
材 料	堰	—		SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—		—
	設 置 床	—		制御建屋 O.P. 1.50 m
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		—

注記 \*1 : O.P. 1.50m からの高さ。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	ハッチ上部スペース浸水防止堰	
種 類	—			堰	
主 要 寸 法	高 さ	mm		400 以上*	
材 料	堰			—	SS400
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—		—	
	設 置 床	m		制御建屋 O. P. 19. 50	
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—	
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—			

注記 \* : O. P. 19. 50m からの高さ。

以下の設備は，原子炉格納施設原子炉建屋機器搬出入口であり，内郭浸水防護設備として本工事計画で兼用とする。

原子炉建屋大物搬入口

以下の設備は、外郭浸水防護設備であり、内郭浸水防護設備として本工事計画で兼用とする。

原子炉建屋浸水防止水密扉 (No.1)

原子炉建屋浸水防止水密扉 (No.2)

制御建屋浸水防止水密扉 (No.1)

制御建屋浸水防止水密扉 (No.2)

制御建屋浸水防止水密扉 (No.3)

制御建屋浸水防止水密扉 (No.4)

制御建屋浸水防止水密扉 (No.5)

計測制御電源室 (B) 浸水防止水密扉 (No.3)

制御建屋空調機械 (A) 室浸水防止水密扉

制御建屋空調機械 (B) 室浸水防止水密扉

第 2 号機 MCR 浸水防止水密扉

地下軽油タンク燃料移送ポンプ室アクセス用浸水防止蓋 (No. 1)

地下軽油タンク燃料移送ポンプ室アクセス用浸水防止蓋 (No. 2)

地下軽油タンク機器搬出入用浸水防止蓋

以下の設備は、既存の放射性廃棄物の廃棄施設のうち堰その他の設備であり、内郭浸水防護設備として本工事計画で兼用とする。

原子炉建屋地上 1 階の施設外との境界壁面及び施設外への出入口床面

原子炉建屋地上 1 階屋外への出入口

原子炉建屋地上 1 階タービン建屋を結ぶ連絡通路

原子炉建屋地上 1 階通路部出入口

原子炉建屋地上 1 階廃棄物処理系制御室出入口

タービン建屋地下 2 階及び制御建屋地下 2 階配管エリアの施設外との境界壁面及びこれに囲まれた床面

タービン建屋地下 2 階 TCW 熱交換器室出入口

8.5.3 浸水防護施設の基本設計方針，適用基準及び適用規格

(1) 基本設計方針

変更前	変更後
—	用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。
—	<p>第1章 共通項目</p> <p>浸水防護施設の共通項目である「1. 地盤等，2. 自然現象（2.2 津波による損傷の防止を除く。），3. 火災，5. 設備に対する要求（5.3 使用中の亀裂等による破壊の防止，5.4 耐圧試験等，5.5 安全弁等，5.6 逆止め弁，5.7 内燃機関及びガスタービンの設計条件，5.8 電気設備の設計条件を除く。），6. その他（6.4 放射性物質による汚染の防止を除く。）」の基本設計方針については，原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p>
—	<p>第2章 個別項目</p> <p>1. 津波による損傷の防止</p> <p>1.1 耐津波設計の基本方針</p> <p>設計基準対象施設及び重大事故等対処施設が設置（変更）許可を受けた基準津波によりその安全性又は重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう，遡上への影響要因及び浸水経路等を考慮して，設計時にそれぞれの施設に対して入力津波を設定するとともに津波防護対象設備に対する入力津波の影響を評価し，影響に応じた津波防護対策を講じる設計とする。</p>

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">—</p>	<p>なお、「1. 津波による損傷の防止」の耐津波設計においては、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による地殻変動に伴い、牡鹿半島全体で約1mの地盤沈下が発生していることを考慮した設計とし、地盤沈下量を考慮した敷地高さや施設高さ等を記載する。</p> <p>1.1.1 津波防護対象設備</p> <p>設計基準対象施設が、基準津波により、その安全性が損なわれるおそれがないよう、津波から防護すべき施設は、設計基準対象施設のうち「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されているクラス1及びクラス2に該当する構築物、系統及び機器（以下「津波防護対象設備」という。）とする。</p> <p>津波防護対象設備の防護設計においては、津波により津波防護対象設備に波及的影響を及ぼすおそれのある津波防護対象設備以外の施設についても考慮する。</p> <p>また、重大事故等対処施設及び可搬型重大事故等対処設備についても、設計基準対象施設と同時に必要な機能が損なわれるおそれがないよう、津波防護対象設備に含める。</p> <p>更に、津波が地震の随伴事象であることを踏まえ、耐震Sクラスの施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）を含めて津波防護対象設備とする。</p> <p>1.2 入力津波の設定</p> <p>各施設・設備の設計又は評価に用いる入力津波として、敷地への遡上に伴う津波（以下「遡上波」という。）による入力津波と取水路、放水路等の経路からの流入に伴う津波（以下「経路からの津波」という。）</p>

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">—</p>	<p>による入力津波を設定する。</p> <p>入力津波の設定の諸条件の変更により, 評価結果が影響を受けないことを確認するために, 評価条件変更の都度, 津波評価を実施する運用とする。</p> <p>1.2.1 遡上波による入力津波</p> <p>遡上波による入力津波については, 遡上への影響要因として, 敷地及び敷地周辺の地形及びその標高, 河川等の存在, 設備等の設置状況並びに地震による広域的な隆起・沈降を考慮して, 遡上波の回り込みを含め敷地への遡上の可能性を評価する。</p> <p>遡上する場合は, 基準津波の波源から各施設・設備の設置位置において算定される津波高さとして設定する。また, 地震による変状又は繰返し襲来する津波による洗掘・堆積により地形又は河川流路の変化等が考えられる場合は, 敷地への遡上経路に及ぼす影響を評価する。</p> <p>1.2.2 経路からの津波による入力津波</p> <p>経路からの津波による入力津波については, 浸水経路を特定し, 基準津波の波源から各施設・設備の設置位置において算定される時刻歴波形及び津波高さとして設定する。</p> <p>1.2.3 水位変動</p> <p>「1.2.1 遡上波による入力津波」及び「1.2.2 経路からの津波による入力津波」においては, 水位変動として, 朔望平均満潮位 0. P. +1. 43m, 朔望平均干潮位 0. P. -0. 14m を考慮する。上昇側の水位</p>

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">—</p>	<p>変動に対しては、潮位のばらつきとして 0.16m を考慮して設定する。下降側の水位変動に対しては、潮位のばらつきとして 0.10m を考慮して設定する。</p> <p>地殻変動については、基準津波の波源である東北地方太平洋沖型の地震による広域的な地殻変動及び平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震による広域的な地殻変動を考慮する。</p> <p>東北地方太平洋沖型の地震による広域的な地殻変動については、基準津波の波源モデルを踏まえて、Mansinha and Smylie (1971) の方法により算定し、水位上昇側で考慮する波源で 0.72m の沈降、水位下降側で考慮する波源で 0.77m の沈降を考慮する。また、平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震による地殻変動については、発電所構内の水準点を用いた水準測量結果から 1m と設定する。なお、平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震後の余効変動として平成 29 年 4 月時点で約 0.3m 隆起していることを確認している。</p> <p>上昇側の水位変動に対して安全側に評価するため、平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖型の地震による 0.72m の沈降を考慮する。</p> <p>下降側の水位変動に対して安全側に評価するため、平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖型の地震による 0.77m の沈降は考慮しない。</p> <p>ただし、下降側の水位変動に対する安全性評価を実施する際には、平成 29 年 4 月までに確認された余効変動による約 0.3m の隆起の影響を考慮する。また、今後も余効変動が継続することを想定し、平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震による広域的な地</p>

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">—</p>	<p>殻変動の解消により約 1m 隆起した場合の影響も考慮する。</p> <p>また、基準津波による入力津波が有する数値計算上の不確かさを考慮することを基本とする。</p> <p>1.3 津波防護対策</p> <p>「1.2 入力津波の設定」で設定した入力津波による津波防護対象設備への影響を、津波の敷地への流入の可能性の有無、漏水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無、津波による溢水の重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無並びに水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無の観点から評価することにより、津波防護対策が必要となる箇所を特定して必要な津波防護対策を実施する設計とする。</p> <p>入力津波の変更が津波防護対策に影響を与えないことを確認することとし、定期的な評価及び改善に関する手順を定める。</p> <p>1.3.1 敷地への浸水防止（外郭防護 1）</p> <p>(1) 遡上波の地上部からの到達、流入の防止</p> <p>遡上波による敷地周辺の遡上の状況を加味した浸水高さの分布を基に、津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、遡上波の地上部からの到達、流入の可能性の有無を評価する。</p> <p>流入の可能性に対する裕度評価において、高潮ハザードの再現期間 100 年に対する期待値と、入力津波で考慮した朔望平均満潮位</p>

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">—</p>	<p>及び潮位のばらつきを踏まえた水位の合計との差を参照する裕度として、設計上の裕度の判断の際に考慮する。</p> <p>評価の結果、遡上波が地上部から到達し流入するため、津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画（緊急用電気品建屋、可搬型重大事故等対処設備保管場所である第1保管エリア、第2保管エリア、第4保管エリア、緊急時対策建屋及びガスタービン発電設備タンクピットを除く。）の設置された敷地に、遡上波の流入を防止するための津波防護施設として、防潮堤を設置する設計とする。</p> <p>また、津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画のうち、緊急用電気品建屋、可搬型重大事故等対処設備保管場所である第1保管エリア、第2保管エリア、第4保管エリア、緊急時対策建屋及びガスタービン発電設備タンクピットは、津波による遡上波が地上部から到達、流入しない十分高い場所に設置する設計とする。</p> <p>(2) 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止</p> <p>津波の流入の可能性のある経路につながる循環水系、海水系及び屋外排水路の標高に基づき、許容される津波高さと同経路からの津波高さを比較することにより、津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地への津波の流入の可能性の有無を評価する。流入の可能性に対する裕度評価において、高潮ハザードの再現期間100年に対する期待値と、入力津波で考慮した朔望平均満潮位及び潮位のばらつきを踏まえた水位の合計との差を参照する裕度とし、設計上の裕度の判断の際に考慮す</p>

変更前	変更後
-	<p>る。</p> <p>評価の結果，流入する可能性のある経路が特定されたことから，津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地並びに建屋及び区画への流入を防止するため，津波防護施設として，第 2 号機海水ポンプ室スクリーンエリア，第 3 号機海水ポンプ室スクリーンエリア，第 2 号機放水立坑，第 3 号機放水立坑及び第 3 号機海水熱交換器建屋取水立坑の開口部に防潮壁を設置，第 1 号機取水路及び第 1 号機放水路に取放水路流路縮小工を設置する設計とする。また，浸水防止設備として，第 2 号機補機冷却海水系放水路の防潮壁横断部及び屋外排水路の防潮堤横断部に逆流防止設備，第 3 号機海水熱交換器建屋補機ポンプエリアから海水熱交換器建屋取水立坑へのアクセス用入口に水密扉，第 3 号機海水熱交換器建屋補機ポンプエリアの床開口部，第 2 号機海水ポンプ室スクリーンエリアから補機冷却系トレンチへのアクセス用入口，第 2 号機海水ポンプ室防潮壁及び第 3 号機海水ポンプ室防潮壁区画内の揚水井戸，第 3 号機補機冷却海水系放水ピットの開口部に浸水防止蓋，第 2 号機海水ポンプ室補機ポンプエリア及び第 3 号機海水熱交換器建屋補機ポンプエリアの床開口部に逆止弁付ファンネルを設置し，第 2 号機海水ポンプ室スクリーンエリア及び第 2 号機放水立坑エリアの防潮壁下部貫通部，第 3 号機海水ポンプ室スクリーンエリア及び第 3 号機放水立坑エリアの防潮壁下部貫通部，防潮堤下部貫通部に止水処置を実施する設計とする。</p> <p>防潮壁鋼製扉，水密扉及び浸水防止蓋については，原則閉止する</p>

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">—</p>	<p>運用を保安規定に定めて管理する。</p> <p>上記(1)及び(2)において、外郭防護として設置する津波防護施設及び浸水防止設備については、各地点の入力津波に対し、設計上の裕度を考慮する。</p> <p>1.3.2 漏水による重要な安全機能及び重大事故等時に対処するために必要な機能への影響防止（外郭防護 2）</p> <p>(1) 漏水対策</p> <p>経路からの津波が流入する可能性のある取水・放水設備の構造上の特徴を考慮し、取水・放水施設、地下部等において、津波による漏水が継続することによる浸水範囲を想定（以下「浸水想定範囲」という。）するとともに、当該範囲の境界における浸水の可能性のある経路及び浸水口（扉，開口部，貫通部等）について、浸水防止設備を設置することにより、浸水範囲を限定する設計とする。更に、浸水想定範囲及びその周辺にある津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）に対しては、浸水防止設備として、防水区画化するための設備を設置するとともに、防水区画内への浸水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無を評価する。</p> <p>評価の結果、浸水想定範囲における長期間の冠水が想定される場合は、重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響がないよう、排水設備を設置する設計とする。</p> <p>1.3.3 津波による溢水の重要な安全機能及び重大事故等に対処するた</p>

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">—</p>	<p>めに必要な機能への影響防止（内郭防護）</p> <p>(1) 浸水防護重点化範囲の設定</p> <p>設計基準対象施設の津波防護対象設備の浸水防護重点化範囲として、原子炉建屋，制御建屋，海水ポンプ室補機ポンプエリア，軽油タンクエリア，復水貯蔵タンク，排気筒及び排気筒連絡ダクト並びに海水ポンプ室補機ポンプエリア，軽油タンクエリア及び復水貯蔵タンクから原子炉建屋に接続する配管を敷設する地下構造物を設定する。</p> <p>重大事故等対処施設の津波防護対象設備の浸水防護重点化範囲として、原子炉建屋，制御建屋，海水ポンプ室補機ポンプエリア，軽油タンクエリア，復水貯蔵タンク，排気筒，排気筒連絡ダクト並びに海水ポンプ室補機ポンプエリア，軽油タンクエリア及び復水貯蔵タンクから原子炉建屋に接続する配管を敷設する地下構造物，緊急時対策建屋，緊急用電気品建屋，ガスタービン発電設備タンクピット，可搬型重大事故等対処設備保管場所である第1保管エリア，第2保管エリア，第3保管エリア及び第4保管エリアを設定する。</p> <p>(2) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策</p> <p>経路からの津波による溢水を考慮した浸水範囲及び浸水量を基に、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性の有無を評価する。浸水範囲及び浸水量については、地震による溢水の影響も含めて確認する。地震による溢水のうち、津波による影響を受けない範囲の評価については、「2. 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に示す。</p> <p>評価の結果、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性がある経路，</p>

変更前	変更後
-	<p>浸水口が特定されたことから、地震による設備の損傷箇所からの津波の流入を防止するための浸水防止設備として、浸水防止壁、水密扉及び浸水防止蓋の設置並びに貫通部止水処置を実施する設計とする。</p> <p>また、浸水防止設備として設置する水密扉及び浸水防止蓋については、津波の流入を防止するため、扉及び蓋の閉止運用を保安規定に定めて管理する。</p> <p>内郭防護として設置及び実施する浸水防止設備については、貫通部、開口部等の一部分のみが浸水範囲となる場合においても貫通部、開口部等の全体を浸水防護することにより、浸水評価に対して裕度を確保する設計とする。</p> <p>1.3.4 水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止</p> <p>(1) 非常用海水ポンプ、大容量送水ポンプ（タイプⅠ）及び大容量送水ポンプ（タイプⅡ）の取水性</p> <p>非常用海水ポンプについては、評価水位としての海水ポンプ室での下降側水位と非常用海水ポンプの取水可能水位を比較し、評価水位が非常用海水ポンプ取水可能水位を下回る可能性の有無を評価する。</p> <p>評価の結果、海水ポンプ室の下降側の評価水位が非常用海水ポンプの取水可能水位を下回ることから、津波防護施設として、海水を貯留するための貯留堰を設置することで、取水性を確保する設計と</p>

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">—</p>	<p>する。</p> <p>非常用海水ポンプについては、津波による上昇側の水位変動に対しても、取水機能が保持できる設計とする。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプⅠ）及び大容量送水ポンプ（タイプⅡ）についても、入力津波の水位に対して、取水性を確保できるものを用いる設計とする。</p> <p>(2) 津波の二次的な影響による非常用海水ポンプ、大容量送水ポンプ（タイプⅠ）及び大容量送水ポンプ（タイプⅡ）の機能保持確認</p> <p>基準津波による水位変動に伴う海底の砂移動・堆積に対して、取水口、取水路及び海水ポンプ室が閉塞することなく取水口、取水路及び海水ポンプ室の通水性が確保できる設計とする。</p> <p>非常用海水ポンプは、取水時に浮遊砂が軸受に混入した場合においても、軸受部の異物逃がし溝から浮遊砂を排出することで、機能を保持できる設計とする。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプⅠ）及び大容量送水ポンプ（タイプⅡ）についても、浮遊砂の混入に対しても取水機能が保持できるものを用いる設計とする。</p> <p>漂流物に対しては、発電所敷地内及び敷地外で漂流物となる可能性のある施設・設備を抽出し、抽出された漂流物となる可能性のある施設・設備が漂流した場合に、非常用海水ポンプへの衝突並びに取水口、取水路及び海水ポンプ室の閉塞が生じることがなく、非常用海水ポンプの取水性確保並びに取水口及び取水路の通水機能が確保できる設計とする。</p> <p>発電所敷地内及び敷地外の人工構造物については、設置状況を定</p>

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">—</p>	<p>期的に確認し評価する運用を保安規定に定めて管理する。更に、従前の評価結果に包絡されない場合は、漂流物となる可能性、非常用海水ポンプの取水性及び浸水防護施設の健全性への影響評価を行い、影響がある場合は漂流物対策を実施する。</p> <p>1.3.5 津波監視 津波監視設備として、敷地への津波の繰返しの襲来を察知し、津波防護施設及び浸水防止設備の機能を確実に確保するため、津波監視カメラ(計測制御系統施設の中央制御室機能と兼用(以下同じ。))及び取水ピット水位計を設置する。</p> <p>1.4 津波防護対策に必要な浸水防護施設の設計</p> <p>1.4.1 設計方針 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備については、「1.2 入力津波の設定」で設定している繰返しの襲来を想定した入力津波に対して、津波防護対象設備の要求される機能を損なうおそれがないよう以下の機能を満足する設計とする。</p> <p>(1) 津波防護施設 津波防護施設は、津波の流入による浸水及び漏水を防止する設計とする。 津波防護施設のうち防潮堤及び防潮壁については、入力津波高さを上回る高さで設置し、止水性を保持する設計とする。 津波防護施設のうち取放水路流路縮小工については、第1号機の取水路及び放水路からの津波の流入を抑制し、入力津波に対して</p>

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">—</p>	<p>浸水を防止する設計とする。また、第 1 号機へ悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>津波防護施設のうち貯留堰については、津波による水位低下に対して、非常用海水ポンプの取水可能水位を保持し、かつ、冷却に必要な海水を確保する設計とする。</p> <p>主要な構造体の境界部には、想定される荷重の作用及び相対変位を考慮し、試験等にて止水性を確認した止水ジョイント等を設置し、止水処置を講じる設計とする。</p> <p>(2) 浸水防止設備</p> <p>浸水防止設備は、浸水想定範囲等における浸水時及び冠水後の波圧等に対する耐性を評価し、津波の流入による浸水及び漏水を防止する設計とする。</p> <p>また、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に浸水時及び冠水後に津波が流入することを防止するため、当該区画への流入経路となる開口部に浸水防止設備を設置し、止水性を保持する設計とする。</p> <p>浸水防止設備である逆流防止設備、水密扉、浸水防止蓋、浸水防止壁及び逆止弁付ファンネルを設置並びに貫通部止水処置については、入力津波による波圧に対し、耐性を評価又は試験等により止水性を確認した方法により止水性を保持する設計とする。</p> <p>(3) 津波監視設備</p> <p>津波監視設備は、津波の襲来状況を監視可能な設計とする。津波監視カメラは、波力及び漂流物の影響を受けない位置、取水ピット水位計は波力及び漂流物の影響を受けにくい位置に設置し、津波監</p>

変更前	変更後
-	<p>視機能が十分に保持できる設計とする。また、基準地震動 <math>S_s</math> に対して、機能を喪失しない設計とする。設計に当たっては、自然条件（積雪、風荷重）との組合せを適切に考慮する。</p> <p>津波監視設備のうち津波監視カメラは、非常用電源から給電し、赤外線撮像機能を有したカメラにより、昼夜にわたり中央制御室から監視可能な設計とする。</p> <p>津波監視設備のうち取水ピット水位計は、非常用電源から給電し、0.P. -11.25m～0.P. +19.00m を測定範囲として、非常用海水ポンプが設置された海水ポンプ室補機ポンプエリアの上昇側及び下降側の水位を中央制御室から監視可能な設計とする。</p> <p>1.4.2 荷重の組合せ及び許容限界</p> <p>津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計に当たっては、津波による荷重及び津波以外の荷重を適切に設定し、それらの組合せを考慮する。また、想定される荷重に対する部材の健全性や構造安定性について適切な許容限界を設定する。</p> <p>(1) 荷重の組合せ</p> <p>津波と組み合わせる荷重については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」のうち「2.3 外部からの衝撃による損傷の防止」で設定している自然条件（積雪、風荷重）及び余震として考えられる地震に加え、漂流物による荷重を考慮する。津波による荷重の設定に当たっては、各施設・設備の機能損傷モードに対応した荷重の算定過程に介在する不確かさを考慮し、余裕の程度を検討した上で安全側の設定を行う。</p>

変更前	変更後
-	<p>(2) 許容限界</p> <p>津波防護施設, 浸水防止設備及び津波監視設備の許容限界は, 地震後, 津波後の再使用性や, 津波の繰返し作用を想定し, 施設・設備を構成する材料がおおむね弾性状態に留まることを基本とする。</p>
-	<p>2. 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止</p> <p>2.1 溢水防護等の基本方針</p> <p>設計基準対象施設が, 発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても, その安全性を損なうおそれがない設計とする。</p> <p>そのために, 溢水防護に係る設計時に発電用原子炉施設内で発生が想定される溢水の影響を評価 (以下「溢水評価」という。) し, 運転状態にある場合は発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても, 発電用原子炉を高温停止及び, 引き続き低温停止することができ, 並びに放射性物質の閉じ込め機能を維持できる設計とする。また, 停止状態にある場合は, 引き続きその状態を維持できる設計とする。更に使用済燃料プールにおいては, 使用済燃料プールの冷却機能及び使用済燃料プールへの給水機能を維持できる設計とする。</p> <p>「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」を踏まえ, 溢水により発生し得る原子炉外乱及び溢水の原因となり得る原子炉外乱を抽出し, 主給水流量喪失, 冷却材喪失等の運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の対処に必要な機器に対し, 単一故障を考慮しても異常状態を収束できる設計とする。</p> <p>これらの機能を維持するために必要な設備 (以下「溢水防護対象設備」という。) が発生を想定する没水, 被水及び蒸気の影響を受けて, 要求</p>

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">—</p>	<p>される機能を損なうおそれがない設計(多重性又は多様性を有する設備が同時にその機能を損なうおそれがない設計)とする。</p> <p>重大事故等対処設備に期待する機能については, 溢水影響を受けて設計基準事故対処設備並びに使用済燃料プールの冷却設備及び給水設備(以下「設計基準事故対処設備等」という。)と同時に機能を損なうおそれがないよう, 被水及び蒸気影響に対しては可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り, 没水の影響に対しては溢水水位を考慮した位置に設置又は保管する。</p> <p>溢水影響に対し防護すべき設備(以下「防護すべき設備」という。)として溢水防護対象設備及び重大事故等対処設備を設定する。</p> <p>発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器, 配管その他の設備(ポンプ, 弁, 使用済燃料プール, 原子炉ウエル, 蒸気乾燥器・気水分離器ピット)から放射性物質を含む液体があふれ出るおそれがある場合において, 当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止する設計とする。</p> <p>溢水評価条件の変更により評価結果が影響を受けないことを確認するために, 評価条件変更の都度, 溢水評価を実施することとし保安規定に定めて管理する。</p> <p>2.2 防護すべき設備の設定</p> <p>溢水によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を, 「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」(以下「重要度分類審査指針」という。)における分類のクラス1, クラス2及びクラス3に属する構築物, 系統及び機器とする。</p>

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">—</p>	<p>この中から、溢水防護上必要な機能を有する構築物、系統及び機器を選定する。</p> <p>具体的には、運転状態にある場合には発電用原子炉を高温停止、引き続き低温停止することができ、並びに放射性物質の閉じ込め機能を維持するため、停止状態にある場合は引き続きその状態を維持するため、及び使用済燃料プールの冷却機能及び給水機能を維持するために必要となる、重要度分類審査指針における分類のクラス 1, 2 に属する構築物、系統及び機器に加え、安全評価上その機能を期待するクラス 3 に属する構築物、系統及び機器を抽出する。</p> <p>以上を踏まえ、防護すべき設備のうち溢水防護対象設備として、重要度の特に高い安全機能を有する構築物、系統及び機器、並びに、使用済燃料プールの冷却機能及び給水機能を維持するために必要な構築物、系統及び機器を選定する。</p> <p>また、重大事故等対処設備も防護すべき設備として選定する。</p> <p>2.3 溢水源及び溢水量の設定</p> <p>溢水影響を評価するために想定する機器の破損等により生じる溢水（以下「想定破損による溢水」という。）、発電所内で生じる異常状態（火災を含む。）の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水（以下「消火水の放水による溢水」という。）並びに地震に起因する機器の破損及び使用済燃料プール等のスロッシングにより生じる溢水（以下「地震起因による溢水」という。）を踏まえ、溢水源及び溢水量を設定する。</p> <p>また、その他の要因による溢水として、地下水の流入、地震以外の自</p>

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">—</p>	<p>然現象，機器の誤作動等により生じる溢水（以下「その他の溢水」という。）の影響も評価する。</p> <p>想定破損による溢水では，単一の配管の破損による溢水を想定して，配管の破損箇所を溢水源として設定する。</p> <p>また，破損を想定する配管は，内包する流体のエネルギーに応じて，高エネルギー配管又は低エネルギー配管に分類する。</p> <p>高エネルギー配管は，「完全全周破断」，低エネルギー配管は，「配管内径の1/2の長さと同配管肉厚の1/2の幅を有する貫通クラック」（以下「貫通クラック」という。）を想定した溢水量とする。</p> <p>ただし，高エネルギー配管についてはターミナルエンド部を除き応力評価の結果により，原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリの配管であれば発生応力が許容応力の0.8倍以下であれば破損を想定せず，原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリ以外の配管であれば発生応力が許容応力の0.4倍を超え0.8倍以下であれば「貫通クラック」による溢水を想定した評価とし，0.4倍以下であれば破損は想定しない。</p> <p>また，低エネルギー配管については，発生応力が許容応力の0.4倍以下であれば破損は想定しない。</p> <p>発生応力と許容応力の比較により破損形状の想定を行う場合は，評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために継続的な肉厚管理を実施することとし保安規定に定めて管理する。</p> <p>高エネルギー配管のうち，高エネルギー配管として運転している割合が当該系統の運転している時間の2%又はプラント運転期間の1%より小さいことから低エネルギー配管とする系統については，運転時間実績管理を</p>

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">—</p>	<p>実施することとし保安規定に定めて管理する。</p> <p>消火水の放水による溢水では、消火活動に伴う消火栓からの放水を溢水量として設定する。発電所内で生じる異常状態（火災を含む。）の拡大防止のために設置されるスプリンクラ及び格納容器スプレイ冷却系からの溢水については、防護すべき設備が溢水影響を受けない設計とする。</p> <p>地震起因による溢水では、流体を内包することで溢水源となり得る機器のうち、基準地震動S<sub>s</sub>による地震力により破損するおそれがある機器及び使用済燃料プールのスロッシングによる漏えい水を溢水源として設定する。</p> <p>耐震Sクラス機器については、基準地震動S<sub>s</sub>による地震力によって破損は生じないことから溢水源として想定しない。また、耐震B及びCクラス機器のうち耐震対策工事の実施又は設計上の裕度の考慮により、基準地震動S<sub>s</sub>による地震力に対して耐震性が確保されているものについては溢水源として想定しない。</p> <p>溢水源となる配管については破断形状を完全全周破断を考慮した溢水量とし、溢水源となる容器については全保有水量を考慮した溢水量とする。</p> <p>また、使用済燃料プールのスロッシングによる溢水量の算出に当たっては、基準地震動S<sub>s</sub>により発生する使用済燃料プールのスロッシングにて使用済燃料プール外へ漏えいする溢水量を算出する。</p> <p>また、施設定期検査中においては、使用済燃料プール、原子炉ウエル及び蒸気乾燥器・気水分離器ピットのスロッシングによる漏えい水を溢水源とし溢水量を算出する。</p>

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">—</p>	<p>その他の溢水については、地下水の流入、降水、屋外タンクの竜巻による飛来物の衝突による破損に伴う漏えい等の地震以外の自然現象に伴う溢水、機器の誤作動、弁グランド部及び配管フランジ部からの漏えい事象等を想定する。</p> <p>溢水量の算出に当たっては、漏水が生じるとした機器のうち防護すべき設備への溢水の影響が最も大きくなる位置で漏水が生じるものとして評価する。</p> <p>また、溢水量の算出において、隔離による漏えい停止を期待する場合には、漏えい停止までの適切な隔離時間を考慮し、配管の破損箇所から流出した漏水量と隔離後の溢水量として隔離範囲内の系統の保有水量を合算して設定する。なお、手動による漏えい停止の手順は、保安規定に定めて管理する。</p> <p>2.4 溢水防護区画及び溢水経路の設定</p> <p>溢水影響を評価するために、溢水防護区画及び溢水経路を設定する。</p> <p>溢水防護区画は、防護すべき設備が設置されている全ての区画並びに中央制御室及び現場操作が必要な設備へのアクセス通路について設定する。</p> <p>溢水防護区画は壁、扉、堰、床段差等又はそれらの組み合わせによって他の区画と分離される区画として設定し、溢水防護区画内外で発生を想定する溢水に対して、当該区画内の溢水水位が最も高くなるように保守的に溢水経路を設定する。</p> <p>また、消火活動により区画の扉を開放する場合は、開放した扉からの消火水の伝播を考慮した溢水経路とする。</p>

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">—</p>	<p>溢水経路を構成する水密扉に関しては、扉の閉止運用を保安規定に定めて管理する。</p> <p>常設している堰の取り外し及びハッチを開放する場合の運用を保安規定に定めて管理する。</p> <p>2.5 防護すべき設備を内包する建屋内及びエリア内で発生する溢水に関する溢水評価及び防護設計方針</p> <p>2.5.1 没水の影響に対する評価及び防護設計方針</p> <p>発生を想定する溢水量、溢水防護区画及び溢水経路から算出される溢水水位と防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれがある高さ（以下「機能喪失高さ」という。）を評価し、防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれがない設計とする。</p> <p>また、溢水の流入状態、溢水源からの距離、人員のアクセス等による一時的な水位変動を考慮し、機能喪失高さは溢水による水位に対して裕度を確保する設計とする。</p> <p>没水の影響により、防護すべき設備が溢水による水位に対し機能喪失高さを確保できないおそれがある場合は、溢水水位を上回る高さまで、溢水により発生する水圧に対して止水性（以下「止水性」という。）を維持する壁、扉、堰、逆流防止装置又は貫通部止水処置により溢水伝播を防止するための対策を実施する。</p> <p>止水性を維持する浸水防護施設については、試験又は机上評価にて止水性を確認する設計とする。</p> <p>2.5.2 被水の影響に対する評価及び防護設計方針</p>

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">—</p>	<p>溢水源からの直線軌道及び放物線軌道の飛散による被水及び天井面の開口部若しくは貫通部からの被水が、防護すべき設備に与える影響を評価する。</p> <p>防護すべき設備は、浸水に対する保護構造（以下「保護構造」という。）を有し、被水影響を受けても要求される機能を損なうおそれがない設計とする。</p> <p>保護構造を有さない場合は、機能を損なうおそれがない配置設計又は被水の影響が発生しないよう当該設備が設置される溢水防護区画において水消火を行わない消火手段（ハロンガス消火設備による消火、ケーブルトレイ消火設備による消火又は消火器による消火）を採用する設計とする。</p> <p>保護構造により要求される機能を損なうおそれがない設計とする設備については、評価された被水条件を考慮しても要求される機能を損なうおそれがないことを設計時に確認する。</p> <p>消火対象以外の設備への誤放水がないよう、消火水放水時に不用意な放水を行わない運用とすることとし保安規定に定めて管理する。</p> <p>2.5.3 蒸気影響に対する評価及び防護設計方針</p> <p>発生を想定する溢水源からの漏えい蒸気の直接噴出及び拡散による影響を受ける範囲内にある防護すべき設備が蒸気放出の影響により安全機能を損なうおそれのない設計とする。</p> <p>蒸気曝露試験又は試験困難な場合等に実施した机上評価により、防護すべき設備の健全性を確認した条件が、漏えい蒸気による環境</p>

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">—</p>	<p>条件（温度、湿度及び圧力）を満足し、防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれがない設計又は配置とする。</p> <p>漏えい蒸気の影響により、防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれがある場合は、漏えい蒸気影響を緩和するための対策を実施する。</p> <p>具体的には、防護すべき設備に対して、実機での蒸気条件を考慮しても安全機能を損なわないことを蒸気曝露試験により確認した保護カバーにより蒸気影響を緩和できる設計とする。</p> <p>また、主蒸気管破断事故時等には、原子炉建屋原子炉棟内外の差圧による原子炉建屋ブローアウトパネル（設置枚数 1 枚、開放差圧 4.4kPa 以下）（原子炉冷却系統施設のうち「5.2 高圧炉心スプレイ系」の設備を浸水防護施設の設備として兼用）の開放により、溢水防護区画内において蒸気影響を軽減する設計とする。</p> <p>2.5.4 使用済燃料プールのスロッシング後の機能維持に関する溢水評価及び防護設計方針</p> <p>使用済燃料プールのスロッシングによる溢水量の算出に当たっては、基準地震動 <math>S_s</math> による地震力によって生じるスロッシング現象を三次元流動解析により評価し、使用済燃料プール外へ漏えいする水量を考慮する。</p> <p>その際、使用済燃料プールの初期条件は保守的となるように設定する。</p> <p>算出した溢水量からスロッシング後の使用済燃料プールの水位低下を考慮しても、使用済燃料プールの冷却機能及び使用済燃料プ</p>

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">—</p>	<p style="text-align: center;">ールへの給水機能を確保し、それらを用いることにより適切な水温及び遮蔽水位を維持できる設計とする。</p> <p>2.6 防護すべき設備の内包する建屋外及びエリア外で発生する溢水に関する溢水評価及び防護設計方針</p> <p>防護すべき設備を内包する建屋外及びエリア外で発生を想定する溢水である循環水系配管及びタービン補機冷却海水系配管の破損による溢水, 屋外タンクで発生を想定する溢水, 地下水等による影響を評価し, 防護すべき設備を内包する建屋内及びエリア内へ溢水が流入し伝播しない設計とする。</p> <p>具体的には, 溢水水位に対して止水性を維持する壁, 扉, ハッチ又は貫通部止水処置を実施し, 溢水の伝播を防止する設計とする。</p> <p>タービン建屋内における循環水系配管の破損による溢水量低減については, 破損個所からの溢水を早期に自動検知し, 隔離を行うために, 循環水系隔離システム(漏えい検知器, 循環水ポンプ, 復水器水室出入口弁及び検知制御盤)を設置する。循環水系隔離システムは, 隔離信号発信後, 180 秒以内に循環水ポンプ及び復水器水室出入口弁を自動隔離する設計とする。</p> <p>タービン建屋内におけるタービン補機冷却海水系配管の破損による溢水量低減については, 破損個所からの溢水を早期に自動検知し, 隔離を行うために, タービン補機冷却海水系隔離システム(漏えい検知器, タービン補機冷却海水ポンプ, タービン補機冷却海水ポンプ出口弁及び検知制御盤)を設置する。タービン補機冷却海水系隔離システムは, 隔離信号発生後, 30 秒以内にタービン補機冷却海水ポンプ及びタービン</p>

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">—</p>	<p>補機冷却海水ポンプ出口弁を自動隔離する設計とする。</p> <p>また、地下水に対しては、揚水ポンプの故障等より建屋周囲の水位が地表面まで上昇することを想定し、建屋外周部における壁、扉、堰等により防護すべき設備を内包する建屋内へ伝播しない設計とする。</p> <p>止水性を維持する浸水防護施設については、試験又は机上評価にて止水性を確認する設計とする。</p> <p>2.7 管理区域外への漏えい防止に関する溢水評価及び防護設計方針</p> <p>放射性物質を含む液体を内包する容器、配管その他の設備（ポンプ、弁、使用済燃料プール、原子炉ウェル及び蒸気乾燥器・気水分離器ピット）からあふれ出る放射性物質を含む液体の溢水量、溢水防護区画及び溢水経路により溢水水位を評価し、放射性物質を内包する液体が管理区域外に漏えいすることを防止し伝播しない設計とする。なお、地震時における放射性物質を含む液体の溢水量の算出については、要求される地震力を用いて設定する。</p> <p>放射性物質を含む液体が管理区域外に伝播するおそれがある場合には、溢水水位を上回る高さまで、止水性を維持する堰により管理区域外への溢水伝播を防止するための対策を実施する。</p> <p>2.8 溢水防護上期待する浸水防護施設の構造強度設計</p> <p>溢水防護区画及び溢水経路の設定並びに溢水評価において期待する浸水防護施設の構造強度設計は、以下のとおりとする。</p> <p>浸水防護施設が要求される機能を維持するため、計画的に保守管理、点検を実施するとともに必要に応じ補修を実施する。</p>

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">—</p>	<p>壁, 堰, 扉, 蓋, 逆流防止装置及び貫通部止水処置のうち, 地震に起因する機器の破損等により生じる溢水(使用済燃料プール等のスロッシングにより発生する溢水を含む。)から防護する設備については, 基準地震動 <math>S_s</math> による地震力に対し, 地震時及び地震後においても, 溢水伝播を防止する機能を損なうおそれがない設計とする。ただし, 放射性物質を含む液体が管理区域外に伝播することを防止するために設置する堰については, 要求される地震力に対し, 地震時及び地震後においても, 溢水伝播を防止する機能を損なうおそれがない設計とする。</p> <p>漏えい蒸気影響を緩和する保護カバーの設計においては, 配管の破断により発生する荷重に対し, 蒸気影響を緩和する機能を損なうおそれがない設計とする。</p> <p>循環水系配管及びタービン補機冷却海水系配管の破損個所からの溢水量を低減する循環水系隔離システム及びタービン補機冷却海水系隔離システムの設計においては, 基準地震動 <math>S_s</math> による地震力に対し, 地震時及び地震後においても, 溢水量を低減する機能を損なうおそれがない設計とする。</p>
<p style="text-align: center;">—</p>	<p>3. 主要対象設備</p> <p>浸水防護施設の対象となる主要な設備について, 「表 1 浸水防護施設の主要設備リスト」に示す。</p>

表 1 浸水防護施設の主要設備リスト(1/10)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
外郭浸水防護設備	-	-	-	-	-	-	防潮堤(鋼管式鉛直壁)	S*	-	-	-	
			-	-	-	-	防潮堤(盛土堤防)	S*	-	-	-	
			-	-	-	-	防潮壁(第2号機海水ポンプ室)	S*	-	-	-	
			-	-	-	-	防潮壁(第2号機放水立坑)	S*	-	-	-	
			-	-	-	-	防潮壁(第3号機海水ポンプ室)	S*	-	-	-	
			-	-	-	-	防潮壁(第3号機放水立坑)	S*	-	-	-	
			-	-	-	-	防潮壁(第3号機海水熱交換器建屋)	S*	-	-	-	
			-	-	-	-	取放水路流路縮小工(第1号機取水路)(No.1), (No.2)	S*	-	-	-	
			-	-	-	-	取放水路流路縮小工(第1号機放水路)	S*	-	-	-	
			-	-	-	-	貯留堰(No.1), (No.2), (No.3), (No.4), (No.5), (No.6)	S*	-	-	-	
			-	-	-	-	屋外排水路逆流防止設備(防潮堤南側)(No.1), (No.2), (No.3)	S*	-	-	-	
			-	-	-	-	屋外排水路逆流防止設備(防潮堤北側)	S*	-	-	-	
			-	-	-	-	補機冷却海水系放水路逆流防止設備(No.1), (No.2)	S*	-	-	-	
			-	-	-	-	水密扉(第3号機海水熱交換器建屋海水ポンプ設置エリア)(No.1)	S*	-	-	-	
-	-	-	-	水密扉(第3号機海水熱交換器建屋海水ポンプ設置エリア)(No.2)	S*	-	-	-				

表1 浸水防護施設の主要設備リスト(2/10)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
外郭浸水防護設備	-	-	-	-	-	-	浸水防止蓋(原子炉機器冷却海水配管ダクト)	S*	-	-	-	
			-	-	-	-	浸水防止蓋(揚水井戸(第2号機海水ポンプ室防潮壁区画内))	S*	-	-	-	
			-	-	-	-	浸水防止蓋(揚水井戸(第3号機海水ポンプ室防潮壁区画内))	S*	-	-	-	
			-	-	-	-	浸水防止蓋(第3号機補機冷却海水系放水ピット)	S*	-	-	-	
			-	-	-	-	浸水防止蓋(第3号機海水熱交換器建屋海水ポンプ設置エリア角落し部)	S*	-	-	-	
			-	-	-	-	浸水防止蓋(第3号機海水熱交換器建屋海水ポンプ設置エリア点検用開口部)(No.1),(No.2)	S*	-	-	-	
			-	-	-	-	第2号機原子炉補機冷却海水ポンプ(A)(C)室逆止弁付ファンネル(No.1),(No.2),(No.3)	S*	-	-	-	
			-	-	-	-	第2号機原子炉補機冷却海水ポンプ(B)(D)室逆止弁付ファンネル(No.1),(No.2),(No.3)	S*	-	-	-	
			-	-	-	-	第2号機高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ室逆止弁付ファンネル(No.1),(No.2)	S*	-	-	-	
			-	-	-	-	第2号機タービン補機冷却海水ポンプ室逆止弁付ファンネル(No.1),(No.2),(No.3)	S*	-	-	-	
			-	-	-	-	第3号機原子炉補機冷却海水ポンプ(A)(C)室逆止弁付ファンネル(No.1),(No.2)	S*	-	-	-	
			-	-	-	-	第3号機原子炉補機冷却海水ポンプ(B)(D)室逆止弁付ファンネル(No.1),(No.2)	S*	-	-	-	
			-	-	-	-	第3号機高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ室逆止弁付ファンネル(No.1),(No.2)	S*	-	-	-	
			-	-	-	-	第3号機タービン補機冷却海水ポンプ室逆止弁付ファンネル(No.1),(No.2),(No.3)	S*	-	-	-	

表1 浸水防護施設の主要設備リスト(3/10)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
外郭浸水防護設備	-	-	-	-	-	-	原子炉建屋浸水防止水密扉(No. 2)	S*	-	-	-	
			-	-	-	-	原子炉建屋浸水防止水密扉(No. 1)	S*	-	-	-	
			-	-	-	-	制御建屋浸水防止水密扉(No. 3)	S*	-	-	-	
			-	-	-	-	制御建屋浸水防止水密扉(No. 1)	S*	-	-	-	
			-	-	-	-	制御建屋浸水防止水密扉(No. 2)	S*	-	-	-	
			-	-	-	-	計測制御電源室(B)浸水防止水密扉(No. 3)	S*	-	-	-	
			-	-	-	-	制御建屋空調機械(A)室浸水防止水密扉	S*	-	-	-	
			-	-	-	-	制御建屋空調機械(B)室浸水防止水密扉	S*	-	-	-	
			-	-	-	-	第2号機MCR浸水防止水密扉	S*	-	-	-	
			-	-	-	-	制御建屋浸水防止水密扉(No. 4)	S*	-	-	-	
			-	-	-	-	制御建屋浸水防止水密扉(No. 5)	S*	-	-	-	
			-	-	-	-	地下軽油タンク燃料移送ポンプ室アクセス用浸水防止蓋(No. 1)	S*	-	-	-	
			-	-	-	-	地下軽油タンク燃料移送ポンプ室アクセス用浸水防止蓋(No. 2)	S*	-	-	-	
			-	-	-	-	地下軽油タンク機器搬出入用浸水防止蓋	S*	-	-	-	
-	-	-	-	第2号機海水ポンプ室浸水防止壁	S*	-	-	-				

表1 浸水防護施設の主要設備リスト(4/10)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
内郭浸水防護設備	-	防水区画構造物	-	-	-	-	SGTS ヒータユニット(A)室浸水防止水密扉	C	-	-	-	
			-	-	-	-	RHR Hx(A)室-RHR Hx(B)室浸水防止水密扉	C-2	-	-	-	
			-	-	-	-	原子炉建屋浸水防止水密扉(No. 2)	S* <sup>(注2)</sup> C-2 <sup>(注3)</sup>	-	-	-	
			-	-	-	-	原子炉建屋浸水防止水密扉(No. 1)	S* <sup>(注2)</sup> C-2 <sup>(注3)</sup>	-	-	-	
			-	-	-	-	原子炉建屋浸水防止水密扉(No. 3)	C-2	-	-	-	
			-	-	-	-	LPCS ポンプ室浸水防止水密扉	C	-	-	-	
			-	-	-	-	HPCS ポンプ室浸水防止水密扉	C	-	-	-	
			-	-	-	-	RHR ポンプ(B)室浸水防止水密扉	C	-	-	-	
			-	-	-	-	RHR ポンプ(A)室浸水防止水密扉	C	-	-	-	
			-	-	-	-	RHR ポンプ(C)室-共通通路浸水防止水密扉	C-2	-	-	-	
			-	-	-	-	FPMUW ポンプ室浸水防止水密扉	C-2	-	-	-	
			-	-	-	-	RCIC タービンポンプ室-共通通路浸水防止水密扉	C-2	-	-	-	
			-	-	-	-	HECW 冷凍機(B)(D)室-HECW 冷凍機(A)(C)室浸水防止水密扉	C	-	-	-	
			-	-	-	-	制御建屋共通エリア浸水防止水密扉	C	-	-	-	
-	-	-	-	D/G(B)室-D/G(HPCS)室浸水防止水密扉	C	-	-	-				

表1 浸水防護施設の主要設備リスト(5/10)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
内郭浸水防護設備	-	防水区画構造物	-	-	-	-	区分ⅢHPCS 電気品室-区分Ⅱ非常用電気品室浸水防止水密扉	C	-	-	-	
			-	-	-	-	RCW Hx (A) (C)室-共通通路浸水防止水密扉	C	-	-	-	
			-	-	-	-	HPCW Hx 室浸水防止水密扉	C	-	-	-	
			-	-	-	-	HPCW Hx 室-RCW Hx (B) (D)室浸水防止水密扉	C	-	-	-	
			-	-	-	-	制御建屋浸水防止水密扉 (No. 3)	S* <sup>(注2)</sup> C-2 <sup>(注3)</sup>	-	-	-	
			-	-	-	-	制御建屋浸水防止水密扉 (No. 1)	S* <sup>(注2)</sup> C-2 <sup>(注3)</sup>	-	-	-	
			-	-	-	-	制御建屋浸水防止水密扉 (No. 2)	S* <sup>(注2)</sup> C-2 <sup>(注3)</sup>	-	-	-	
			-	-	-	-	補助ボイラー建屋連絡階段管理区域外伝播防止水密扉	C	-	-	-	
			-	-	-	-	計測制御電源室(B) 浸水防止水密扉 (No. 1)	C	-	-	-	
			-	-	-	-	計測制御電源室(B) 浸水防止水密扉 (No. 3)	S* <sup>(注2)</sup> C-2 <sup>(注3)</sup>	-	-	-	
			-	-	-	-	計測制御電源室(B) 浸水防止水密扉 (No. 2)	C	-	-	-	
			-	-	-	-	RSS 盤室浸水防止水密扉	C	-	-	-	
			-	-	-	-	計測制御電源室(A)-常用および共通 M/C・P/C 室浸水防止水密扉	C	-	-	-	
			-	-	-	-	制御建屋空調機械(A)室浸水防止水密扉	S* <sup>(注2)</sup> C-2 <sup>(注3)</sup>	-	-	-	
			-	-	-	-	制御建屋空調機械(A)室-制御建屋空調機械(B)室浸水防止水密扉 (No. 1)	C	-	-	-	

表1 浸水防護施設の主要設備リスト(6/10)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
内郭浸水防護設備	-	防水区画構造物	-	-	-	-	250V 直流主母線盤室-制御建屋空調機械(B)室浸水防止水密扉	C	-	-	-	
			-	-	-	-	ISI 室浸水防止水密扉	C	-	-	-	
			-	-	-	-	制御建屋空調機械(B)室浸水防止水密扉	S* <sup>(注2)</sup> C-2 <sup>(注3)</sup>	-	-	-	
			-	-	-	-	制御建屋空調機械(A)室-制御建屋空調機械(B)室浸水防止水密扉(No. 2)	C	-	-	-	
			-	-	-	-	燃料移送ポンプ(H)室-燃料移送ポンプ(A)室浸水防止水密扉	C	-	-	-	
			-	-	-	-	燃料移送ポンプ(A)室-燃料移送ポンプ(B)室浸水防止水密扉	C	-	-	-	
			-	-	-	-	RSW ポンプ(A)(C)室-TSW ポンプ室浸水防止水密扉	C	-	-	-	
			-	-	-	-	HPSW ポンプ室浸水防止水密扉	C	-	-	-	
			-	-	-	-	TSW ポンプ室-RSW ポンプ(B)(D)室浸水防止水密扉	C	-	-	-	
			-	-	-	-	第2号機 MCR 浸水防止水密扉	S* <sup>(注2)</sup> C-2 <sup>(注3)</sup>	-	-	-	
			-	-	-	-	RW 電気品室(B) 浸水防止水密扉	C	-	-	-	
			-	-	-	-	北西階段室管理区域外伝播防止水密扉	C-2	-	-	-	
			-	-	-	-	原子炉建屋大物搬入口	S* <sup>(注2)</sup> C-2 <sup>(注3)</sup>	-	-	-	
			-	-	-	-	原子炉建屋管理区域外伝播防止水密扉(No. 3)	C-2	-	-	-	
			-	-	-	-	RW 制御室管理区域外伝播防止水密扉	C-2	-	-	-	
-	-	-	-	原子炉建屋管理区域外伝播防止水密扉(No. 1)	C-2	-	-	-				
-	-	-	-	原子炉建屋管理区域外伝播防止水密扉(No. 2)	C-2	-	-	-				

表1 浸水防護施設の主要設備リスト(7/10)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
内郭浸水防護設備	-	防水区画構造物	-	-	-	-	制御建屋管理区域外伝播防止水密扉 (No. 1)	C	-	-	-	
			-	-	-	-	タービン建屋管理区域外伝播防止水密扉	B	-	-	-	
			-	-	-	-	主排気ダクト連絡トレンチ(2T-5)管理区域外伝播防止水密扉	C-2	-	-	-	
			-	-	-	-	原子炉建屋浸水防止水密扉 (No. 4)	C-2	-	-	-	
			-	-	-	-	燃料移送ポンプ(A)室浸水防止水密扉	C	-	-	-	
			-	-	-	-	燃料移送ポンプ(B)室浸水防止水密扉	C	-	-	-	
			-	-	-	-	R-01 階段浸水防止堰(地上3階)	C-2	-	-	-	
			-	-	-	-	R-02 階段浸水防止堰(地上3階)	C-2	-	-	-	
			-	-	-	-	R-01 階段浸水防止堰(地上2階)	C	-	-	-	
			-	-	-	-	FCS 再結合装置(A)室浸水防止堰	C	-	-	-	
			-	-	-	-	FCS 再結合装置(B)室浸水防止堰	C	-	-	-	
			-	-	-	-	R-02 階段浸水防止堰(地上2階)	C	-	-	-	
			-	-	-	-	SGTS ヒータユニット(B)室浸水防止堰	C	-	-	-	
			-	-	-	-	CAMS ラック(B)室浸水防止堰	C	-	-	-	
-	-	-	-	SGTS ヒータユニット(A)室浸水防止堰	C	-	-	-				

表1 浸水防護施設の主要設備リスト(8/10)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
内郭浸水防護設備	-	防水区画構造物	-	-	-	-	CAMS ラック(A)室浸水防止堰	C	-	-	-	
			-	-	-	-	SGTS フィルタユニット室浸水防止堰	C	-	-	-	
			-	-	-	-	R-01 階段浸水防止堰(地上1階)	C-2	-	-	-	
			-	-	-	-	R-02 階段浸水防止堰(地上1階)	C-2	-	-	-	
			-	-	-	-	バルブ(B)室浸水防止堰	C-2	-	-	-	
			-	-	-	-	バルブ(A)室浸水防止堰	C-2	-	-	-	
			-	-	-	-	FPC ポンプ室浸水防止堰	C-2	-	-	-	
			-	-	-	-	R-01 階段浸水防止堰(地下1階)	C-2	-	-	-	
			-	-	-	-	R-02 階段浸水防止堰(地下1階)	C-2	-	-	-	
			-	-	-	-	MS トンネル室浸水防止堰	C-2	-	-	-	
			-	-	-	-	RCIC MCC 室浸水防止堰	C-2	-	-	-	
			-	-	-	-	TIP 駆動装置室浸水防止堰	C-2	-	-	-	
			-	-	-	-	復水補給水ポンプ室浸水防止堰	C-2	-	-	-	
			-	-	-	-	CUW 配管・バルブ室浸水防止堰	C-2	-	-	-	

表1 浸水防護施設の主要設備リスト(9/10)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
内郭浸水防護設備	-	防水区画構造物	-	-	-	-	原子炉補機(A)室送風機室-原子炉補機(HPCS)室送風機室浸水防止堰	C	-	-	-	
			-	-	-	-	原子炉補機(HPCS)室送風機室-原子炉補機(B)室送風機室および送風機エリア浸水防止堰	C	-	-	-	
			-	-	-	-	2F 通路浸水防止堰	C	-	-	-	
			-	-	-	-	区分Ⅰ・Ⅲ非常用D/G制御盤室浸水防止堰	C	-	-	-	
			-	-	-	-	D/G補機(A)室浸水防止堰	C	-	-	-	
			-	-	-	-	区分ⅢHPCS電気品室浸水防止堰	C	-	-	-	
			-	-	-	-	静止型PLRポンプ電源装置室浸水防止堰	C	-	-	-	
			-	-	-	-	IA・SA室および通路浸水防止堰	C	-	-	-	
			-	-	-	-	区分Ⅰケーブル処理室浸水防止堰	C	-	-	-	
			-	-	-	-	常用系ケーブル処理室浸水防止堰(No.2)	C	-	-	-	
			-	-	-	-	常用系ケーブル処理室浸水防止堰(No.1)	C	-	-	-	
			-	-	-	-	タービン建屋管理区域外伝播防止堰(No.3)	B	-	-	-	
			-	-	-	-	タービン建屋管理区域外伝播防止堰(No.4)	B	-	-	-	
			-	-	-	-	タービン建屋管理区域外伝播防止堰(No.2)	B	-	-	-	
-	-	-	-	タービン建屋管理区域外伝播防止堰(No.1)	B	-	-	-				

表1 浸水防護施設の主要設備リスト(10/10)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
浸水防護設備	-	防水区画構造物	-	-	-	-	HNCW 冷凍機・ポンプ室管理区域外伝播防止堰	B	-	-	-	
			-	-	-	-	CAMS(A) 室空調機浸水防止堰	C	-	-	-	
			-	-	-	-	CAMS(B) 室空調機浸水防止堰	C	-	-	-	
			-	-	-	-	中央制御室再循環フィルタ装置浸水防止堰	C	-	-	-	
			-	-	-	-	制御建屋浸水防止水密扉(No. 4)	S* <sup>(注2)</sup> C-2 <sup>(注3)</sup>	-	-	-	
			-	-	-	-	制御建屋浸水防止水密扉(No. 5)	S* <sup>(注2)</sup> C-2 <sup>(注3)</sup>	-	-	-	
			-	-	-	-	地下軽油タンク燃料移送ポンプ室アクセス用浸水防止蓋(No. 1)	S* <sup>(注2)</sup> C-2 <sup>(注3)</sup>	-	-	-	
			-	-	-	-	地下軽油タンク燃料移送ポンプ室アクセス用浸水防止蓋(No. 2)	S* <sup>(注2)</sup> C-2 <sup>(注3)</sup>	-	-	-	
			-	-	-	-	地下軽油タンク機器搬出入用浸水防止蓋	S* <sup>(注2)</sup> C-2 <sup>(注3)</sup>	-	-	-	
			-	-	-	-	ハッチ上部スペース浸水防止堰	C	-	-	-	
			-	-	-	-	原子炉建屋地上1階の施設外との境界壁面及び施設外へ出入口床面(原子炉建屋地上1階屋外への出入口, 原子炉建屋地上1階タービン建屋を結ぶ連絡通路, 原子炉建屋地上1階廃棄物処理系制御室出入口, 原子炉建屋地上1階通路部出入口)	B	-	-	-	
			-	-	-	-	タービン建屋地下2階及び制御建屋地下2階配管エリアの施設外との境界壁面及びこれに囲まれた床面(タービン建屋地下2階 TCW 熱交換器室出入口)	B	-	-	-	

(注1) 表1に用いる略語の定義は「原子炉本体」の「8 原子炉本体の基本設計方針、適用基準及び適用規格」の「表1 原子炉本体の主要設備リスト 付表1」による。

(注2) 浸水防止設備としての耐震重要度を示す。

(注3) 溢水の伝播を防止する設備としての耐震重要度を示す。

#### 8.5.4 浸水防護施設に係る工事の方法

変更前	変更後
浸水防護施設に係る工事の方法は、「原子炉本体」における「9 原子炉本体に係る工事の方法」（「1.3 燃料体に係る工事の手順と使用前事業者検査」、「2.1.3 燃料体に係る検査」及び「3.2 燃料体の加工に係る工事上の留意事項」を除く。）に従う。	変更なし

8.6 補機駆動用燃料設備

8.6.1 燃料設備

(2) 容器（常設）

	変更前	変更後
名 称	—	非常用ディーゼル発電設備軽油タンク*
8. その他発電用原子炉の附属施設 8.1 非常用電源設備 8.1.2 非常用発電装置 8.1.2.1 非常用ディーゼル発電設備 (4) 燃料設備 ロ 容器（常設） に記載する。		

注記\* : 本設備は、非常用電源設備の非常用発電装置（非常用ディーゼル発電設備）であり、補機駆動用燃料設備のうち燃料設備として本工事計画で兼用とする。

	変更前	変 更 後
名 称	—	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク*
8. その他発電用原子炉の附属施設 8.1 非常用電源設備 8.1.2 非常用発電装置 8.1.2.2 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 (4) 燃料設備 □ 容器 (常設) に記載する。		

注記\* : 本設備は、非常用電源設備の非常用発電装置 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備) であり、補機駆動用燃料設備のうち燃料設備として本工事計画で兼用とする。

	変更前	変 更 後
名 称	—	ガスタービン発電設備軽油タンク*
8. その他発電用原子炉の附属施設 8.1 非常用電源設備 8.1.2 非常用発電装置 8.1.2.3 ガスタービン発電設備 (4) 燃料設備 □ 容器 (常設) に記載する。		

注記\* : 本設備は、非常用電源設備の非常用発電装置 (ガスタービン発電設備) であり、補機駆動用燃料設備のうち燃料設備として本工事計画で兼用とする。

## (2) 容器 (可搬型)

			変更前	変更後
名 称			—	大容量送水ポンプ(タイプ I) (燃料タンク) * <sup>1</sup>
種 類		—		角形
容 量		L/個		450 以上 (495* <sup>2</sup> )
最 高 使 用 圧 力 * <sup>3</sup>		MPa		静水頭
最 高 使 用 温 度 * <sup>3</sup>		℃		40
主 要 寸 法	た て	mm		1480* <sup>2</sup>
	横	mm		540* <sup>2</sup>
	高 さ	mm		640* <sup>2</sup>
材 料		—		SUS304 相当 (AISI304)
個 数		—		2* <sup>4</sup>
取 付 箇 所		—	大容量送水ポンプ(タイプ I)	

注記\*1 : 本設備は大容量送水ポンプ(タイプ I)の付属機器である。

\*2 : 公称値を示す。

\*3 : 重大事故等時における使用時の値。

\*4 : 大容量送水ポンプ(タイプ I) 1 個当たりの個数を示す。

			変更前	変更後
名 称			—	大容量送水ポンプ(タイプⅡ) (燃料タンク)* <sup>1</sup>
種 類	—			角形
容 量	L/個			450 以上 (495* <sup>2</sup> )
最 高 使 用 圧 力* <sup>3</sup>	MPa			静水頭
最 高 使 用 温 度* <sup>3</sup>	℃			40
主 要 寸 法	た て	mm		1480* <sup>2</sup>
	横	mm		540* <sup>2</sup>
	高 さ	mm		640* <sup>2</sup>
材 料	—			SUS304 相当 (AISI304)
個 数	—			2* <sup>4</sup>
取 付 箇 所	—			大容量送水ポンプ(タイプⅡ)

注記\*1 : 本設備は大容量送水ポンプ(タイプⅡ)の付属機器である。

\*2 : 公称値を示す。

\*3 : 重大事故等時における使用時の値。

\*4 : 大容量送水ポンプ(タイプⅡ) 1 個当たりの個数を示す。

			変更前	変更後
名 称			—	原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット (燃料タンク)* <sup>1</sup>
種 類	—			角形
容 量	L/個			810 以上 (900* <sup>2</sup> )
最 高 使 用 圧 力 * <sup>3</sup>	MPa			静水頭
最 高 使 用 温 度 * <sup>3</sup>	℃			40
主 要 寸 法	た て	mm		 * <sup>2</sup>
	横	mm		* <sup>2</sup>
	高 さ	mm		* <sup>2</sup>
材 料	—			
個 数	—			1* <sup>4</sup>
取 付 箇 所	—		原子炉補機代替冷却水系熱交換器 ユニット	

注記\*1 : 本設備は原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニットの付属機器である。

\*2 : 公称値を示す。

\*3 : 重大事故等時における使用時の値。

\*4 : 原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット 1 個当たりの個数を示す。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

			変更前	変 更 後
名 称				タンクローリ*1
種 類		—		横置だ円形
容 量		kL/個		4.0 以上 (4.0*2)
最 高 使 用 圧 力*3		kPa		24
最 高 使 用 温 度*3		°C		40
主 要 寸 法	胴 長 径	mm		1800*2
	胴 短 径	mm		930*2
	胴 板 厚 さ	mm		<input type="text"/> (3.2*2)
	鏡 板 厚 さ	mm		<input type="text"/> (3.2*2)
	鏡 板 の 形 状 に 係 る 寸 法	mm		1800*2 (鏡板の内面における長径)
				65*2 (鏡板の内面における短径の2分の1)
	排 出 口 管 台 外 径	mm		136.4*2
	排 出 口 管 台 厚 さ	mm		2.8 (3.2*2)
	マンホール管台外径	mm		406.4*2
	マンホール管台厚さ	mm		<input type="text"/> (3.2*2)
	マンホールふた厚さ	mm		<input type="text"/> (3.2*2)
	全 長	mm		3350*2
	車 両 全 長	mm		5920*2
	車 両 全 幅	mm		2200*2
車 両 高 さ	mm		2420*2	
材 料	胴 板	—		SAPH400, SS400
	鏡 板	—		SAPH400
	マンホールふた	—		SAPH400
個 数		—		2 (予備1)

(次頁へ続く)

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

(前頁からの続き)

		変更前	変 更 後
取	付	—	保管場所： ・第2保管エリア O.P. 約 62m ・第3保管エリア O.P. 約 14.8m ・第4保管エリア O.P. 約 62m  上記3箇所にそれぞれ1個保管する。  取付箇所 ・屋外 O.P. 約 14.8m 軽油タンク設置場所付近*4 ・屋外 O.P. 約 62m ガスタービン発電設備軽油タンク設置場所付近*4

注記\*1：非常用電源設備の非常用発電装置（ガスタービン発電設備，可搬型代替交流電源設備，可搬型代替直流電源設備，可搬型窒素ガス供給装置発電設備）と兼用。

\*2：公称値を示す。

\*3：重大事故等時における使用時の値。

\*4：燃料油の吸入箇所を示す。

(4) 主配管 (常設)

変更前						変更後					
名 称	最高使用圧 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外 径*1 (mm)	厚 さ*2 (mm)	材 料	名 称	最高使用圧 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外 径*1 (mm)	厚 さ*2 (mm)	材 料
補機駆動用燃料設備	—					*4 非常用ディーゼル発電設備軽油タンク ～ 燃料移送ポンプ入口配管分岐点	8. その他発電用原子炉の附属施設 8.1 非常用電源設備 8.1.2 非常用発電装置 8.1.2.1 非常用ディーゼル発電設備 (4) 燃料設備 ニ 主配管 (常設) に記載する。				
						*5 燃料移送ポンプ入口配管分岐点 ～ 非常用ディーゼル発電設備軽油タンク払出口	0.98	66	60.5	(5.5)	STPT410
						*6 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 軽油タンク ～ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ入口配管分岐点	8. その他発電用原子炉の附属施設 8.1 非常用電源設備 8.1.2 非常用発電装置 8.1.2.2 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 (4) 燃料設備 ニ 主配管 (常設) に記載する。				
						*5 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ入口配管分岐点 ～ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 軽油タンク払出口	0.98	66	60.5	(5.5)	STPT410
						*7 ガスタービン発電設備軽油タンク ～ ガスタービン発電設備軽油タンク出口配 管分岐点	8. その他発電用原子炉の附属施設 8.1 非常用電源設備 8.1.2 非常用発電装置 8.1.2.3 ガスタービン発電設備 (4) 燃料設備 ニ 主配管 (常設) に記載する。				
*8 ガスタービン発電設備軽油タンク出口配 管分岐点 ～ ガスタービン発電設備軽油タンク払出口	0.95	50	60.5	(5.5)	STS410						

注記\*1 : 外径は公称値を示す。

\*2 : ( )内は公称値を示す。

\*3 : 重大事故等時における使用時の値。

\*4 : 本設備は、非常用電源設備の非常用発電装置 (非常用ディーゼル発電設備) であり、補機駆動用燃料設備のうち燃料設備として本工事計画で兼用とする。

\*5 : 非常用電源設備の非常用発電装置 (ガスタービン発電設備、可搬型代替交流電源設備、可搬型代替直流電源設備、可搬型窒素ガス供給装置発電設備) と兼用。

\*6 : 本設備は、非常用電源設備の非常用発電装置 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備) であり、補機駆動用燃料設備のうち燃料設備として本工事計画で兼用とする。

\*7 : 本設備は、非常用電源設備の非常用発電装置 (ガスタービン発電設備) であり、補機駆動用燃料設備のうち燃料設備として本工事計画で兼用とする。

\*8 : 非常用電源設備の非常用発電装置 (可搬型代替交流電源設備、可搬型代替直流電源設備、可搬型窒素ガス供給装置発電設備) と兼用。

## (4) 主配管 (可搬型)

変更前						変更後								
名称	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径 (mm)	厚さ (mm)	材料	名称	最高使用圧力 <sup>*1</sup> (MPa)	最高使用温度 <sup>*1</sup> (°C)	外径 (mm)	厚さ (mm)	材料	個数	取付箇所	
補機駆動用燃料設備	—	—	—	—	—	補機駆動用燃料設備	軽油払出用ホース (外径63mm:2m) <sup>*2</sup>	0.39	70	63.0 <sup>*3</sup>	— <sup>*4</sup>	補強層入り多層ゴム	14 <sup>*5</sup> (予備1)	保管場所：タンクローリ 取付箇所：屋外 O.P. 約14.8m 軽油タンク 設置場所付近又はO.P. 約 62mガスタービン発電設 備軽油タンク設置場所付 近 ～ 屋外 タンクローリ
						補機駆動用燃料設備	給油用ホース (φ25:50m) <sup>*6</sup>	1.00	80	37.0 <sup>*3</sup>	— <sup>*4</sup>	補強層入り多層ゴム	2 <sup>*7</sup> (予備1)	保管場所：タンクローリ 取付箇所：タンクローリ

注記\*1：重大事故等時における使用時の値。

\*2：非常用電源設備の非常用発電装置（ガスタービン発電設備、可搬型代替交流電源設備、可搬型代替直流電源設備、可搬型窒素ガス供給装置発電設備）と兼用。

\*3：メーカーにて規定する呼び径を示す。

\*4：メーカー仕様によるものとし、完成品として一般産業品の規格及び基準に適合するものであって、使用材料の特性を踏まえた上で、重大事故等時における使用圧力及び使用温度が負荷された状態において強度が確保できるものとする。

\*5：タンクローリ1個当たり7本を保管する。

\*6：非常用電源設備の非常用発電装置（可搬型代替交流電源設備、可搬型代替直流電源設備、可搬型窒素ガス供給装置発電設備）と兼用。

\*7：タンクローリ1個当たり1本を保管する。

8.6.2 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）の基本設計方針，適用基準及び適用規格

(1) 基本設計方針

変更前	変更後
—	用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。
—	<p>第1章 共通項目</p> <p>補機駆動用燃料設備の共通項目である「1. 地盤等，2. 自然現象，3. 火災，4. 溢水等，5. 設備に対する要求（5.3 使用中の亀裂等による破壊の防止，5.5 安全弁等，5.6 逆止め弁，5.8 電気設備の設計条件を除く。），6. その他（6.4 放射性物質による汚染の防止を除く。）」の基本設計方針については，原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p>
—	<p>第2章 個別項目</p> <p>1. 補機駆動用燃料設備</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプⅠ）のポンプ駆動用燃料は，大容量送水ポンプ（タイプⅠ）（燃料タンク）に貯蔵する。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプⅡ）のポンプ駆動用燃料は，大容量送水ポンプ（タイプⅡ）（燃料タンク）に貯蔵する。</p> <p>原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニットのポンプ駆動用燃料は，原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット（燃料タンク）に貯蔵する。</p> <p>非常用ディーゼル発電設備軽油タンク，高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクは，大容量送水</p>

変更前	変更後
-	<p>ポンプ（タイプⅠ）、大容量送水ポンプ（タイプⅡ）及び原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニットの燃料を貯蔵できる設計とする。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプⅠ）、大容量送水ポンプ（タイプⅡ）、原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット及びタンクローリ（走行用の燃料タンク）の燃料は、燃料補給設備である非常用ディーゼル発電設備軽油タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクよりタンクローリを用いて補給できる設計とする。</p>
-	<p>2. 主要対象設備</p> <p>補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）の対象となる主要な設備について、「表 1 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）の主要設備リスト」に示す。</p>

表1 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）の主要設備リスト(1/2)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
燃料設備	-	容器	-	-	-	-	非常用ディーゼル発電設備軽油タンク	-	-	常設耐震/防止 常設/緩和	火力技術基準	
			-	-	-	-	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク	-	-	常設耐震/防止 常設/緩和	火力技術基準	
			-	-	-	-	ガスタービン発電設備軽油タンク	-	-	常設耐震/防止 常設/緩和	火力技術基準	
			-	-	-	-	大容量送水ポンプ(タイプI)(燃料タンク)	-	-	可搬/防止 可搬/緩和	SAクラス3	
			-	-	-	-	大容量送水ポンプ(タイプII)(燃料タンク)	-	-	可搬/防止 可搬/緩和	SAクラス3	
			-	-	-	-	原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット(燃料タンク)	-	-	可搬/防止 可搬/緩和	SAクラス3	
			-	-	-	-	タンクローリ	-	-	可搬/防止 可搬/緩和	SAクラス3	
		主配管	-	-	-	-	-	非常用ディーゼル発電設備軽油タンク～燃料移送ポンプ入口配管分岐点	-	-	常設耐震/防止 常設/緩和	火力技術基準
			-	-	-	-	-	燃料移送ポンプ入口配管分岐点～非常用ディーゼル発電設備軽油タンク払出口	-	-	常設耐震/防止 常設/緩和	火力技術基準
			-	-	-	-	-	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク～高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ入口配管分岐点	-	-	常設耐震/防止 常設/緩和	火力技術基準

表1 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）の主要設備リスト(2/2)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
燃料設備	-	主配管	-	-	-	-	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ入口配管分岐点～高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク払出口	-	-	常設耐震/防止 常設/緩和	火力技術基準	
			-	-	-	-	ガスタービン発電設備軽油タンク～ガスタービン発電設備軽油タンク出口配管分岐点	-	-	常設耐震/防止 常設/緩和	火力技術基準	
			-	-	-	-	ガスタービン発電設備軽油タンク出口配管分岐点～ガスタービン発電設備軽油タンク払出口	-	-	常設耐震/防止 常設/緩和	火力技術基準	
			-	-	-	-	軽油払出用ホース(外径 63mm : 2m)	-	-	可搬/防止 可搬/緩和	SAクラス3	
			-	-	-	-	給油用ホース(φ25 : 50m)	-	-	可搬/防止 可搬/緩和	SAクラス3	

(注1) 表1に用いる略語の定義は「原子炉本体」の「8 原子炉本体の基本設計方針、適用基準及び適用規格」の「表1 原子炉本体の主要設備リスト 付表1」による。

8.6.3 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）に係る  
工事の方法

変更前	変更後
補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）に係る工事の方法は、「原子炉本体」における「9 原子炉本体に係る工事の方法」（「1.3 燃料体に係る工事の手順と使用前事業者検査」,「2.1.3 燃料体に係る検査」及び「3.2 燃料体の加工に係る工事上の留意事項」を除く。）に従う。	変更なし

8.7 非常用取水設備

8.7.1 取水設備（非常用の冷却用海水を確保する構築物に限る。）

			変更前	変更後
名		称	—	貯留堰* <sup>1</sup> (No. 1), (No. 2), (No. 3), (No. 4), (No. 5), (No. 6)
種	類	—		鉄筋コンクリート堰
容	量	m <sup>3</sup>		2971 以上 (4300* <sup>2</sup> ) * <sup>3</sup>
主要 寸法	天 端 高 さ	m		0. P. -5. 3* <sup>2</sup> ,
	天 端 幅	m		2. 5* <sup>2</sup>
	た て	m		1. 2* <sup>2</sup>
	横	m		
材	料	—		鉄筋コンクリート
個	数	個	6	

注記 \*1：浸水防護施設の外郭浸水防護設備と兼用する。

\*2：公称値を示す。

\*3：引き波時に非常用海水ポンプの継続運転に必要な水量であり，貯留堰，取水口，取水路及び海水ポンプ室で確保する水量の合計値を示す。

枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	取水口* <sup>1</sup>
種 類		—		鉄筋コンクリート函渠
容 量		m <sup>3</sup>		2971 以上 (4300* <sup>2</sup> ) * <sup>3</sup>
主 要 寸 法	た て	m		33.0* <sup>2</sup>
	横	m		39.8* <sup>2</sup>
	高 さ	m		12.0* <sup>2</sup>
材 料		—		鉄筋コンクリート
個 数		—		1

注記\*1 : 本設備は既存の設備である。

\*2 : 公称値を示す。

\*3 : 引き波時に非常用海水ポンプの継続運転に必要な水量であり、貯留堰、取水口、取水路及び海水ポンプ室で確保する水量の合計値を示す。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	取水路* <sup>1</sup>
種 類	—			鉄筋コンクリート函渠
容 量	m <sup>3</sup>			2971 以上 (4300* <sup>2</sup> ) * <sup>3</sup>
主 要 寸 法	た て	m		13.4* <sup>2</sup>
	横	m		119.9* <sup>2</sup>
	高 さ	m		5.5* <sup>2</sup>
材 料	—			鉄筋コンクリート
個 数	—			1

注記\*1 : 本設備は既存の設備である。

\*2 : 公称値を示す。

\*3 : 引き波時に非常用海水ポンプの継続運転に必要な水量であり、貯留堰、取水口、取水路及び海水ポンプ室で確保する水量の合計値を示す。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	海水ポンプ室* <sup>1</sup>
種 類		—		鉄筋コンクリート取水槽
容 量		m <sup>3</sup>		2971 以上 (4300* <sup>2</sup> ) * <sup>3</sup>
主 要 寸 法	た て	m		32.5* <sup>2</sup>
	横	m		77.0* <sup>2</sup>
	高 さ	m		28.4* <sup>2</sup>
材 料		—		鉄筋コンクリート
個 数		—		1

注記\*1 : 本設備は既存の設備である。

\*2 : 公称値を示す。

\*3 : 引き波時に非常用海水ポンプの継続運転に必要な水量であり、貯留堰、取水口、取水路及び海水ポンプ室で確保する水量の合計値を示す。

8.7.2 非常用取水設備の基本設計方針，適用基準及び適用規格

(1) 基本設計方針

変更前	変更後
<p>用語の定義は「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」，「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。</p>	<p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。</p>
<p>第1章 共通項目</p> <p>非常用取水設備の共通項目である「1. 地盤等，2. 自然現象，3. 火災，4. 設備に対する要求（4.2 材料及び構造等，4.3 使用中の亀裂等による破壊の防止，4.4 耐圧試験等，4.5 安全弁等，4.6 逆止め弁，4.7 内燃機関の設計条件，4.8 電気設備の設計条件を除く。），5. その他（5.3 安全避難通路等，5.4 放射性物質による汚染の防止を除く。）」の基本設計方針については，原子炉冷却系統の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p>	<p>第1章 共通項目</p> <p>非常用取水設備の共通項目である「1. 地盤等，2. 自然現象，3. 火災，4. 溢水等，5. 設備に対する要求（5.2 材料及び構造等，5.3 使用中の亀裂等による破壊の防止，5.4 耐圧試験等，5.5 安全弁等，5.6 逆止め弁，5.7 内燃機関及びガスタービンの設計条件，5.8 電気設備の設計条件を除く。），6. その他（6.3 安全避難通路等，6.4 放射性物質による汚染の防止を除く。）」の基本設計方針については，原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p>
<p>第2章 個別項目</p> <p>1. 非常用取水設備の基本設計方針</p> <p>設計基準事故に対処するために必要となる原子炉補機冷却海水系及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水系に使用する海水を取水し，導水するための流路を構築するため，取水口，取水路及び海水ポンプ室から構成される取水設備を設置することにより冷却に必要な海水を確保できる設計とする。</p>	<p>第2章 個別項目</p> <p>1. 非常用取水設備の基本設計方針</p> <p>設計基準事故に対処するために必要となる原子炉補機冷却海水系及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水系に使用する海水を取水し，導水するための流路を構築するため，取水口，取水路及び海水ポンプ室から構成される取水設備を設置することにより冷却に必要な海水を確保できる設計とする。</p> <p>また，基準津波に対して，原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプ</p>

変更前	変更後
	<p>レイ補機冷却海水ポンプが引き波時においても機能保持できるよう、貯留堰を設置することにより冷却に必要な十分な容量の海水が確保できる設計とする。</p> <p>重大事故等に対処するために必要となる大容量送水ポンプ（タイプⅠ）及び大容量送水ポンプ（タイプⅡ）の取水箇所として、非常用取水設備（貯留堰，取水口，取水路及び海水ポンプ室）を設置する。</p> <p>非常用取水設備の貯留堰，取水口，取水路及び海水ポンプ室は，想定される重大事故等時において，設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから，流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。</p> <p>なお，非常用取水設備は引き波時においても貯留堰を設置することにより，冷却に必要な十分な容量の海水が確保できる設計とする。</p>
<p>2. 主要対象設備</p> <p>非常用取水設備の対象となる主要な設備について、「表 1 非常用取水設備の主要設備リスト」に示す。</p>	<p>2. 主要対象設備</p> <p>非常用取水設備の対象となる主要な設備について、「表 1 非常用取水設備の主要設備リスト」に示す。</p>

表1 非常用取水設備の主要設備リスト(1/1)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
取水設備 (非常用の冷却用海水を確保する構築物に限る。)	-	-	-	-	-	-	貯留堰 (No. 1), (No. 2), (No. 3), (No. 4), (No. 5), (No. 6)	C-3	-	常設耐震/防止 常設/緩和	-	
			-	-	-	-	取水口	C-3	-	常設/防止 常設/緩和	-	
			-	-	-	-	取水路	C-3	-	常設/防止 常設/緩和	-	
			-	-	-	-	海水ポンプ室	C-3	-	常設/防止 常設/緩和	-	

(注1) 表1に用いる略語の定義は「原子炉本体」の「8 原子炉本体の基本設計方針、適用基準及び適用規格」の「表1 原子炉本体の主要設備リスト 付表1」による。

8.7.3 非常用取水設備に係る工事の方法

変更前	変更後
<p>非常用取水設備に係る工事の方法は、「原子炉本体」における「9 原子炉本体に係る工事の方法」（「1.2 主要な耐圧部の溶接部に係る工事の手順と使用前事業者検査」、「1.3 燃料体に係る工事の手順と使用前事業者検査」、「2.1.2 主要な耐圧部の溶接部に係る検査」、「2.1.3 燃料体に係る検査」及び「3.2 燃料体の加工に係る工事上の留意事項」を除く。）に従う。</p>	<p>変更なし</p>

8.9 緊急時対策所

8.9.1 緊急時対策所機能

変 更 前	変 更 後
—	<p>緊急時対策所は、以下の緊急時対策所機能を有する。</p> <p>1. 居住性の確保に関する機能</p> <p>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常（以下「原子炉冷却材喪失事故等」という。）が発生した場合において、当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができ、必要な期間にわたり滞在できるものとする。また、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものとする。</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等時において、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所遮蔽の機能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えないものとする。また、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう、放射線量を監視、測定する放射線管理施設のうち緊急時対策所可搬型エリアモニタ及び可搬型モニタリングポストを保管することができるものとする。</p> <p>原子炉冷却材喪失事故等及び重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるものとする。</p> <p>2. 情報の把握に関する機能</p> <p>原子炉冷却材喪失事故等及び重大事故等が発生した場合において、中央制御室の運転員を介さずに事故状態等を正確、かつ速やかに把握できるとともに、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するために必要な情報を把握できるよう、必要なパラメータ等を収集し、緊急時対策所内で表示できるものとする。</p> <p>3. 通信連絡に関する機能</p> <p>原子炉冷却材喪失事故等及び重大事故等が発生した場合において、発電所内の関係要員に指示や発電所外関連箇所との通信連絡等、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うとともに、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送することができるものとする。</p>

8.9.2 緊急時対策所の基本設計方針，適用基準及び適用規格

(1) 基本設計方針

変更前	変更後
<p>用語の定義は「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」，「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。</p>	<p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。</p>
<p>第1章 共通項目</p> <p>緊急時対策所の共通項目のうち「1. 地盤等，2. 自然現象，3. 火災，4. 設備に対する要求（4.2 材料及び構造等，4.3 使用中の亀裂等による破壊の防止，4.4 耐圧試験等，4.5 安全弁等，4.6 逆止め弁，4.7 内燃機関の設計条件，4.8 電気設備の設計条件を除く。），5. その他（5.4 放射性物質による汚染の防止を除く。）」の基本設計方針については，原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p>	<p>第1章 共通項目</p> <p>緊急時対策所の共通項目のうち「1. 地盤等，2. 自然現象，3. 火災，4. 溢水等 5. 設備に対する要求（5.2 材料及び構造等，5.3 使用中の亀裂等による破壊の防止，5.4 耐圧試験等，5.5 安全弁等，5.6 逆止め弁，5.7 内燃機関及びガスタービンの設計条件，5.8 電気設備の設計条件を除く。），6. その他（6.4 放射性物質による汚染の防止を除く。）」の基本設計方針については，原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p>
<p>第2章 個別項目</p> <p>1. 緊急時対策所</p> <p>1.1 緊急時対策所の設置等</p> <p>1.1.1 緊急時対策所の設置</p> <p>発電用原子炉施設には，原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため，緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。</p>	<p>第2章 個別項目</p> <p>1. 緊急時対策所</p> <p>1.1 緊急時対策所の設置等</p> <p>1.1.1 緊急時対策所の設置</p> <p>発電用原子炉施設には，原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため，緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。</p>

変更前	変更後
<p>1.1.2 設計方針</p>	<p>1.1.2 設計方針</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するための適切な措置が講じることができるよう、緊急時対策所機能に係る設備を含め、以下の設計とする。</p> <p>なお、緊急時対策所は、緊急対策室及び SPDS 室から構成され、緊急時対策建屋に設置する設計とする。</p> <p>(1) 耐震性及び耐津波性</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動 <math>S_s</math> による地震力に対し、機能を喪失しないよう設計するとともに、基準津波の影響を受けない設計とする。</p> <p>(2) 中央制御室に対する独立性</p> <p>緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。</p> <p>(3) 代替交流電源の確保</p> <p>緊急時対策所は、全交流動力電源が喪失した場合に、代替電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>常設の代替電源設備は、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機 2 台で緊急時対策所を含む重大事故等発生時に想定される負荷へ給電するために必要な容量を有する設計とする。</p> <p>なお、プルーム通過中には給油を必要とせず必要負荷に対して</p>

変更前	変更後
<p>(1) 緊急時対策所機能の確保</p> <p>緊急時対策所は、以下の措置又は設備を備えることにより緊急時対策所機能を確保する。</p> <p>a. 居住性の確保</p> <p>緊急時対策所は、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるために必要な要員を収容できるとともに、それら要員が必要な期間にわたり滞在できる設計とする。</p>	<p>7日間（168時間）以上連続給電が可能な設計とする。</p> <p>可搬の代替電源設備は、緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）1台で緊急時対策所に電源供給するために必要な容量を有する設計とする。</p> <p>電源車（緊急時対策所用）使用時には電源車（緊急時対策所用）1台が必要負荷に対して7日間（168時間）以上連続運転が可能な容量を有する緊急時対策所軽油タンクへ接続するため、プルーム通過時において、燃料を補給せずに運転できる設計とする。</p> <p>ガスタービン発電機及び電源車（緊急時対策所用）により緊急時対策所の電源は多様性を有する設計とする。</p> <p>(4) 緊急時対策所機能の確保</p> <p>緊急時対策所は、以下の措置又は設備を備えることにより緊急時対策所機能を確保する。</p> <p>a. 居住性の確保</p> <p>緊急時対策所は、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるために必要な要員を収容できるとともに、それら要員が必要な期間にわたり滞在できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるとともに、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がと</p>

変更前	変更後
	<p>どまることができるよう、適切な遮蔽設計及び換気設計を行い緊急時対策所の居住性を確保する。</p> <p>重大事故等が発生した場合における緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ緊急時対策所内でのマスクの着用、交替要員体制、安定よう素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」の手法を参考とした被ばく評価において、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所には、酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計（緊急時対策所用）（個数1（予備1））及び二酸化炭素濃度計（緊急時対策所用）（個数1（予備1））を保管する設計とするとともに、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定するため、さらに緊急時対策所加圧空気供給系による加圧判断のために使用する緊急時対策所可搬型エリアモニタ及び可搬型モニタリングポストを保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生し、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結果、対策要員の汚染が確認</p>

変更前	変更後
<p>b. 情報の把握</p> <p>緊急時対策所には, 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常に対処するために必要な情報を, 中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握するための設備を設置する。</p>	<p>された場合は, 対策要員の除染を行うことができる区画を, 身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。</p> <p>b. 情報の把握</p> <p>緊急時対策所には, 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常に対処するために必要な情報及び重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう, 重大事故等に対処するために必要な情報を, 中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる設備として, 安全パラメータ表示システム (SPDS) を設置する。</p> <p>安全パラメータ表示システム (SPDS) として, 事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し, 緊急時対策所内で表示できるよう, データ収集装置, SPDS 伝送装置及び SPDS 表示装置を設置する設計とする。</p> <p>c. 通信連絡</p> <p>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合において, 当該事故等に対処するため, 発電所内の関係要員に指示を行うために必要な通信連絡設備及び発電所外関係箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にて通信連絡できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所には, 重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とする。</p> <p>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常</p>

変更前	変更後
	<p>が発生した場合において、通信連絡設備により、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備として、SPDS 伝送装置を設置する設計とする。</p> <p>データ伝送設備については、通信方式の多様性を確保した専用通信回線にて伝送できる設計とする。</p> <p>緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できるSPDS 伝送装置で構成するデータ伝送設備については、重大事故等が発生した場合においても必要なデータを伝送できる設計とする。</p>
<p>2. 主要対象設備</p> <p>緊急時対策所の対象となる主要な設備について、「表 1 緊急時対策所の主要設備リスト」に示す。</p>	<p>2. 主要対象設備</p> <p>緊急時対策所の対象となる主要な設備について、「表 1 緊急時対策所の主要設備リスト」に示す。</p>

表1 緊急時対策所の主要設備リスト(1/1)

設備区分	系統名称	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>		名称	設計基準対象施設 <sup>(注1)</sup>		重大事故等対処設備 <sup>(注1)</sup>	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
緊急時対策所機能	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注1) 表1に用いる略語の定義は「原子炉本体」の「8 原子炉本体の基本設計方針、適用基準及び適用規格」の「表1 原子炉本体の主要設備リスト 付表1」による。

(注2) 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として使用する。

### 8.9.3 緊急時対策所に係る工事の方法

変更前	変更後
緊急時対策所に係る工事の方法は、「原子炉本体」における「9 原子炉本体に係る工事の方法」（「1.2 主要な耐圧部の溶接部に係る工事の手順と使用前事業者検査」, 「1.3 燃料体に係る工事の手順と使用前事業者検査」, 「2.1.2 主要な耐圧部の溶接部に係る検査」, 「2.1.3 燃料体に係る検査」及び「3.2 燃料体の加工に係る工事上の留意事項」を除く。）に従う。	変更なし

### III 工事工程表

III 工事工程表

	2021年												2022年												2023年																															
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9																										
原子炉本体	■*																																																							
			■*																						◇*																															
			☆*																							◇*																														
			★*																							◇*																														
核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設	■*																																																							
			■*																						◇*																															
			☆*																							◇*																														
			★*																							◇*																														
原子炉冷却系統施設	■*																																																							
			■*																						◇*																															
			☆*																							◇*																														
			★*																							◇*																														
計測制御系統施設	■*																																																							
			■*																						◇*																															
			☆*																							◇*																														
			★*																							◇*																														
放射性廃棄物の廃棄施設	■*																																																							
			■*																						◇*																															
			☆*																							◇*																														
			★*																							◇*																														

- : 現地工事期間
- ◇ : 構造、強度又は漏えいに係る検査をすることができる状態になった時
- △ : 機能又は性能に係る検査（燃料体を挿入できる段階の検査）をすることができる状態になった時
- : 機能又は性能に係る検査（臨界反応操作を開始できる段階の検査）をすることができる状態になった時
- ☆ : 機能又は性能に係る検査（工事完了時の検査）をすることができる状態になった時
- ★ : 基本設計方針検査をすることができる状態になった時
- ★ : 品質マネジメントシステムに係る検査をすることができる状態になった時
- \* : 検査時期は、工事の計画の進捗により変更となる可能性がある。

O2 ① III R0





## IV 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

## IV 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

### 1. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

当社は、原子力発電所の安全を達成・維持・向上させるため、安全文化を育成及び維持するための活動を含む原子炉施設の設計、工事及び検査段階から運転段階に係る保安活動を確実に実施するための品質マネジメントシステムを確立し、「女川原子力発電所原子炉施設保安規定」（以下「保安規定」という。）の品質マネジメントシステム計画（以下「保安規定品質マネジメントシステム計画」という。）に定めている。

「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」（以下「設工認品質管理計画」という。）は、保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき、設計及び工事に係る具体的な品質管理の方法、組織等の計画された事項を示したものである。

### 2. 適用範囲・定義

#### 2.1 適用範囲

設工認品質管理計画は、女川原子力発電所第2号機原子炉施設の設計、工事及び検査に係る保安活動に適用する。

#### 2.2 定義

設工認品質管理計画における用語の定義は、以下を除き保安規定品質マネジメントシステム計画に従う。

##### (1) 実用炉規則

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年12月28日通商産業省令第77号）をいう。

##### (2) 技術基準規則

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年6月28日原子力規制委員会規則第6号）をいう。

##### (3) 実用炉規則別表第二対象設備

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年12月28日通商産業省令第77号）の別表第二「設備別記載事項」に示された設備をいう。

##### (4) 適合性確認対象設備

設計及び工事の計画（以下「設工認」という。）に基づき、技術基準規則への適合性を確保するために必要となる設備をいう。

### 3. 設計及び工事の計画における設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等

設工認における設計、工事及び検査に係る品質管理は、保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき以下のとおり実施する。

3.1 設計，工事及び検査に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）  
 設計，工事及び検査は，本店組織及び発電所組織で構成する体制で実施する。  
 設計，工事及び検査に係る組織は，担当する設備に関する設計，工事及び検査について責任と権限を持つ。

3.2 設工認における設計，工事及び検査の各段階とその審査

3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用

設工認におけるグレード分けは，原子炉施設の安全上の重要性に応じて以下のとおり行う。すなわち，「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」に基づく安全機能の重要度と，供給信頼に対する重要性に応じて，クラスⅠ～Ⅳに分類する。

別表1 品質に係る重要度分類

重要度分類	定 義
クラスⅠ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その設備・系統等の不具合が発電所の運転停止または出力低下に直接つながる設備・系統等</li> <li>・その設備・系統等の不具合が放射性物質の管理区域外への放出につながる設備・系統等</li> <li>・保安規定第4章「運転管理」・第3節「運転上の制限」に規定される設備・系統等</li> </ul>
クラスⅡ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その設備・系統等の不具合が長時間継続すると，発電所の運転停止または出力低下につながる設備・系統等</li> <li>・その設備・系統等の不具合が長時間継続すると，放射性物質の管理区域外への放出につながる設備・系統等</li> </ul>
クラスⅢ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その設備・系統等の不具合が，発電所の運転停止・出力低下または放射性物質の管理区域外への放出にはつながらない設備・系統等（発電所の付帯設備を除く）</li> </ul>
クラスⅣ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラスⅠ，Ⅱ，Ⅲ以外の設備・系統等（発電所の付帯設備）</li> </ul>

なお，重大事故等対処設備の重要度分類については，クラスⅠを原則とする。

3.2.2 設計，工事及び検査の各段階とその審査

設工認における設計，工事及び検査の流れを図3.2-1に示すとともに，設計，工事及び検査の各段階と保安規定品質マネジメントシステム計画との関係を表3.2-1に示す。

なお，実用炉規則別表第二対象設備のうち，設工認申請（届出）が不要な工事

を行う場合は、設工認品質管理計画のうち、必要な事項を適用して設計、工事及び検査を実施し、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認する。

設計又は工事を主管する箇所の長並びに検査を担当する箇所の長は、表 3.2-1 に示す「保安規定品質マネジメントシステム計画の対応項目」ごとのアウトプットに対する審査（以下「レビュー」という。）を実施するとともに、記録を管理する。

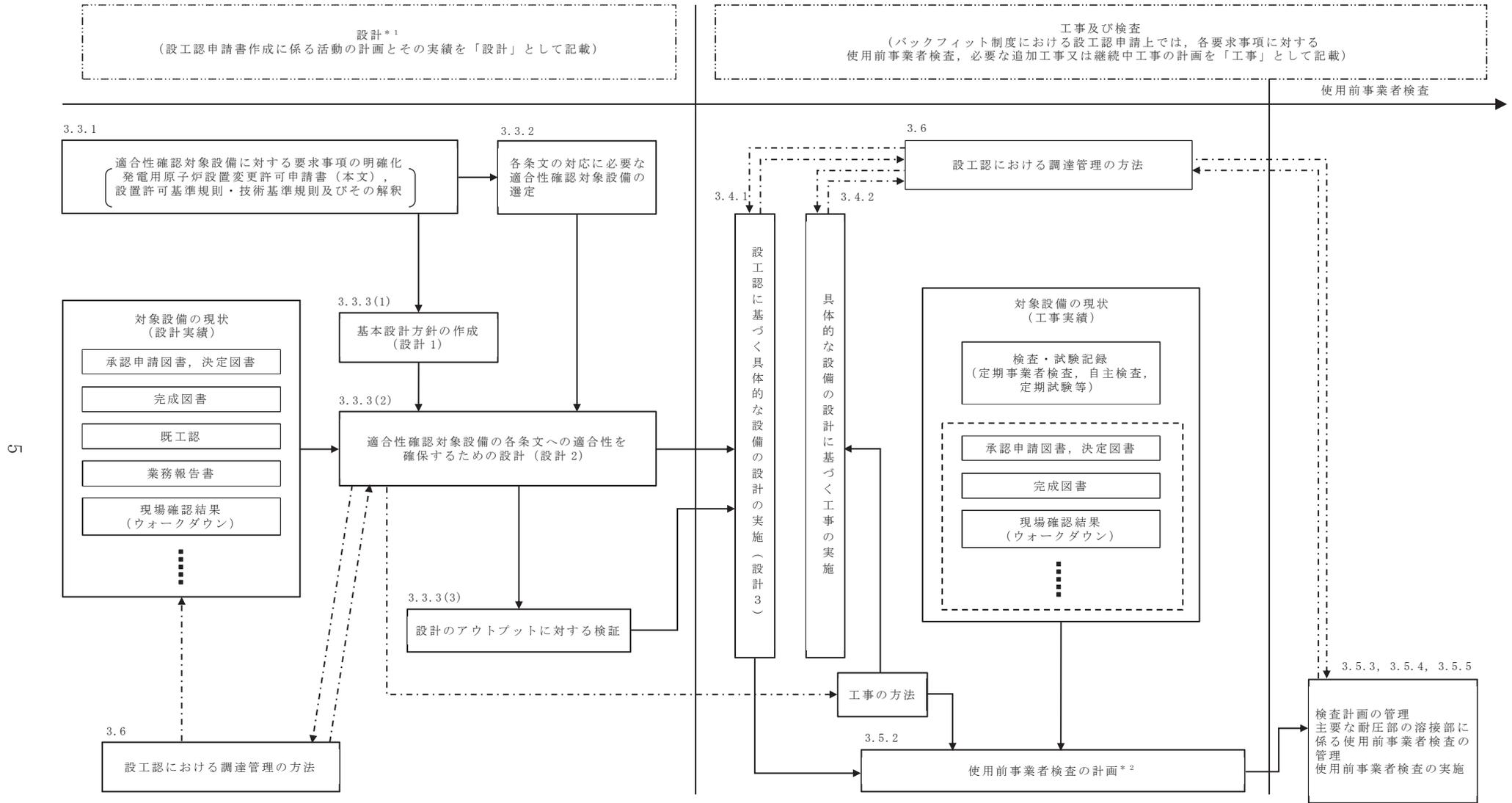
なお、設計の各段階におけるレビューについては、本店組織及び発電所組織で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。

設工認のうち、主要な耐圧部の溶接部に対する必要な検査は、「3.3 設計に係る品質管理の方法」、「3.4 工事に係る品質管理の方法」、「3.5 使用前事業者検査の方法」及び「3.6 設工認における調達管理の方法」に示す管理（表 3.2-1 における「3.3.3(1) 基本設計方針の作成（設計1）」～「3.6 設工認における調達管理の方法」）のうち、必要な事項を適用して設計、工事及び検査を実施し、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認する。

表 3.2-1 設工認における設計，工事及び検査の各段階

各段階		保安規定品質マネジメントシステム計画の対応項目	概要
設計	3.3	設計に係る品質管理の方法	7.3.1 設計開発計画 適合性を確保するために必要な設計を実施するための計画
	3.3.1	適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化	7.3.2 設計開発に用いる情報 設計に必要な技術基準規則等の要求事項の明確化 技術基準規則等に対応するための設備・運用の抽出
	3.3.2	各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定	
	3.3.3(1)*	基本設計方針の作成（設計1）	7.3.3 設計開発の結果に係る情報 要求事項を満足する基本設計方針の作成
	3.3.3(2)*	適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2）	7.3.3 設計開発の結果に係る情報 適合性確認対象設備に必要な設計の実施
	3.3.3(3)	設計のアウトプットに対する検証	7.3.5 設計開発の検証 基準適合性を確保するための設計の妥当性のチェック
	3.3.4*	設計における変更	7.3.7 設計開発の変更の管理 設計対象の追加や変更時の対応
工事及び検査	3.4.1*	設工認に基づく具体的な設備の設計の実施（設計3）	7.3.3 設計開発の結果に係る情報 7.3.5 設計開発の検証 設工認を実現するための具体的な設計
	3.4.2	具体的な設備の設計に基づく工事の実施	— 適合性確認対象設備の工事の実施
	3.5.1	使用前事業者検査での確認事項	— 適合性確認対象設備が，認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること，技術基準規則に適合していること
	3.5.2	使用前事業者検査の計画	— 適合性確認対象設備が，認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであることを確認する計画と方法の決定
	3.5.3	検査計画の管理	— 使用前事業者検査を実施する際の工程管理
	3.5.4	主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理	— 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査を実施する際のプロセスの管理
	3.5.5	使用前事業者検査の実施	7.3.6 設計開発の妥当性確認 8.2.4 機器等の検査等 適合性確認対象設備が，認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであることを確認
調達	3.6	設工認における調達管理の方法	7.4 調達 8.2.4 機器等の検査等 適合性確認に必要な，設計，工事及び検査に係る調達管理

注記\*：「3.2.2 設計，工事及び検査の各段階とその審査」で述べている「設計の各段階におけるレビュー」の各段階を示す。



注記\*1: バックフィット制度における設工認申請上の「設計」とは、要求事項を満足した設備とするための基本設計方針を作成(設計1)し、既に設置されている設備の状況を念頭に置きながら、適合性確認対象設備を各条文に適合させるための設計(設計2)を行う業務をいう。  
また、この設計の結果を基に、設工認として申請が必要な範囲について、設工認申請書にまとめる。

\*2: 条文ごとに適合性確認対象設備が技術基準規則に適合していることを確認するための検査方法(代替確認の考え方を含む。)の決定とその実施を使用前事業者検査の計画として明確にする。

□ : 設工認の範囲

- - - - -> : 必要に応じ実施する業務の流れ

図3.2-1 設工認における設計、工事及び検査の流れ

### 3.3 設計に係る品質管理の方法

#### 3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化

設計を主管する箇所の長は、設工認における技術基準規則等への適合性を確保するために必要な要求事項を明確にする。

#### 3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定

設計を主管する箇所の長は、設工認に関連する工事において、追加・変更となる適合性確認対象設備（運用を含む。）に対する技術基準規則への適合性を確保するために、実際に使用する際の系統・構成で必要となる設備・運用を含めて、適合性確認対象設備として抽出する。

#### 3.3.3 設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証

設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を確保するための設計を以下のとおり実施する。

##### (1) 基本設計方針の作成（設計1）

「設計1」として、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項を基に、必要な設計を漏れなく実施するための基本設計方針を明確化する。

##### (2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2）

「設計2」として、「設計1」で明確にした基本設計方針を用いて適合性確認対象設備に必要な詳細設計を実施する。

なお、詳細設計の品質を確保する上で重要な活動となる「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について、個別に管理事項を計画し信頼性を確保する。

##### (3) 設計のアウトプットに対する検証

設計を主管する箇所の長は、「設計1」及び「設計2」の結果について、適合性確認を実施した者の業務に直接関与していない原設計者以外の要員に検証を実施させる。

#### 3.3.4 設計における変更

設計を主管する箇所の長は、設計の変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、設計結果を必要に応じ修正する。

### 3.4 工事に係る品質管理の方法

工事を主管する箇所の長は、工事段階において、設工認に基づく具体的な設備の設計（設計3）、その結果を反映した設備を導入するために必要な工事を以下のとおり

実施する。

また、これらの活動を調達する場合は、「3.6 設工認における調達管理の方法」を適用して実施する。

#### 3.4.1 設工認に基づく具体的な設備の設計の実施（設計3）

工事を主管する箇所の長は、工事段階において、以下のいずれかにより、設工認に基づく製品実現のための具体的な設備の設計（設計3）を実施する。

- (1) 自社で設計する場合
- (2) 「設計3」を本店組織の工事を主管する箇所の長が調達し、発電所組織の工事を主管する箇所の長が調達管理として「設計3」を管理する場合
- (3) 「設計3」を発電所組織の工事を主管する箇所の長が調達し、かつ、調達管理として「設計3」を管理する場合
- (4) 「設計3」を本店組織の工事を主管する箇所の長が調達し、かつ、調達管理として「設計3」を管理する場合

#### 3.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施

工事を主管する箇所の長は、設工認に基づく設備を設置するための工事を、「工事の方法」に記載された工事の手順並びに「3.6 設工認における調達管理の方法」に従い実施する。

### 3.5 使用前事業者検査の方法

使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、保安規定に基づく使用前事業者検査を計画し、工事実施箇所からの独立性を確保した検査体制のもと、実施する。

#### 3.5.1 使用前事業者検査での確認事項

使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するために以下の項目について検査を実施する。

- (1) 実設備の仕様の適合性確認
- (2) 実施した工事が、「3.4.1 設工認に基づく具体的な設備の設計の実施（設計3）」及び「3.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施」に記載したプロセス並びに「工事の方法」のとおり行われていること。

これらの項目のうち、(1)を表3.5-1に示す検査として、(2)を品質マネジメントシステムに係る検査（以下「QA検査」という。）として実施する。

(2)については、工事全般に対して実施する。

また、QA 検査では上記(2)に加え、上記(1)のうち工事実施箇所が実施する検査の、記録の信頼性確認を行い、設工認に基づく検査の信頼性を確保する。

### 3.5.2 使用前事業者検査の計画

検査を担当する箇所の長は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、使用前事業者検査を計画する。

使用前事業者検査は、「工事の方法」に記載された使用前事業者検査の項目及び方法並びに表 3.5-1 に定める要求種別ごとに確認項目、確認視点及び主な検査項目を基に計画を策定する。

適合性確認対象設備のうち、技術基準規則上の措置（運用）に必要な設備についても、使用前事業者検査を計画する。

個々に実施する使用前事業者検査に加えてプラント運転に影響を及ぼしていないことを総合的に確認するため、定格熱出力一定運転時の主要パラメータを確認することによる使用前事業者検査（負荷検査）の計画を必要に応じて策定する。

また、使用前事業者検査の実施に先立ち、設計結果に関する具体的な検査概要及び判定基準を使用前事業者検査の方法として明確にする。

### 3.5.3 検査計画の管理

検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事業者検査を適切な段階で実施するため、関係箇所と調整のうえ検査計画を作成する。

使用前事業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に行われることを適切に管理する。

### 3.5.4 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理

主要な耐圧部の溶接部に係る検査を担当する箇所の長は、溶接が特殊工程であることを踏まえ、工程管理等の計画を策定し、溶接施工工場におけるプロセスの適切性の確認及び監視を行う。

また、溶接継手に対する要求事項は、溶接部詳細一覧表（溶接方法、溶接材料、溶接施工法、熱処理条件、検査項目等）により管理し、これに係る関連図書を含め、業務の実施に当たって必要な図書を溶接施工工場に提出させ、それを審査、承認し、必要な管理を実施する。

### 3.5.5 使用前事業者検査の実施

使用前事業者検査は，検査要領書の作成，体制の確立を行い実施する。

(1) 使用前事業者検査の独立性確保

使用前事業者検査は，組織的独立を確保して実施する。

(2) 使用前事業者検査の体制

使用前事業者検査の体制は，検査要領書で明確にする。

(3) 使用前事業者検査の検査要領書の作成

検査を担当する箇所の長は，適合性確認対象設備が，認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること，技術基準規則に適合していることを確認するため「3.5.2 使用前事業者検査の計画」で決定した確認方法を基に，使用前事業者検査を実施するための検査要領書を作成し，検査実施責任者が制定する。

実施する検査が代替検査となる場合は，代替による使用前事業者検査の方法を決定する。

(4) 使用前事業者検査の実施

検査実施責任者は，検査要領書に基づき，確立された検査体制の下で，使用前事業者検査を実施する。

表 3.5-1 要求事項に対する確認項目及び確認の視点

要求種別		確認項目	確認視点	主な検査項目	
設備	設計 要求	設置 要求	名称，取付箇所，個数，設置状態，保管状態	設計要求どおりの名称，取付箇所，個数で設置されていることを確認する。	据付検査 状態確認検査 外観検査
		機能 要求	材料，寸法，耐圧・漏えい等の構造，強度に係る仕様（要目表）	要目表の記載どおりであることを確認する。	材料検査 寸法検査 建物・構築物構造検査 外観検査
			系統構成，系統隔離，可搬設備の接続性	実際に使用できる系統構成になっていることを確認する。	据付検査 状態確認検査 耐圧検査
			上記以外の所要の機能要求事項	目的とする機能・性能が発揮できることを確認する。	漏えい検査 特性検査 機能・性能検査
	評価 要求	解析書のインプット条件等の要求事項	評価条件を満足していることを確認する。	内容に応じて，評価条件を設置要求，機能要求の検査を適用	
運用	運用要求	手順確認	（保安規定） 手順化されていることを確認する。	状態確認検査	

### 3.6 設工認における調達管理の方法

設工認で行う調達管理は、保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき以下に示す管理を実施する。

#### 3.6.1 供給者の技術的評価

調達を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を有することを判断の根拠として供給者の技術的評価を実施する。

#### 3.6.2 供給者の選定

調達を主管する箇所の長は、設工認に必要な調達を行う場合、原子力安全に対する影響や供給者の実績等を考慮し、「3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用」に示す重要度分類に応じたグレード分けを行い管理する。

#### 3.6.3 調達製品の調達管理

業務の実施に際し、原子力安全に及ぼす影響に応じて、調達管理に係るグレード分けを適用する。

##### (1) 仕様書の作成

調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、保安規定品質マネジメントシステム計画に示す調達要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。（「(2) 調達製品の管理」参照）

調達を主管する箇所の長は、一般産業用工業品を原子炉施設に使用するに当たって、当該一般産業用工業品に係る情報の入手に関する事項及び供給先で検査を行う際に原子力規制委員会の職員が同行して工場等の施設に立ち入る場合があることを供給者へ要求する。

##### (2) 調達製品の管理

調達を主管する箇所の長は、仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間、製品に応じた必要な管理を実施する。

##### (3) 調達製品の検証

調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確実にするために調達製品の検証を行う。

調達を主管する箇所の長は、供給先で検証を実施する場合、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達製品のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。

#### 3.6.4 供給者監査

供給者に対する監査を主管する箇所の長は、供給者の品質保証活動及び健全

な安全文化を育成し維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、供給者監査を実施する。

### 3.7 記録，識別管理，トレーサビリティ

#### 3.7.1 文書及び記録の管理

##### (1) 適合性確認対象設備の設計，工事及び検査に係る文書及び記録

設計，工事及び検査に係る組織の長は，設計，工事及び検査に係る文書及び記録を，保安規定品質マネジメントシステム計画に示す規定文書に基づき作成し，これらを適切に管理する。

##### (2) 供給者が所有する当社の管理下でない設計図書を設計，工事及び検査に用いる場合の管理

設工認において供給者が所有する当社の管理下でない設計図書を設計，工事及び検査に用いる場合，供給者の品質保証能力の確認，かつ，対象設備での使用が可能な場合において，適用可能な図書として扱う。

##### (3) 使用前事業者検査に用いる文書及び記録

使用前事業者検査として，記録確認検査を実施する場合に用いる記録は，上記(1)，(2)を用いて実施する。

#### 3.7.2 識別管理及びトレーサビリティ

##### (1) 測定機器の管理

設計又は工事を主管する箇所の長並びに検査を担当する箇所の長は，保安規定品質マネジメントシステム計画に従い，設計，工事及び検査で使用する測定機器について，校正・検証及び識別等の管理を実施する。

##### (2) 機器，弁及び配管等の管理

工事を主管する箇所の長は，機器，弁及び配管等について，保安規定品質マネジメントシステム計画に従った管理を実施する。

### 3.8 不適合管理

設工認に基づく設計，工事及び検査において発生した不適合については保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき処置を行う。

## 4. 適合性確認対象設備の施設管理

適合性確認対象設備の工事は，保安規定に規定する施設管理に基づき業務を実施する。

## V 変更の理由

## V 変更の理由

平成 24 年 6 月の「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の改正及び関連規則等の改正を踏まえ、重大事故等に対処するために必要な施設の整備など、実用発電用原子炉及びその附属設備の基本設計方針等の変更を行う。